官報 号外 昭和三十年七月三十日

○国第二十二回会 参議院会議録追録

○質問主意書及び答弁書

内閣参質二二第一号

昭和三十年六月十七日

内閣総理大臣　鳩山　一郎

参議院議長河井彌八殿

参議院議員田中一君提出国家公務員法を適用される職員の中現業的職務にある職員の人事行政に関する質問に対する答弁書の補足を別紙のとおり送付する。

追て、本答弁書の補足は、昭和三十年四月九日内閣参質二二第一号により答弁した二の質問事項についての調査結果であるから念のため申し添える。

参議院議員田中一君提出国家公務員法を適用される職員の中現業的職務にある職員の人事行政に関する質問に対する答弁書の補足

一、常勤労務者等在職状況統計表

（昭和三〇年四月一日現在）（人事院調査）

一、本統計について

この統計は、人事院規則二一―六（人事統計報告）に定められている常勤労務者等在職状況四半期統計報告によつて年四回（一月、四月、七月、十月の各月一日現在）各省庁から定期的に報告の提出を求め（今回が最初である）、それを集計して作成したものである。なお、国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法適用者――いわゆる五現業の職員――は別表（Ⅲ表）にしてある。

二、職名の分類について

この統計で用いられている職名の分類は、次に示す基準によつてなされている。

（一）「労務職員」

守衛監視、小使、給仕、人夫、作業員、土木工夫、雑役夫、清掃人、消毒夫、炊事夫、現場労務者等いわゆる単純な労務に服する職員

（二）「一般技能職員」

大工、石工、電工、自動車運転手、自動車助手、電話交換手、昇降機手、栄養士、調理士、理髪士、写真工、製材工、溶接工、組立工、機械操作手、印刷工、修理工、映写技術士等肉体労働と関連ある特殊の技能経験を必要とする職務に従事する職員

（三）「船舶技能職員」

船舶乗組員であつて、船長、機関長、甲板員、機関員等船舶に関する特殊の技能経験を必要とする職務に従事する職員

（四）「事務職員」

一般事務に従事する職員

（五）「一般技術職員」

技術指導、設計、実験等一般技術に従事する職員

（六）「医療職員」

医師、歯科医師、薬剤師である職員

（七）「医療技術職員」

看護婦、保健婦、助産婦、看護助手、レントゲン技術者、病理細菌技術者、歯科技工、義し工、歯科衛生士等医療技術的職務に従事する職員

（八）「その他」

（一）から（七）までのいずれの分類にもよりがたい職員を一括したが、備考欄にその省庁におけるおもなものについての注を加えた。

三、結果の概要

一般職国家公務員のうち、常勤労務者等在職職員数は四月一日現在で二五、三三八名であり、これを職名別にみると第一表のとおりで、事務職員が最も多く九、五五二人で全体の約四〇％である。次いで一般技能職員の四、三一二人、一般技術職員の四、二〇六人、労務職員の三、四〇七人等の順となつている。

次に、在職者の多い省庁とその在職者数をみると第二表のとおりで、建設省の在職者数が最も多く六、一〇六七人、次は農林省の三、二八五人、次いで労働省、食糧庁、国立学校（文部省）、北海道開発庁等となりいずれも二千人を超える在職者を持つており、以上の省庁のみで全在職者数の約八五％になる。また、級別（一般俸給表の職務の級で表わす）に在職者数をみるとその構成は第三図のとおりで、四級が一番多く、次いで三級、五級、六級、七級の順に多く、以上の三級から七級までの在職者で全体の約九五％になる。

四月一日現在在職者のいない省庁は統計表にのせてない。

第一図　在職者数職名別百分比

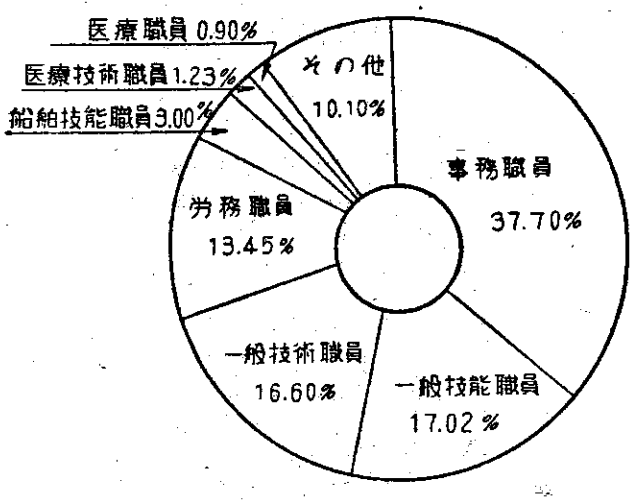

第一表　職名別在職者数

職名	在職者数	%
事務職員	9,552	37.70
一般技能職員	4,312	17.02
一般技術職員	4,206	16.60
労務職員	3,407	13.45
船舶技能職員	761	3.00
医療技術職員	312	1.23
医療職員	227	0.90
その他	2,561	10.10
計	25,338	100.00

第二表　主要省庁別在職者数

省庁名	在職者数	%
建設省	6,067	23.94
農林省	3,285	12.96
労働省	2,517	9.93
食糧庁	2,460	9.71
（文部省）国立学校	2,452	9.68
北海道開発庁	2,186	8.63
運輸省	1,930	7.62
厚生省	1,575	6.22
法務省	1,010	3.99
その他	1,856	7.32
計	25,338	100.00

第二図　在職者数省庁別百分比

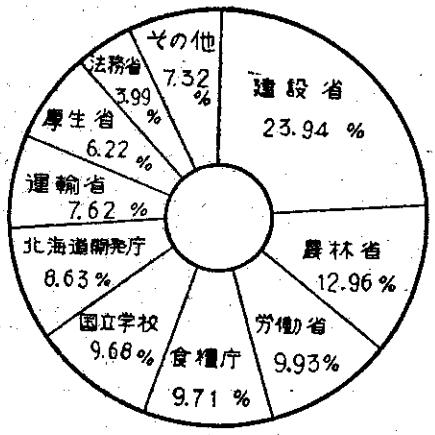

第三図　在職者数級別百分比

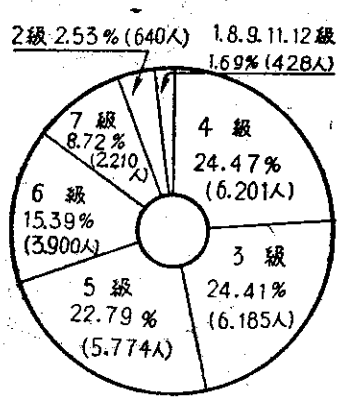

I　省庁別、職名別在職者数

省庁名＼職名	労務職員	一般技能職員	特殊技能職員	事務職員	一般技術職員	医療職員	医療技術職員	その他	計	備考
会計検査院	10	4							14	
人事院	3	3				1	2		9	
法務局	2								2	
総理府	2	3		88			4		97	
警察庁				32					32	
国家消防本部				3	14				17	
宮内庁	71	34		3				1	109	
建設庁	9	1				10	11		31	
行政管理庁	11	7		62					80	
北海道開発庁	483	553	98	562	489			1	2,186	
自治庁				33		1			34	

経済審議庁				42	1		1		44	
法務省	105	43		855		3	4		1,010	
検察庁	24			25					49	
外務省	15	8		202			5		230	
大蔵省	74	37	60	72		7	16		266	
国税庁	222	91		34		5	51		403	
文部省	31	10		31	47		2	1	122	
国立学校	836	379	17	781	206	36	174	23	2,452	研究補助員
文化財保護委員会	6	3		7					16	
厚生省	174	3	10	1,058	39	163	25	103	1,575	教官ほか
農林省	574	199	25	736	1,751				3,285	
食糧庁					33			2,427	2,460	農産物検査補助員
林野庁	10	9		133			1		153	
水産庁	7	1	15	57	66			2	148	養魚手
運輸省	283	332	536	505	263	1	7	3	1,930	潜水夫
労働省	10	20		2,487					2,517	
建設省	445	2,572		1,744	1,297		9		6,067	
計	3,407	4,312	761	9,552	4,206	227	312	2,561	25,338	

Ⅱ 省庁別、級別在職者数 (昭和30年4月1日現在)

省庁名＼級	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	計
会計検査院										6	2	5	1			14
人事院										2	3	2		2		9
法制局											1	1				2
総理府						1		1	16	24	7	16	31	1		97
警察庁											1	10	21			32
国家消防本部									1		2	2	12			17

昭和三十年六月三十日　公務員法調査室　官報事務取扱所

宮内庁									1	19	24	18	39	8		109
調達庁							2	4	4	6	15					31
行政管理庁										1	6	30	36	7		80
北海道開発庁								4	327	597	439	675	138	6		2,186
自治庁									1		1	5	27			34
経済審議庁								1	1	7	8	10	17			44
法務省									3	12	46	151	728	58	12	1,010
検察庁										1		1	41	5	1	49
外務省							13	5	16	18	36	50	80	12		230
大蔵省				2	2	2	3	4	10	16	36	67	100	18	6	266
国税庁							3	1	13	50	146	105	61	6	18	403
文部省						3		2	4	10	28	33	37	4	1	122
国立学校									43	140	348	746	962	163	50	2,452
文化財保護委員会											4	5	7			16
厚生省							4	2	7	33	128	203	1,094	100	4	1,575
農林省							1	67	166	293	804	1,076	677	183	18	3,285
食糧庁									81	367	1,319	649	44			2,460
林野庁									5	42	37	58	11			153
水産庁										4	24	63	54	2	1	148
運輸省								7	194	308	642	412	164	3		1,930
労働省									2	46	204	543	1,659	59	4	2,517
建設省						2		177	1,315	1,698	1,463	1,265	144	3		6,067
計				2	2	8	26	275	2,210	3,900	5,774	6,201	6,185	640	115	25,338

Ⅲ　国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法適用職員省庁別職名別在職者数

省庁名＼職名	労務職員	一般技能職員	船舶技能職員	事務職員	一般技術職員	医療職員	医療技術職員	その他	計	備考
造幣局	19	20		1		1	4		45	

印刷局	150								150	
林野庁	1,591	3,364	11	4,365			55		9,386	
通商産業省									0	
郵政省		434		544			91	955	2,024	郵政研修生
計	1,760	3,818	11	4,910		1	150	955	11,605	

二、非常勤職員在職状況統計表
（昭和三十年四月一日現在）（人事院調査）

一、本統計について

この統計は、人事院規則二一―六（人事統計報告）によつて各省庁から定期的に報告の提出を求め、それを集計して作成したものであり、国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法適用者――いわゆる五現業の職員――は対象外であるが参考のため末尾にのせた。なお、四月一日現在で非常勤職員のいない省庁は本統計表にのせていない。

二、官職の分類の基準について

(1) 「渉外事務専従職員等」から「労務者」までの各官職名は、昭和二十七年人事院指令八―一一（人事院規則八―一二（職員の任免）第十四条の規定に基づく官職の指定）別表に、国の各機関に共通なものとして示されているものである。なお、「渉外事務専従職員」、「翻訳員」、「通訳員」を合わせたものであり、「労務者」とは、「人夫作業員等」以外の労務に服する者」の略である。

(2) 「審議会等の委員等」とは、審議会・審査会・協議会・調査会・評議員会等の委員・予備委員・臨時委員・幹事・書記等および上記以外の各種委員すなわち専門試験委員・刀剣審査委員等をまとめたものである。

(3) 「各種顧問」とは、外務省顧問・通商産業省顧問とか法律顧問等の顧問という名称のつくものをまとめたものである。

(4) 「各種補助補佐員」とは事務補助員・技術補助員試験補助員等とか教務補佐員・指導補佐員等のように補助員または補佐員という名称のつくものをまとめたものである。

(5) 「その他」には、前(1)～(4)に該当しないものを一括したが、補者欄にその省庁におけるおもなものについての注を加えた。

三、結果の概要

一般職国家公務員のうち、非常勤官職を占める職員は、四月一日現在で約四十二万人で昨年十月一日現在の約五十三万人と比べると約十一万人減少をみせている。

これを第一表の官職名別に見ると大きく減つているのは、「その他」の二二二、八七四人、「各種補助補佐員」の三二、六七八人の減少である。これは、「その他」から農林省（作物調査員、農作物検査報告員等）で「各種補助補佐員」は食糧庁（食糧管理事務補助員）で大きく減つたためである。その他では「労務者」・「書記」・「調査員」等が減少を示している。増加の方では、「統計調査員」が一四八、四二二人大きくふえている。これは農林省で四月一日から統計調査員制度再編整備により、作物調査員、農作物検査報告員等の職名が変り、その一部が統計調査員となつたためである。その他では、「審議会等の委員等」・「事務補佐員」等がふえている。

次に在職者の多い省庁とその在職者数をみると第二表のとおりで、相変らず農林省の在職者が抜群に多く、その数は約二十三万人で全体の五四・六五％がこの省に在職している。次いで食糧庁、法務省、建設省、文部省の順にいずれも一万人を超える在職者を持つており、以上の省庁の在職者で全体の九二％になる。

また、在職者の多い官職は、第三表と第二図のとおりで、農林省、運輸省の統計調査員（約二十万一千人全体の四七％）、食糧庁の食糧管理事務補助員（約六万五千人一五％）建設省、農林省等の労務者（約四万二千人一〇％）等である。

労務者は建設省に非常に多く、約二万五千人、全労務者の六〇％がこの省に在職する。次いで文部省、農林省、北海道開発庁等に多く見られる（第四表と第三図）。

第一表　月別官職別在職者数

官職名 ／ 年月日等	渉外事務専従職員等	調査員	講師	研究員	医員	薬剤員	看護婦	事務補佐員	技術補佐員	統計調査員	労務者	審議会等の委員等	各種顧問	各種補助補佐員	その他	計
昭和29年10月1日	24	1,189	4,781	139	1,850	5	91	1,935	459	53,084	56,611	20,112	52	102,581	286,132	529,045
昭和30年4月1日	8	204	3,378	100	1,760	8	69	2,006	351	201,506	42,126	25,328	44	69,903	73,258	420,049
増△減	△16	△985	△1,403	△39	△90	3	△22	71	△108	148,422	△14,485	5,216	△8	△32,678	△212,874	△108,996

第一図　在職者数省庁別百分比

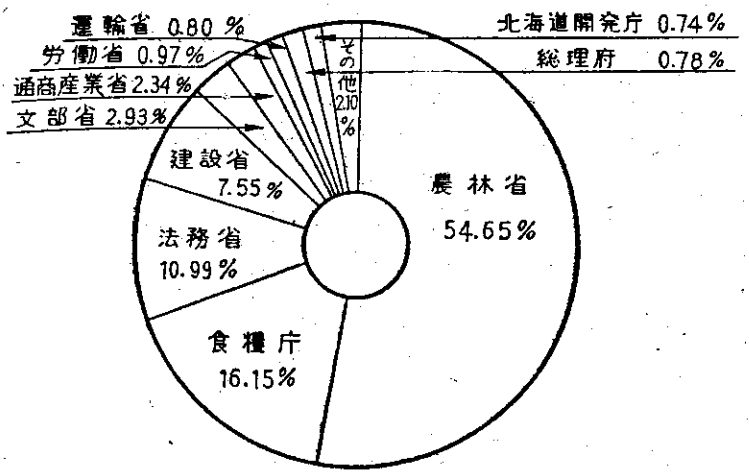

第二表　主要省庁別在職者数

省庁名	在職者数	%
農林省	229,528	54.65
食糧庁	67,823	16.15
法務省	46,134	10.99
建設省	31,703	7.55
文部省	12,279	2.93
通商産業省	9,838	2.34
労働省	4,171	0.97
運輸省	3,370	0.80
総理府	3,282	0.78
北海道開発庁	3,121	0.74
その他	8,800	2.10
計	420,049	100.00

第二図　在職者数官職別百分比

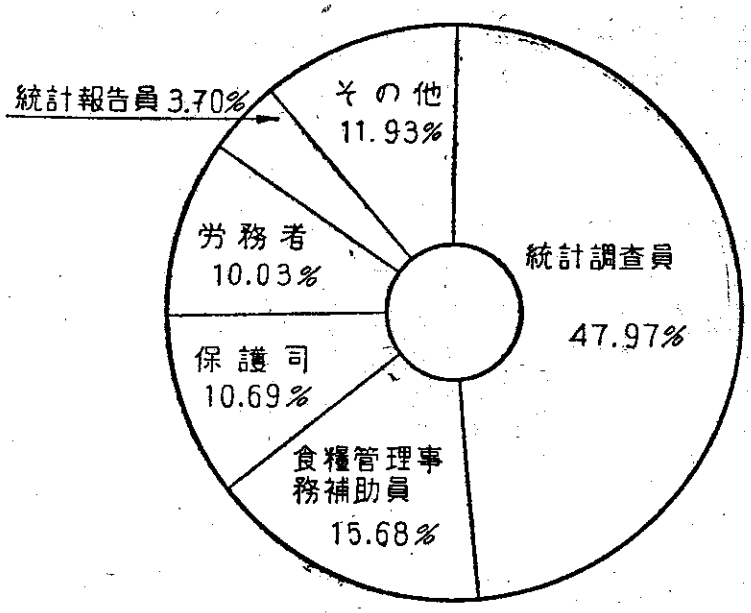

第三表　主要官職別在職者数

官職名	在職者数	%
統計調査員	201,506	47.97
食糧管理事務補助員	65,861	15.68
保護司	44,905	10.69
労務者	42,126	10.03
統計報告員	15,540	3.70
その他	50,111	11.93
計	420,049	100.00

注　本表の「その他」は第一表の「その他」とは異なる。

第三図　労務者省庁別百分比

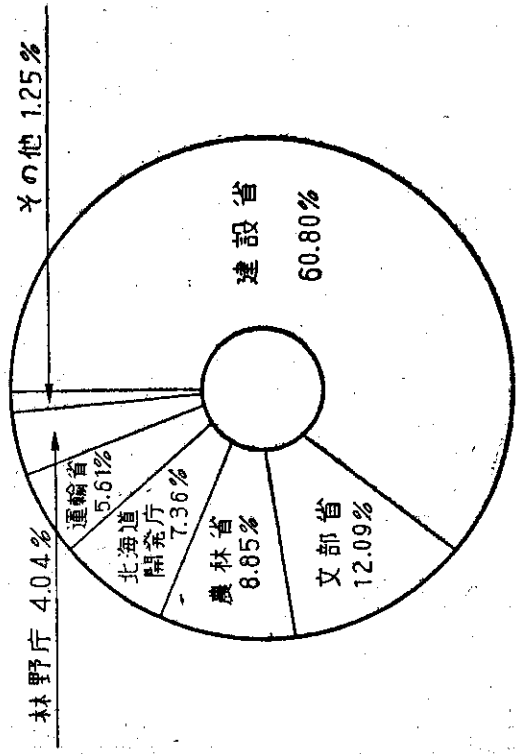

第四表　主要省庁別労務者在職者数

省庁名	在職者数	%
建設省	25,613	60.80
文部省	5,095	12.09
農林省	3,728	8.85
北海道開発庁	3,101	7.36
運輸省	2,363	5.61
林野庁	1,701	4.04
その他	525	1.25
計	42,126	100.00

I　月別、省庁別在職者数

省庁名＼年月日	昭和29年1月1日	昭和29年4月1日	昭和29年10月1日	昭和30年4月1日
会計検査院	1	1	1	1
人事院	45	34	57	105
総理府本府	2,470	2,225	2,097	3,282
国家地方警察本部	2,690	2,706	昭和29年7月1日廃庁	—
警察庁	—	昭和29年7月1日新設	1,971	2,045
国家消防本部	20	4	2	3
宮内庁	128	197	83	79
調達庁	195	198	171	251
行政管理庁	101	16	17	17
自治庁	58	14	18	20
経済審議庁	30	16	37	38
北海道開発庁	4,236	2,960	2,950	3,121
法務省本省	42,288	42,536	41,527	46,134
司法試験管理委員会	3	19	61	19
公安審査委員会	3	3	3	3
外務省	328	308	318	95
大蔵省本省	613	748	576	239
国税庁	1,690	1,749	1,485	1,190
文部省本省	9,270	8,966	12,699	12,279
文化財保護委員会	436	421	421	407
厚生省本省	1,695	1,436	1,899	1,092
引揚援護庁	59	昭和29年4月1日から厚生省の内局	—	—
農林省本省	283,984	275,752	299,181	229,528

食糧庁	42,423	33,604	100,487	67,823
林野庁	217	114	1,722	1,743
水産庁	209	226	245	38
通商産業省本省	10,949	11,280	11,914	9,838
特許庁	88	103	109	118
中小企業庁	100	153	119	114
運輸省本省	4,319	3,619	4,021	3,370
捕獲審検再審査委員会	12	12	12	12
船員労働委員会	171	171	171	170

海上保安庁	769	772	794	765
海難審判庁	41	41	38	38
郵政省	82	91	86	79
労働省本省	5,258	4,355	4,490	4,171
中央労働委員会	21	21	21	21
公共企業体等仲裁調停諮委員会	95	91	91	92
建設省本省	35,727	35,131	39,201	31,703
住宅金融公庫	—	—	—	6
計	450,824	430,093	529,045	420,049

Ⅱ 省庁別、官職別在職者数（昭和30年4月1日現在）

省庁名＼官職名	渉外事務等	連絡員	調査員	講師	研究員	医員	薬剤員	看護婦	事務補佐員	技術補佐員	統計調査員	労務者	審議会等の委員	各種顧問	各種補佐補助員	その他	計	備考（「その他」のうちのおもなもの）
会計検査院						1											1	
人事院									14				91				105	
総理府本府						9			1,065				1,753			455	3,282	臨時雇計員
警察庁				2		9			5	1		7				2,021	2,045	密航監視哨員
国家消防本部									3								3	
宮内庁			2						4	10		51				12	79	楽生
調達庁						1							250				251	
行政管理庁					1								16				17	
自治庁													11			9	20	参与
経済審議庁			1										21			16	38	部員
北海道開発庁												3,101	20				3,121	
法務省本省				32		126	2	6	28	26			1,006	1		44,907	46,134	保護司
司法試験管理委員会													19				19	

公安審査委員会												3				3	
外務省		50			3			2	2			32	4		2	95	参与
大蔵省本省		5			40	1	3					188			2	239	参与
国税庁		1		1	494	1	13	50	41		65	208		316		1,190	
文部省本省	3	42	3,251	58	419		4	37	100		5,095	2,700		103	467	12,279	臨時雇生
文化財保護委員会	1	17		5					9			348			27	407	臨時雇生
厚生省		5	9	2	332			84	5	1	7	647				1,092	
農林省本省		10		23	11	1	2		8	200,000	3,728	480		504	24,761	229,528	農林統計報告員 水産 〃
食糧庁					44									67,746	33	67,823	サイロ作業員
林野庁				7	5						1,701	30				1,743	
水産庁	2		13		1			5	8						9	38	漁業取締監視員
通商産業省本省	2	14		2	39		18	6		1,505		8,118	37		97	9,838	気象観測員 水位 〃
特許庁								14				104				118	
中小企業庁		56										58				114	
運輸省本省			65		16	1	11	12	141		2,363	556		6	199	3,370	気象観測員
捕獲審検再審査委員会								5				7				12	
船員労働委員会												170				170	
海上保安庁			2		10		4				388			361		765	
海難審判庁															38	38	参審員
郵政省											7	72				79	
労働省本省					45	1	3	672				2,381		867	202	4,171	臨時集計員
中央労働委員会												21				21	
公共企業体等仲裁調停諮委員会												92				92	
建設省本省		1	4	1	153		3				25,613	5,926	2			31,703	
住宅金融公庫					2	1	2								1	6	衛生管理者
計	8	204	3,378	100	1,760	8	69	2,006	351	201,506	42,126	25,328	44	69,903	73,258	420,049	

Ⅲ　国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法適用職員在職者数　（昭和30年4月1日現在）

官庁名	渉外事務官	調査員	議事部員	研究員	医員	薬剤員	看護婦	事務補佐員	技術補佐員	統計調査員	労務者	諮問委員会等の委員	各種審議会等の委員	各種調査員	その他の職員	計	備考（「その他」のうちのおもなもの）
法務局											15				15	15	
印刷局			19		2			2	2						25	25	
林野庁		26			378		19		1		93,236				93,660	93,660	
通商産業省					9										9	9	
郵政省	2				34		176	3	4		660			8,075	8,954	8,954	
計	2	26	19		423		195	5	7		93,911			8,075	102,663	102,663	

筑豊炭田地帯の鉱害と遠賀川及び同支流の水害に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和三十年五月二十日

木村禧八郎

参議院議長河井彌八殿

筑豊炭田地帯の鉱害と遠賀川及び同支流の水害に関する質問主意書

昭和二十九年十二月二十四日附「西日本大水害に関する政府の四月九日附答弁書」に対する再質問に対する答弁書（内閣参質第一号）で政府は結語的に次の如く述べている。即ち「遠賀川流域は、極度に開発が進み人口ちゆう密し、加うるに永年にわたる大小炭鉱の石炭採掘による地盤沈下等もあるので目下施行中の遠賀川修補工事を推進すると同時に鉱害復旧工事の促進を図り、できる限り遠賀川流域の根本的治水対策に努める考えである。」これは政府自ら遠賀川水害の原因を石炭採掘に起因するものなりと認められたものと確信する。

この問題を事実と認めて調査する為、小員は現地に赴き数日にわたり、地質学者、建設専門家の協力と、現地の河川工事関係者の技術的説明を求め、かつ被害者の陳情に基き、実状を詳細に調査の結果、問題は河川のみならず、農地、鉄道、住宅、用排水施設等の極めて広汎な事物に被害を与えていることを知つた。まず鉱害の様相を遠賀川の河口から上流に向つて列記すれば

1　日炭高松炭礦及び大正中鶴炭礦の採掘は遠賀川右岸に沿つて大陥没地群を形成し、支線曲川を中心とする地域を荒廃させ、且つ本流右岸堤を著しく沈下させている。

2　三菱新入礦業所の第六、七両坑及び鞍手炭礦の採炭は支流西川を中心とする地域を荒廃させ、その両岸に大陥没地群を形成し、本流左岸堤数キロに亘る堤防の著しい沈下と、それによる漏水と破堤をひき起している。

3　古河礦業所目尾炭坑は遠賀川左岸の広大な農地陥没と、鉄道、県道、人家に著しい沈下を生じている。

4　日鉄二瀬礦業所の採炭は左岸

5　住友忠隈炭礦の乱掘により飯塚駅附近二百五十戸の人家に毎年数回の床上床下浸水被害を与え、飯塚稲の沈下を伴う大陥落地帯を形成している。

6　三井田川第三坑は田川市内彦山川両岸の広大な農地及び人家を陥落させている。

7　以上の各地帯内の支流、西川、戸切川、曲川、黒川、笹尾川、犬鳴川等の河川とそれらの流域は惨憺たる荒廃状態にある。

8　特に一昨年の破堤地点を中心とする六キロ余の遠賀川本流区間には重大な漏水群を生じ、本川は捨ておき難い破堤の危機に直面している。

政府はこの惨状に対する施策として、前掲答弁書において「目下施行中の遠賀川修補工事を推進すると同時に、鉱害復旧工事の促進を図り、でき得る限り遠賀川流域の根本的治水対策に努める考えである」と述べている。しかし果してこの方策で乱掘のため破局的な進行を示している筑豊炭田地帯の鉱害と、それにもとづく遠賀川流域の水害とを防止し得るか否か、その点について以下政府の所信を訊したい。

第一は、政府の云う遠賀川補修工事と鉱害復旧工事は何ケ年計画で、何程の工費をもつて施行されるか、その結果、鉱害と水害の全体のうちどれだけの部分が、どの程度に改善されるか、設計書と図面によつて具体的に示されたい。なお、右の工事進行中に発生する新たな鉱害に対して政府はどう対処するのか、この鉱害と水害の悪循環をどこで切るのか、特にこの点を明らかにされたい。

第二は、鉱業法第五三条に「通商産業局長は、鉱物の掘採が保健衛生上害があり、公共の用に供する施設若しくはこれに準ずる施設を破壊し（中略）、又は農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、著しく公共の福祉に反するようになつたと認めるときは、鉱区のその部分について減少の処分をし、又は鉱業権を取り消さなければならない」とあるが、政府はこれをこの地帯に対して発動させる意思があるか、もしそうでないならば、前掲答弁書において、鳩山総理大臣が、「鉱害防止については従来とも施業案により監督に解決できるか否か、その点について以下政府の所信を訊したい。

第一は、政府の云う遠賀川補修工事と鉱害復旧工事は何ケ年計画で、何程の工費をもつて施行されるか、その結果、鉱害と水害の全体のうちどれだけの部分が、どの程度に改善されるか、設計書と図面によつて具体的に示されたい。なお、右の工事進行中に発生する新たな鉱害に対して政府はどう対処するのか、この鉱害と水害の悪循環をどこで切るのか、特にこの点を明らかにされたい。

第二は、鉱業法第五三条に「通商産業局長は、鉱物の掘採が保健衛生上害があり、公共の用に供する施設若しくはこれに準ずる施設を破壊し（中略）、又は農業、林業若しくはその他の産業の利益を損じ、著しく公共の福祉に反するようになつたと認めるときは、鉱区のその部分について減少の処分をし、又は鉱業権を取り消さなければならない」とあるが、政府はこれをこの地帯に対して発動させる意思があるか、もしそうでないならば、前掲答弁書において、鳩山総理大臣が、「鉱害防止については従来とも鉱業法により監督

も鉱害防止上充分な監督を実施したい」と述べていることは空辞ではないか。政府は吉田前内閣に比して、どうゆう方法で鉱害防止の監督行政を改善しようと考えているか、この点について政府の施策を明らかにされたい。

第三は政府が前掲答弁書において「その採掘跡も四〇％程度の充填を行つているので、沈下は極めて緩慢に進行し」と述べている。しかし沈下の進行速度が緩慢であつても、沈下それ自体が地上の諸施設に実害を与えることは明らかである。それにもかかわらず政府が充填の四〇％をもつて重要河川敷下の石炭採掘を許可した理由を説明されたい。

なお、実害を伴う沈下をほぼ止め得るためには何％の充填を必要とするか技術的に説明されたい。

第四は小員のもつとも憂慮する点で、政府の現在の施策をもつてしては、遠賀川流域全般の水害が防止できないばかりでなく、同河の流路を中心とする中央大手、地方大手各社の乱掘のため、水害は愈々激化してゆくことであるが、これに対する政府の見解如何。

て前記大手各社の採掘区域を五万分の一地形図を用いて左記区分(イ)にそい色分けして、図示し、且つカッペ採炭法その他についての左記(ロ)(ハ)の事実を明らかにされたい。

イ　区分は明治時代、大正時代、昭和元年より同十五年まで、昭和十六年より同二十年まで、昭和二十年以降

ロ　各炭坑について長壁式及びカッペ採炭法を採用した年代、現在カッペ採炭法を採用している炭坑名、カッペの各炭坑別現在合数

ハ　遠賀川第一期改修工事区域内において堤防並びに堤防に近接している箇所の鉱害の図示

第五は遠賀川流域の大鉱害地帯のうち、現在もつとも破堤の憂慮される区域は三菱新入第六、第七両鉱の区域であり新に一昨年の破堤地点を中心とする植木町中ノ江より中間町までの六キロ余の区間に発生した漏水群の問題である。政府は左記の事実(イ、ロ、ハ)を明らかにした上でこれに対する対策を示されたい。

イ　三菱新入六坑、七坑の昭和十六年以来の毎年の出炭量と同上年次別採掘区域の二万五千分ノ一地形図による図示

ロ　遠賀川第一期改修工事区域内において昭和十六年以降に生じた漏水箇所を図示し、その発生の年月と原因

ハ　遠賀川第一期改修工事の竣功した当時の堤防上の標高と、その後の地盤沈下についての水準点測量の成果

第六は前掲答弁書において「なお、堤外の河床高と堤内の地盤高の差については、ほとんど変化は認められないから、これによる水圧及び漏水速度の増加は、問題にならないと考えられる。」と主張されているが、この主張を証明する事実をあげられたい。尚中ノ江左岸の堤防切開工事に伴う九州地方建設局、九州大学工学部、建設省土木研究所等における研究の成果にもとづき再検討された結果は右の主張を完全に証明し得たか否か、実測図その他をもつて技術的に説明されたい。

なお、一昨年破堤当時の洪水位が昭和十年、十六年のものより低く、その洪水量は計画洪水位の半分以下であつた点を、洪水による水圧及び漏水速度の増加の観点を除外して技術的に説明し得るや否やを明らかにされたい。これと関聯して中ノ江左岸の破堤復旧工事の漏水防止対策として堤内に大規模な二段の補助堤を築造する設計を採用された技術的根拠を説明されたい。

第七は前掲答弁書において、採掘範囲の喰違いについてこれを、「縮尺の相違に基く図面の誤差程度」と述べているが、これを取消し、改めて何故にかかる喰違いが生じたかを説明されたい。

なお、堤防その他の沈下量の測量が通産、建設両省において著しく相違していることに対し「目的上一応別個のもの」と述べているが、かかる相違をきたした原因を説明されたい。

内閣参質第二号

昭和三十年六月二十四日

内閣総理大臣　鳩山　一郎

参議院議長河井彌八殿

参議院議員木村禧八郎君提出筑豊炭田地帯の鉱害と遠賀川及び同支流の水害に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

筑豊炭田地帯の鉱害と遠賀川および同支流の水害に対する質問主意書に対する答弁書

一、遠賀川修補工事と鉱害復旧工事について

(1)　遠賀川修補工事について

国直轄で施行中の遠賀川修補工事は、昭和二十年度に着手して以来国家財政の許す限りその進捗に努めて来たところであるが、昭和二十八年の西日本大水害の発生にかんがみ、本修補工事の計画についても再検討が加えられ、別添附図（第一号）掲示のとおり計画を樹立し、昭和二十九年度以降十ケ年間で完成を目途に、鋭意努力している次第である。

しかして、右計画を完成するには、昭和三十年度以降において、約五十億円の事業費を必要とするので、当初計画通り十ケ年間に完成することは困難と考えるが極力短期間に完成せしめるよう努力する所存である。

しかして、右計画工事が完成するにおいては、遠賀川本支川とも計画洪水流量までの出水に対しては、安全となる。

(2)　遠賀川の鉱害復旧工事について

(イ)　特別鉱害については、昭和二十四年より開始して昭和三十二年までに完成する予定であり、昭和二十九年度末までの施行済額は、五億六千八百万円、同三十年度以降の施行予定額は、一億二千七百万円である。

これによつて、別添図面に示される特別鉱害認定工事の復旧は、全部完了する。

(ロ)　一般鉱害のうち臨時石炭鉱害復旧法による復旧工事として、昭和二十七年度より実施した箇所は、別添図面に示されるところで、昭和二十九年度までの工費は、四千万円である。同法の立前上各年度の復旧は、共同処理機関である鉱害復旧事業団が、当該年度の復旧基本計画を作成することになつているので、今後の具体的計画は明示し難いが、今後各般の調査を進めるとともに同事業団を強化して極力復旧の促進を図る考えである。

なお、今後新たに発生する鉱害については、そのつど臨時石炭鉱害復旧法に基き、一般鉱害に繰り入れ、可及的速かに復旧工事を実施せしめる考えである。

二、鉱業法第五十三条の規定による減区または鉱業権取消の処分は、鉱害の防止または復旧等をもつてするも社会公益が当該区域における石炭資源開発の経済的価値を否定すべき程度に著しく浸害される に至つた場合にのみ発動される措置である。

これを遠賀川流域の筑豊炭田地帯について見るに、当該地は、わが国最重要の産炭地域であり、堤防の鉱害は、施業案による監督と復旧等を実施することによつて、災害の発生を事前に防止することが充分可能であること等を総合的に勘案して、現在のところ鉱業法第五十三条を適用する意思はない。

ただ、遠賀川流域における鉱害の防止については、前回答弁書のとおり従来とも施業案により監督を行つて来たところであるが、その治水対策との関連の重要性にかんがみ、累積鉱害の計画的復旧を促進するとともに鉱害防止対策の確立に努めることとし、今後においても公益に著しく影響を及ぼすおそれのある地下採掘に対しては、個々の炭鉱についてそれぞれの条件を考慮して、採掘方法等の適正をはかる考えである。

三、前回答弁のとおり、本事案の場合は、採掘深度その他の諸条件から、沈下は極めて緩慢に進行し、かつ、均等な沈下を示すものと推定され、地表の施設物件に与える影響は、沈下が急速である場合よりも小さくなるもので、その復旧または事前の措置等を実施することにより河川保護上著しい障害とならないと判断して認可したものである。なお、全充塡を行つても地表の沈下を完全に免れることは困難で、沈下と実害との関係は、沈下量のみでなく、地表の施設物件の内容により個別的に検討を要するから、実害を伴う沈下を防止するには何％の充塡を必要とするかについて一率に結論づけることはできない。

四、戦時および終戦直後の国家的要請に基く強行出炭による累積鉱害に対しては、これを可及的速かに復旧または補修するとともに、採炭の正常化以後においては、前述のごとく石炭の合理的開発と鉱害対策ないし治水対策との関連において調整を図つて来たところであるが今後とも従前以上の監督指導を実施し、貴員の憂慮されることのないよう努める所存である。

遠賀川全域についての各社のカッペ採炭その他についての資料は別添資料のとおりであるが、採掘区域については、多数企業の経営上の秘密に属するものであるから提出致しかねる。

五、(イ)　三菱新入第六・七坑の図面は、前述のごとき理由により提出致しかねる。

(ロ)　遠賀川第一期改修工事区域内において、昭和十六年以降に生じた漏水箇所は、別添附図（第二号）に記載するとおりであつて、その概要は、次のとおりである。

漏水箇所調

本支川名	粁程	所在	左右岸の区分	漏水延長	発生又は発見年月日	調査により判明した事項	摘要
本川	6/0 附近	鹿児島本線鉄道橋下	左	約三〇米	昭和三〇、四、一九	調査中	調査の結果上記のごとき事項は判明したが、漏水の原因は、極めて複雑であるからこれらの事項が漏水に対して具体的にどの程度原因をなしているかの断定は困難である。
〃	7/800	水巻町伊佐座	右	〃一五〇〃	二八、六、二六以前	透水層あり洪水敷深掘あり	
〃	9/0	水巻町北九州工業北上	〃	〃一〇〇〃	〃	〃	
〃	10/500	中間町筑豊線鉄道橋上下	〃	〃三〇〇〃	二八、六、二六		
〃	9/500	中間町砂山	左	〃五〇〃	〃	調査未了	
〃	13/400	香月町唐熊	右	〃二〇〇〃	〃	透水層あり	
〃	8/300	水巻町伊佐座	〃	〃二〇〃	〃	樋管不良箇所あり	
〃	51/00	木屋瀬町中島橋下	〃	〃三〇〃	不詳	透水層あり	
〃	14/100	植木町中之江	左	〃五〇〃	〃	〃	
〃	14/500	〃	〃	〃一〇〇〃	〃	樋管不良箇所透水層あり	
〃	16/300	直方市感田	右	〃二〇〃	二八、六、二六	樋管不良箇所あり	
〃	17/000	〃	〃	〃	〃	〃	
〃	25/200	幸袋町目尾	左	〃	不詳	〃	
彦山川	1/300	直方市下境	〃	〃	三〇、四、一八	〃	
犬鳴川	1/100 附近	植木町天神橋下	〃	〃一〇〇〃	不詳	透水層あり	
〃	1/000	直方市新入	右	〃	二八、六、二八	調査未了	
本川	38/000	稲築町口の春	左	〃	二八、六、二六		

（六）遠賀川第一期改修工事の竣功した当時の堤防の標高とその後の地盤沈下については、当時の竣功縦断面図等戦災により焼失したため拠るべき資料がないので、当時の堤防標高は判明しないから、昭和十九年以後の堤防縦断について調査した結果は、別添附図（第三号・第四号）のとおりである。

なお、これらに対しては前述のとおり、それぞれの措置を講じ万遺憾なきを期する所存である。

六、前回答弁書において「なお堤防の河床高と堤内の地盤高の差についてはほとんど変化は認められないからこれによる水圧および漏水速度の増加は問題とならないと考えられる」と述べているのは、河床と堤内地との不均等沈下は、ほとんど認められないので、そのための水圧増加は、問題にならないという意味である。

なお、一昨年破堤当時の洪水位が昭和十年および同十六年のものよりも低かつたことは事実であるが、地盤沈下の影響による堤防と水位との相対的関係においては、過去の出水に劣らない出水であつたといえる。

質問主意書に破堤当時の洪水量が計画洪水位の半分以下であつたと述べているがかかる事実は認められない。

要するに、破堤の原因は、前回の答弁書に述べたように、破堤地点の地下四―五米の所に存在した透水度の高い砂層が、度重なる出水によつて次第に透水度を高めていたため、前述の大出水により堤内に漏水し、破堤を誘発したものと推定される。

次に、破堤復旧工事の施行に際し二段の補助小段を設けたのは、漏水防止対策であつて、これを設置した技術的根拠は、破堤によつてこの地点は附近の地盤に比して最大八米程度の深掘が生じたため、これを復旧する際には附近の地盤高まで埋め戻しを行い、更にその上に堤防を構築しなければならないが、かくしてできた堤防は、漏水を起しやすいので、その補強のために小段を必要としたもので、普通に行なわれる工法である。

七、採掘範囲の食い違いについては、前回答弁書のとおりであり、前回提出の採掘図（縮尺三千分の一）に最も正確に図示されている。

堤防その他の沈下量の相違については、測量の方法、精度測点の位置、構造その他を異にするため、当然に相違するものであるが、今後は、極力連絡を密にして、積極的に総合的見地から実施するよう措置している。

（附図及び別添図の印刷は省略した。）

筑豊炭田におけるカッペ本数調査表

会社名	炭鉱名	カッペ台数 使用	予備	合計	カッペ採用年月	長壁式採炭法採用年月	明
三井鉱山	田川	2,184	2,760	4,944	昭和24年	不	〃
〃	山野	1,214	1,377	2,591	〃	〃	〃
三菱鉱業	鯰田	2,360	1,539	3,899	〃	〃	〃
〃	飯塚	624	655	1,279	〃	〃	〃
〃	上山田	1,752	139	1,891	〃	〃	〃
〃	新入	723	1,227	1,950	〃	〃	〃
〃	方城	1,875	2,245	4,120	〃	〃	〃
古河鉱業	大峰	3,013	1,204	4,217	〃	〃	〃
〃	目尾	1,113	286	1,399	〃	〃	〃
〃	下山田	585	260	845	昭和27年	〃	〃
住友石炭	忠隈	636	978	1,614	〃	〃	〃
日鉄鉱業	二瀬	2,438	1,024	3,462	昭和26年	〃	〃
〃	嘉穂	1,581	486	2,067	〃	〃	〃
明治鉱業	赤池	340	114	454	昭和28年	〃	〃
〃	平山	242	549	791	〃	〃	〃

麻生鉱業	芳雄	1,861	1,306	3,198	昭和26年	〃
大正鉱業	中藤	1,118	1,642	2,760	〃	〃
貝島炭鉱	大之浦	1,448	1,950	3,398	〃	〃
日本炭鉱	高松	7,495	3,044	10,539	〃	〃
古谷博美	小倉	914	4	918	昭和28年	〃
	合計	33,542	22,789	56,331		〃

註
1. カッペ本数は、昭和30年3月末現在を示す。
2. 炭鉱別の長期式採用年月日は資料がないため不明であるが、大体大正末期乃至昭和初年頃と推定される。

新入炭鉱年別六・七坑別出炭量表

（単位　屯）

年別＼坑口名	六坑	七坑
昭和16年	259,940	269,330
17	244,590	279,990
18	208,160	270,290
19	180,800	257,100
20	101,580	135,447
21	60,790	79,680
22	67,535	108,760
23	81,430	131,000
24	108,849	147,360
25	134,374	165,340
26	130,950	176,650
27	136,220	140,230
28	129,469	140,890
29	102,900	132,100

韓国海苔輸入に伴うわが国浅海漁業に及ぼす影響についての質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和三十年五月二十三日

参議院議長河井彌八殿　　宮山　正一

韓国海苔輸入に伴うわが国浅海漁業に及ぼす影響についての質問主意書

一、韓国海苔の輸入によつてわが国二十数万人に達する零細な海苔漁業者のうける経済的損失は測り知れないものがある。政府が日韓貿易の改善を国策として推進するにあたつて、独り零細な漁民にのみ損失が皺寄せられることは黙過し難い問題である。参議院水産委員会は昨年五月十日国内海苔生産者の保護とその振興のためには将来韓国海苔の輸入は禁止すべきであるとの結論に達し、やむを得ない事情によつて輸入を許可する場合は、最少限度に留むべきは勿論、国内生産増強を期するために生産者の納得する適切な輸入方式を樹立してしかる後に輸入すべきであるとの決議を行い、通産、農林、外務各大臣に手交している。この問題について政府は右の決議を尊重して生産者擁護を第一義とし、国内生産の増強を図る方針を今後も引き続きとるものと考えてもよろしいか。

二、昭和二十九年度の輸入に際しては、通産省の示唆に基いて韓国海苔輸入を取扱う貿易商社、国内販売業者及び生産者の三業界代表は韓国海苔需給調整協議会を設立して、国内生産の擁護と日韓海苔需給の円滑を図るために輸入数量、時期、国内流通の調整を自主的に統制しようとした。通産省の二十九年度の輸入割当は九十商社に割当てられたが、新割当受領者の一部はこの協議会に参加せず独自に輸入を行い国内市場の秩序を乱して異状な高値を現出したことは協議会設立の趣旨に反して遺憾に耐えない。よつて政府は、更に一層この協議会の自主的統制を援助強化する行政措置を考うべきではないのか。

三、昭和三十年度の輸入について去る二月二十四日韓国海苔需給調整協議会は、国内生産量を勘案して生産期終了後の四月以降一億枚の輸入を妥当とする旨を答申し、併せて、海苔需給の円滑を図るために協議会のアウトサイダーをなからしめるよう万全の措置を講ぜられたい旨を申し添えている。しかるに政府は生産期終了後海苔の最大消費時期を見過して二ケ月になんなんとするにもかかわらず何等輸入に関する措置を講ぜず今日に至つている。これは生産者の損失をカバーしてもつとも影響の少い時期に計画的に輸入せしめようとする協議会の自主的な意図を無視していると考えるが、如何なる理由に基いているのか明らかにされたい。

四、仄聞するところによると、輸入方式をめぐつて幾多の暗躍する者が続出し、通商当局の決定を遅らせているといわれ、またその割当一億枚の半量を協議会員外に割当てることに内定したとも聞いている。かかる割当が行われる場合は、昨年度九十商社の割当より商社数を増大し、全く輸入業務を行わない者を実質的に増加せしめ、単なる形式的割当と化するとともに協議会を構成する貿易、問屋商社はその営利的性格より会員たることを避けるに至り、協議会自体は漸次崩壊のやむなきに至ることは明白であつて、生産者代表が参画して行う需給調整はその足場を失つてしまうことも自明である。従つて前年に比すべきもない市場の混乱が起ることは必然である。かかる割当方式は協議会を崩壊せしめる意図といはざるを得ないと思う。自ら協議会中心に運営し得るような割当方式をとり協議会のアウトサイダーをなからしめるよう措置をとるべきであると考えるが、如何であるか。

五、韓国海苔の輸入は日韓貿易の改善に寄与する一面があることは諒承し得るが、国内生産の保護育成が先決の第一条件であり国内生産量の確保によつて漁村永年の恒久策を樹立すべきであつて、それには生産者の意図を強く反映し得る統制機構を自主的に作らせる必要があると考える。よつて政府は協議会の強化の方策を積極的に図るべきではないか。即ち政府は、国内経済と相関連して問題を提起しているといわれるバター、その他の特殊輸入品においてとられている

輸入調整方式を樹立して恒久的対策をとり、徒らに紛争を反覆しないよう考慮すべきではないか、これに対する確たる対策を明示されたい。

内閣参質第三号

昭和三十年五月三十一日

内閣総理大臣　鳩山　一郎

参議院議長河井彌八殿

参議院議員青山正一君提出韓国海苔輸入に伴うわが国浅海漁業に及ぼす影響に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員青山正一君提出韓国海苔輸入に伴うわが国浅海漁業に及ぼす影響についての質問に対する答弁書

一、韓国との貿易を正常化する為には、韓国のりの輸入を認めることが適当であるが、反面これによって生ずる国内のり生産業者への影響を顧慮すべきことも又当然であるので、政府としては主意書記載の通り参議院水産委員会の決議を尊重し、国内のりの生産確保方針に副いつつ、韓国のりの輸入を認める方針である。

二、上記の方針に基き韓国のりの輸入を行うためには、生産業者、販売業者及び輸入業者の統一した意見を尊重することが、適当と考えられるので、今後の輸入に際しても、これらの綜合的意見を尊重してゆく方針である。

三、昭和三十年度の輸入については、韓国のり需給調整協議会より四月以降一億枚の輸入を妥当とする旨の意見の開陳があり、政府としてもこれを早速に実施すべく準備中であるが、外貨割当の方式等について検討を行つている為、現在迄遅延している次第である。

四、現在考慮中の割当方式は、一億枚の半数を、実績を有する者に、半数を実績を有すると否とを問わず、一定の条件を具え、且つ韓国政府の認める輸出機関からの発注をうけた者に対し割当をしようとするものであるが、新たに輸入割当をうけた者についても生産業者、販売業者及び輸入業者の綜合的意見の反映を可能ならしめるよう行政指導を行う方針である。

五、韓国のりの輸入に当つては、国内生産の保護育成を重視すべきことは勿論である。なお韓国のりの恒久的輸入調整の方式については、今後一層検討する方針である。

農業協同組合に対する通運事業免許に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和三十年六月九日

鈴木　一

参議院議長河井彌八殿

農業協同組合に対する通運事業免許に関する質問主意書

通運事業法制定の趣旨は、通運事業の独占と集中を排除して、公正な自由競争のもとに健全な発達を促進し、且つ鉄道による物品運送の効率の向上を期するに外ならない。それ故に営利を目的とすると、しないとに拘らず、又個人、組合、法人であるを問わず、誰でも申請することができ、申請のあつた場合は免許基準によつて審査し、基準に適合していると認めたときは免許されなければならない。

農業協同組合（以下「農協」という）は組合員の経済的、社会的地位の向上、農業生産力の増進と農業経営の合理化を図り、併せて国民経済の発展に寄与することを目的とし、そのため各種事業を行つている。

特に、農協の運輸事業は農業協同組合法（以下「農協法」という）第十条第一項第三号、第三号の二、第六号及び第十二号の事業として認められているのであるが、特に

(一) 輸送は生産、分配、消費と密接不可分の関係にあり、且つこれらを繋ぐ紐帯をなすと共に物の効用を増加させるもので、農協事業の進展、農業生産力の向上及び農家経済の充実も輸送を度外視しては到底あり得ない。

(二) 農協は組合員の生産した物を最も有利に目的地に運び又組合員の必要な生産、生活必需資材を適期に、確実に輸送すべき責任を負荷されている。

(三) 農協が自ら輸送することは第三者からの中間搾取を防ぐことができ、又生産と消費との直結によつて流通過程における諸経費を最大限に節約することができる。

(四) 農協はかかる点から輸送や保管の施設を拡充整備しており、全国的な共通利害のもとに総合的に、且つ計画的に輸送を実施せんとしている。

(五) 農協は前述の通り、農協法の第十条で運輸事業を行うことはできるが、その場合、農協法は一般法であるから、特殊法である道路運送法及び通運事業法の免許を受けなければ貨物自動車運送事業や通運事業を経営することはできない。

(六) それ故に農協が一般区域貨物自動車運送事業の免許をうけたことも、又通運事業の免許を受けようとすることも当然の措置である。

右の理由から農協は当局に対し過去数年間にわたり通運事業の免許について確固たる具体的な取扱方針を明示し、即急に免許するよう要請して来たが、仲々進展しないので、これが促進方につき農協から度々陳情をうけている。

よつて左記の諸点に関し当局の回答を願い度い。

記

一、従来業協が通運事業の免許申請した件数はどの位あつたか。

二、右のうち今まで免許されたのは何件で、駅数及び駅名は。

三、農協の場合の免許の内容はどうなつているか。

四、申請を却下した事実ありや、その場合の具体的理由は。

五、米穀の自由販売も予測され、昭和三十年度産米より事前売渡申込制の実施に対処して、農協が通運事業の免許をうける必要性が更に強くなつたものとも考えられるが、この点についての見解はどうか。

六、既存業者の反対を恐れ、或は既存業者の温存のみを考え、農協の通運事業免許を極力阻止しているが如きことを聞くが、その事実ありや。

内閣参質第四号

昭和三十年六月十七日

内閣総理大臣　鳩山　一郎

参議院議長河井彌八殿

参議院議員鈴木一君提出農業協同組合に対する通運事業免許に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員鈴木一君提出農業協同組合に対する通運事業免許に関する質問に対する答弁書

一、免許申請件数

滋賀農協　堅田外二十五駅申請

愛知　〃　安城外一駅　〃

兵庫　〃　本龍野外三十三駅申請

宮城　〃　陸前古川外八駅　〃

滋賀　〃　能登川外四駅　〃

富山　〃　石動外五駅　〃

秋田　〃　東能代外十一駅　〃

富山　〃　三日市外三駅　〃

計八件　九九駅

二、免許件数、駅名、駅数

滋賀農協　七駅（堅田、野州、河瀬、近江八幡、三雲、深川、醒ヶ井）免許

愛知　〃　一駅（安城）免許

宮城　〃　二駅（陸前古川、鹿島台）免許

富山　〃　二駅（石動、入善）免許

計四件　一二駅

三、免許内容

農協の免許内容は、次のように業務の範囲が限定されている。

荷主　農業協同組合（連合会を含む）及び組合員

物品の種類　米麦、野菜果実等の農産品、薪炭、肥料、飼料、農器具等が主なものである。

四、却下理由

申請事案に対して却下した事実はある。

個々の処分の理由は多少異るわけであるが

(一) 申請者の確保数量が充分でなく従つて健全経営の見透がない。

(二) 店舗、倉庫等の施設又は運搬員等が単協に依存して県連としての運営に欠ける点がある。

(三) 申請駅の営業貨物が僅少である。

(四) 複数化が完了している駅においては需給の均衡から更に供給力を投入する必要がない。

等の理由が免許基準の各号に適合しないことによるものである。

五、関係機関と目下打合中であるので、昭和三十年六月二十五日に回答したい。

六、通運事業の免許の可否は、法律の規定する免許基準に照らして決するのであつて、既存業者の反対、或はその温存を考慮して農協の免許を殊更に阻止しているような事実はない。

内閣参質二二第四号

昭和三十年六月二十四日

内閣総理大臣　鳩山　一郎

参議院議長河井彌八殿

参議院議員鈴木一君提出農業協同組合に対する通運事業免許に関する質問に対する答弁書の補足

米穀の新集荷方策として事前売渡し申込制度が実施されても、農協が通運事業の免許を受ける必要性が必ずしも強くなつたものとは考えられない。農協の免許申請に対しては、他の申請と同様に法律の免許基準に照らしてその可否を決すべきであると考える。

国土総合開発に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和三十年六月十日

田中　一

参議院議長河井彌八殿

国土総合開発に関する質問主意書

国土総合開発の特定地域計画は総合開発計画の実施という見地から作成されているが、現在既に閣議決定をみた八特定地域計画総合開発事業については各省所管の予算によつて施行されているが、各省においては特定地域のみに重点を置いた予算執行が困難である関係上、特定地域内の事業の促進ということが充分に期待できないのが現状である。又予算的一面に限らず施策においても事業相互間の進度の不均衡のため著しく経済効果を減少させている等、総合開発の発展を阻止する原因をなしている。

よつて政府に左の点につき回答を求める。

一、政府はこの際速かに総合開発関係の予算の統一を図り、合理的に調整するため国土総合開発法第十二条、第十三条の規定による相当額の調整費を計上して、項、目を明確にし、又計画施策の面においても更に合理的な改善を図るべきものと思考するが、この点について政府の基本的な意見を承りたい。

二、政府は各省の不均衡な（特定地域に重点的にできない）予算で今後総合開発の調整を如何なる方法で実施するのか意見を承りたい。

三、速かに総合開発実施のため地域毎に調整機関を設ける必要があると思うが、政府の意見を承りたい。

四、現在の電源開発会社を発展的に解消し、総合開発会社に改めこれを総合開発実施機関とする意思はないか。

五、総合開発の事業計画は昭和二十五年以降今日まで過去六ケ年間の実績にもさして見るべきものなく、且つ尨大な各省の計画の反面において各都道府県においては財政の窮乏から開発局、開発課等を廃して機構の改革を行おうとする時、経済審議庁においては開発部を新設しようとしている。この開発部が革新的な構想を持つものであるかと見ればさにあらず、まことに旧態然たるものである。只単に長期経済計画関係の業務の増大から国土総合開発関係を分離し開発部を設けるというのである。然るに業務の増大とはいうものの定員は機構改正前と改正後において比較してみても現状維持である。今ここに開発部設置が妥当でないことを明瞭にするため繰返して条項に示すと

1　各都道府県が開発局、開発課を廃して機構改革を行おうとしている。

2　開発部が革新的な構想を持つものでなく旧態依然たる内容であるからには総合開発の推進は図れない。

3　定員において現状維持であるならば今更事新らしい開発部と銘打つて発足しようとすることは時宜に適していない。

以上の理由よりして更に開発部新設の問題を根本的に再検討すべきであると思うが如何。

六、最近通産省と経済審議庁では大体現在の経済審議庁を「経済科学企画庁」として科学技術行政を含む基本的企画とその総合性を行わせるということで構想もほぼまとまつたとされているが（朝日新聞六月九日付）、この点について御説明を承りたい。

七、衆議院商工委員会では内閣に科学技術庁を新設する構想を決議している。又通産省は技術は産業政策と結びつけて考えるべきものとの見解から別個に原子力を含めた技術行政機構を立案している現在、尚更経済審議庁の機構を慎重に研究し機構改革を行うべきであるにも拘らず、只単に長期経済計画の推進、調整、勧告等漠然たる字句の修正のみにて何をもつて業務が増大するといい得るのか。かような推進、整、勧告等は従来この文句を修正するまでもなく当然行つてきたのではないか。或は又これらの字句を修正する以前においてはかような点に全く無関心であつたのか説明を承りたい。

八、経済審議庁設置法の改正はこのような末梢的な改正をしたところで何等意味をなさないと思う。この際更に根本的に再検討され新規な構想のもとに権限の強化を図り機構組織も幹部職員は他省との交流ではなく広く民間の有識者（財界、学界、経済界等）を充当し、内閣の改造と関係なく恒久的に不変の機構たらしめ、日本経済の企画の主体となる行政機関の骨子のもとに機構改革を行うべきものと思うが、御意見を承りたい。

九、以上の点からここに参考までに一県の実例を挙げておく。

記

該県は昨年二十九年六月以降今日迄県独自の経費三千余万円を支出し、総合開発の推進に力を注いできたのであるが、鉄道、道路、農業、灌漑事業等何れも予定の事業費予算の配分なく、ために産業発展上重大な支障を来している現況である。就中隣県を結ぶ唯一の国道の整備事業を見るに、他方の県においては整備されているにもかかわらず、該県においては整備全く不充分で産業の発展振興を妨げているなどは、予算制度と施策の面において大なる欠陥が存在しているからではなかろうか。

内閣参質第五号

昭和三十年六月二十一日

内閣総理大臣　鳩山　一郎

参議院議長河井彌八殿

参議院議員田中一君提出国土総合開発に関する質問に対する答弁書

参議院議員田中一君提出国土総合開発に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員田中一君提出国土総合開発に関する質問に対する答弁書

一、特定地域における事業は広汎多岐にわたり、特定地域内の事業の推進を図るためには、地域外の事

業との関係、引いては各事業の国全体としての進め方についても充分考慮する必要があり、特定地域に特別の予算項目を設定することは慎重に考究すべきことであつて、今後充分検討いたしたい。

然しながら、国土開発審議会の議を経て閣議決定された特定地域開発計画が、その実施の面で充分な進捗をみていないことは事実であり、又各省にまたがる各種事業が相互にバランスのとれた進捗をみることが特に必要であり、今後一層実施の推進特に実施の調整に充分の努力を傾注したいと考えている。又この調整の一方法として、調整費等の計上も考慮されるところであるが、予算編成技術等の関係もあり慎重に検討いたしたい。

二、昭和三十年度に於ける総合開発関係予算全般としては、各事業が不均衡であるとは考えない。然し地域別に事業費を配分した際に若干の不均衡が生ずることは従来の経験に徴しても考えられるので、これを是正するため予め調整を要すると考えられる諸事業については、経済審議庁が中心となつて積極的に調整を図ることとし、又年度の途中で生じて来る種々の調整を要する問題についても、出来得る限り各省の協力を得て実施に遺憾なきを期したい。

三、総合開発を実施するため、地域毎に調整機関を設けることは、現在の行政機構を複雑にし、現下の大きな要請である行政簡素化の方向から言つても問題であり、調整機関の設定は現在のところ必要であるとは考えない。

四、総合開発事業は道路、港湾、電力、治山、治水、かんがい等多岐にわたる総合的事業であつて、国又は公共団体が実施することを適当とするものもあり、従つてこれら事業を全面的に一元的に行うために電源開発株式会社を発展的に解消し、総合開発公社の如きものを設け、その実施機関とすることは適当とは考えない。

なお、水資源の有効利用等一定目的をもつた実施機関については、今後慎重に検討したい。

五、総合開発については如何にしてこれが推進を図るかが大きな課題であり、前各項の御質問にもある様に、今後なすべき大きな問題が種々残されているのであつて、今迄は主として計画立案の段階であつたが、今後は愈々計画を実施し、完成する段階に移つて来たので今後残された問題を充分検討し、適切な推進方策を確立し更に実施に移して行くためには、これを専門に担当する部が必要であると考える。

六、科学技術に関する行政を総合的観点から行うためには、現在の機構を改める方がよい点もあると考えるが、如何なる形において改めるべきかについては運営上種々の問題もあるので、今後慎重に検討いたしたい。

なお、朝日新聞の記事の件は、政府としては、未だ纒つた構想はもつていない。

七、経済審議庁の機構の改正については、長期経済計画が既に実施の段階にきているので、これの円滑な推進を図るため今回必要最少限度の改正を考慮しているのである。即ち長期経済計画の策定及び推進上必要な資料及び説明の要求権と長期経済計画推進上必要な勧告権を新たに規定し、これらに伴つて内部部局の構成所掌事務の変更等の改正を行うこととした次第である。

勿論従来より経済に関する基本的政策の総合調整は行つてきたのであるが、長期経済計画を強力に推進するためには不充分であるので、今後は今回の改正に基き、積極的に総合調整を行つてゆくようにいたしたいと考えている。

また六カ年計画のような大きな作業を行うためには、事務量も増大するものと考える。

なお、原子力を含めた科学技術行政機構の問題は、原子力機構に関する原子力利用準備調査会の意見も近く纒まると考えられるので、これ等も参考にして、慎重に検討したいと考えている。

八、今回の機構の改正は、以上申し述べましたように、第一段として長期計画の推進のため必要最少限度の改正を考えたものであつて、その意味で充分意味があると考える。

なお、民間有識者の意見を広く経済政策の面に反映せしめるよう経済審議会等を今後積極的に活用することを考えており、経済審議庁を経済企画の中心的機構にしてゆくよう努めたいと考えている。

建設省直轄堰堤工事補償に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和三十年六月二十日　鈴木　一

参議院議長河井彌八殿

建設省直轄堰堤工事補償に関する質問主意書

政府は「国土総合開発計画」の事業の一として現在全国各地に堰堤建設工事を行つているが、この間、同じ建設省直轄の工事で、その地理的条件等が全く同一と考えられる地域でありながら、その補償額が著しく差違がある場合がある。この補償額の決定に際して

(1) いわゆる『政治的』にうごいたものが得をして、正直者が馬鹿をみたというような事態があるというが、この点はどうか。

(2) 全国的にそれぞれ実情を異にするとはいいながら、補償項目の種別、基準額について差違があるが、その差違はどのような基準によるものか。

(3) 例えば群馬県藤原ダムと未決定とはいえ、秋田県鎧畑ダムの場合も著しく差違があるが、この差違は如何なる理由によるものか。

われわれの判断では、この両地域の立地条件は殆んど同一と思われるが、如何なる理由により相当の差違があるのか。

以上に関し、できるだけ詳細な御回答を賜わりたい。

内閣参質第六号

昭和三十年六月二十八日

内閣総理大臣　鳩山　一郎

参議院議員鈴木一君提出建設省直轄堰堤工事補償に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員鈴木一君提出建設省直轄堰堤工事補償に関する質問に対する答弁書

政府は現在鬼怒川外十三河川に多目的ダムを建設中であるが、これが補償については、「建設省の直轄の公共事業の施行に伴う損失補償基準（昭和二十九年五月十九日訓令第九号）」に基いてそれぞれ客観的な評価を行い、これを協議額として水没関係人と充分協議し、両者合意の上最終的な補償額を決定している。

従つて御指摘の(1)のような正直者が馬鹿をみたというような事態はない。

又(2)については前記の基準に基き公正妥当であることを期しているが各地方の実状に良く即応して行わなければならないものであり、その生活の実態並びに近傍における類似財産の売買の実例等を勘案して補償が決定されるものであるのでそれぞれの地方の特殊事情により相当の差異のあることは止むを得ないものである。

なお、(3)について両ダムにおける水没者世帯別の補償金額には、著しい差異は認められない。

農業協同組合に対する通運事業免許に関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和三十年七月九日　鈴木　一

参議院議長河井彌八殿

農業協同組合に対する通運事業免許に関する再質問主意書

農業協同組合（以下「農協」という）の通運事業免許に関し、去る六月[illegible]

て答弁書を受領したが、右答弁書の内容はまことに抽象的かつ事務的であつて、問題の核心をさけているかの如く思われるので、左記の点につき、より具体的に、かつ確固たる回答を願いたく、重ねて、質問します。

記

一、米穀の事前売渡申込制の実施に際して、農協の通運事業免許の必要性につき、関係機関と打合せの上、六月二十四日付で補足答弁されたが、これは農林大臣の了解を得ているのか、どうか。

二、答弁書「四、却下理由」の「(一)申請者の確保数量が充分でなく従つて健全経営の見透しがない」ことをあげているが、

1　確保数量は年間どの程度を必要とするのか、又取扱数量、集配数量の基準を示されたい。

2　健全経営という収支計画の基準を示されたい。

3　限定免許は経営規模や事業内容も一般免許の場合と相違しているので、健全経営の基準も当然に差異があるものと考えられるが、農協の如き限定免許の場合の健全経営という基準を具体的に示されたい。

三、同じく却下理由「(二)店舗、倉庫等の施設又は運搬具等が単協に依存し云々」とあるが、

1　店舗、倉庫等の施設は完全に自己所有のものでなければ免許はしないのか、どうか。

2　店舗、倉庫等の施設を他人からの賃借による申請で免許した事例はないのか、どうか。

四、申請駅の営業貨物が僅少な駅は、免許しないというが、何トンを基準にしているのか、又基準トン数以下の駅は、今後も複数化しないのか、どうか。

五、複数化が完了した駅、及び未だ複数化されていない駅は何駅か、又既に複数化された駅については今後は申請があつても免許しないのか、どうか。

六、農協に対する通運事業の免許について「殊更に阻止している事実はない」と答弁されたが、従来、農協の場合は免許申請から免許又は却下までに長期間を費しており、甚しきに至つては、三年間もかかつたとのことであるが、

1　答弁書「一、免許申請件数」の八件、九九駅について、各件ごとの申請年月日、聴聞会開催年月日、及び免許又は却下年月日は各々いつか。

2　前項八件の免許申請に対する処分について、長期間を費した各件の個々の具体的理由は、どうか。

3　免許申請から処分まで、通常どの位の期間を必要とするか。又短期間に処分することができないのか、どうか。

4　長期間にわたることは「阻止している」とのソシリを免れないが、これに対する見解は、どうか。

七、通運事業は複数化され、独占形態も是正され、又事業は民主化されたというが、既存業者のうちには、本年三月期決算で一〇億七千五百万円の所得を申告し、全国で第七位を占める程の厖大な利益をあげている特定事業者があり、その反面には経営も必ずしも特定事業者ほどの利益をあげるに至つてなく、全面的な組織力がなく、かつ個々に分散しているため、特定事業者の支配下にあり、形式的には独占形態は崩壊したようにみられるが、実質的には何ら民主化されてなく、依然として独占と集中の形態に変りないと断せざるを得ないが、

1　右に対する見解は、何うか。

2　前記の特定事業者外の通運事業者を育成強化する施策は、どうか。

3　全国的に組織化され、かつ保管や輸送施設も充分もつている農協に免許することは、特定事業者の実質的な独占と集中が是正され、事業の合理化がより一層に促進されるとともに、農林生産物資や農村必需物資の運賃、コストの適正化が期せられるものと考えられるが、これに対する見解は、どうか。

八、秋田県経済農業協同組合連合会の免許申請を却下したとのことであるが、申請の各駅ごとの具体的な却下理由を明示されたい。

九、通運事業法第三十三条により事業の免許、許可、認可、その他の処分をしようとするときは、運輸審議会にはかり、その決定を尊重して、これをしなければならないと規定しているが、

1　運輸審議会の答申は委員の多数決によるのか、又は全会一致によるのか。

2　若し、多数決制とすれば、秋田県経済農業協同組合連合会の申請に対して、これを免許すべしとの少数意見は全然なかつたか、どうか。

3　右に関しては、運輸審議会委員の任命の経過よりして、国会より求められるならば、当然、その審議の内容を明かにすべきものと考えるからであるが、明示できないとすればその理由はどうか。

十、農協は農民の利便を増進するため、免許を必要とし、倉庫、運搬具は勿論のこと、側線、専用線などの施設も所有しており、従業員も組合員によることが出来るように各種条件を具備しているばかりでなく、資力、信用も漸次充実し、事業を適確に遂行する能力も充分に備えている。このように免許基準にも合致し、他の個人や法人とは異なる農協の特殊性からして、一定基準を設けてこれが申請には免許すべきものと考えられるが、農協の免許に対しては、一定の具体的基準を設けて免許する方針はないか、どうか。

内閣参質第七号

昭和三十年七月十九日

内閣総理大臣　鳩山　一郎

参議院議長河井彌八殿

参議院議員鈴木一君提出農業協同組合に対する通運事業免許に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員鈴木一君提出農業協同組合に対する通運事業免許に関する再質問に対する答弁書

一、六月二十四日付補足答弁は、農林省と連絡了解ずみである。

二、1　確保数量の大いさは、駅勢、申請者の事業規模又は事業計画の内容等に応じて健全経営を維持できる程度のものである。したがつてこれらの内容によつてその大いさは異る。かつ、取扱数量と集配数量の関係も、当該駅の貨物の流動状況例えば荷主の集配需要数量等によつても異るものである。

2　健全経営の収支計画の基準は収支の内容においても適切なものであり、収支のバランスがとれて投下資本に対する企業一般の利潤が確保されることである。

3　農協の行う経済事業が非営利事業であるという理由で採算を考える必要がないということはいい得ないと考える。

三、1　店舗、倉庫等の施設は企業の安定性という見地から自ら所有することは望ましいが、必ずしもそれが絶対要件ではない。賃貸借契約等により完全に使用しうる状態にあればよい。しかしながら人格が異り同種の事業を経営しているものの間における場合において名義貸等の事態が発生するおそれがあると認められるときは、所有を要件とする。

2　名義貸等のおそれがないと認められた場合において免許した事例はある。

四、申請駅の営業貨物がどの程度の数量を必要とするかは、当該業者の規模、申請事業計画の内容、当該駅の貨物の内容、または既に免許を受けた業者が支店なり営業所を設置する形式で進出するか、あるいは全く新しく進出するか等の相違によつて判断を異にするので、基準を具体的に表現することは困難である。

五、昭和二十九年三月三十一日現在における複数化の状況を駅数について見ると、国鉄三、八六五駅中複数化された駅は八三六駅、未複数化駅は、三、〇二九駅で、私鉄一、八六九駅中複数化された駅は一六一駅、未複数化駅は一、七〇八駅である。又貨物取扱数量について見ると、二十九月十一月分で全駅の貨物取扱数量二、八一一万トンに対し、複数化された駅の貨物取扱数量は、一、五二六万トンである。

複数化された駅については、当該業者のうちに特に荷主公衆に不便を与えている等の特別の事情のない限り更に新たな供給力を投入して不必要な混乱を起すようなことは避けたいと考える。

六、1　左記のとおりである。

申請者	申請年月日	聴問会年月日	免許却下年月日
兵庫県運輸農業協同組合連合会	二五、一二、四	二六、六、一二	却下二六、一一、一九
滋賀県経済農業協同組合連合会	二六、五、二二	二六、六、二六	免許却下二六、一一、一九
愛知県販売農業協同組合連合会	二六、二、二七	二六、七、一八	免許却下二六、一〇、二三
宮城県経済農業協同組合連合会	二五、九、一五	二七、五、二三	免許却下二八、八、二七
滋賀県経済農業協同組合連合会	二七、一〇、三一	二八、九、一八	却下二八、一一、五
富山県販売購買農業協同組合連合会	二七、五、三〇	二八、九、一八	免許却下二八、一一、五
秋田県経済農業協同組合連合会	二七、一二、一〇	二九、一二、一四	却下三〇、六、一七
富山県販売購買農業協同組合連合会	三〇、一、八	目下審査中	

2　前項八件のうち、比較的長期間を要したものは、左の二件である。

（イ）宮城県経済農業協同組合連合会

本件については、約三ケ年を要しているが、本案審査途中において販売連、購買連の合併がありそのため同会の財務状況等について再調査を必要としたためである。

（ロ）秋田県経済農業協同組合連合会

本件については、約二年七ケ月を要しているが、申請当時申請事案が多かつたこと、申請駅が比較的遠かくであつたこと、申請内容が他の案件よりも複雑であつたこと等のため調査等についてかなりの時日を要した点もあると思われるが、かかる期間を費したことは遺憾である。今後申請事案の審査方法等について極力改善したい。

3　申請当時の業務量、当該事案の内容、運輸審議会の業務状況等により一律にその期間を明示することはできないが、おおむね六箇月位の期間は要するものと思われる。事案によつては、更に時日を要するものもある。期間を更に短縮することについては、極力努力したい。

4　比較的長期間にわたつた事例はあるが、これは、免許を殊更に阻止しようとしたものではなく、前に述べた申請当時の客観的事情によるものである。

七、1　既存業者のうちの特定事業者とは、日本通運のことを指すものと思われるが、通運事業の複数化が行われて六年を経過し、貨物の発着数量の多い駅は、おおむね、複数化を完了し、新規業者の数も増加して、通運事業の民主化も着々と進ちよくしているが、日本通運の資力を考えると事業の較差も認められないわけでもない。しかし、通運事業の事業場は、全国各駅に分散しており又作業面の機械化もほんの一部に行われたに過ぎず、その大部分が労働力に依存している現状では、資本力の大きなことが絶対に有利であると即断することはできないと考えられる。このような通運事業の後進性を考えると、現在の複数制は、既存業者には相当の刺戟を与え、相互発展の態勢は徐々に整えられて行くものと考える。

2　新規業者の系統取引を急いで資力信用薄弱な業者を進出せしめては、通運取引上好ましくないので経済情勢の推移に応じて種々施策を講じて行きたい。貨物運送制度の面でも新規業者が対等の資格で競争し得るよう措置して来たが、新規業者も発足後まだ日が浅いのであるから、今後資本力の充足をはかり豊富な経験を積むことによつてその内容の充実に努めるよう適切な指導をして行きたい。

3　通運事業は、荷主や物品に制限のない一般業者が行うことが一般の荷主の需要に応ずるゆえんであるので、一般業者によつて通運の隔地取引が行われることが望ましい。したがつて一般業者によつては荷主の需要を満たすことが適切でない場合に限定業者の進出を考慮したい。

八、1　羽後矢島、東能代、横手、十文字の申請各駅は、既に複数化され各既存業者の取扱実績に徴しても更に供給力を投入する必要はない。

2　角館駅、一日市駅は、農協名義貨物の数量は僅少であり申請計画数量を確保することは困難と思われる。

3　その他の駅については、駅発着営業貨物そのものも少く需給の均衡からも新たに通運供給力を投入する必要はないものと認められ、かつ、申請者名義貨物の数量も極めて少く申請計画数量を確保することは困難と思われる。

4　なお、申請者直轄の支所の所在地は、すでに複数化された東能代、横手、十文字の各駅のみで、その他の駅においては支所がなく、店舗等の施設が単協に依存している経営形態は望ましいものとは認められない。

九、1　運輸審議会の議事は出席者の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところである。

2　小数意見はない。

3　(1)(2)の答弁により明らかである。

十、農協の免許申請も、通運事業法に規定する免許基準に照らしてその可否は決定せらるべきものであるから更に一定の基準を設ける必要はないものと考える。

建設省直轄堰堤工事補償に関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和三十年七月十一日　鈴木　一

参議院議長河井彌八殿

建設省直轄堰堤工事補償に関する再質問主意書

先般首題に関する質問主意書に対し、六月二十八日附答弁書を受領致しましたが、右答弁書は質問の趣旨に対して充分とは考えられないので、左記の通り重ねて質問いたします。

記

一、答弁書によれば、ダム建設による損失補償については、基準に基いて客観的評価を行うとあるが、これはいわれるまでもなく当然のことである。

然るに一方地方の実情等を勘案するということになると客観性が失われる危険性が多分にあり、ここに政治的工作の余地が存し、不公平のよつて生ずる所以と思われる。

一方では客観性を主張し、他方では主観や特殊事情を認める便宜主義を主張している答弁の内容は首尾一貫していないように思われるが、この点はどうか。

二、一歩を譲り、地方の実情を勘案する立場に立つて、藤原・鎧畑両ダムの補償基準を比較して見ると左記の如き差違が見出される。

	藤原ダム	鎧畑ダム
田	100%	約七七%
畑	100%	約八三%
山林	100%	約五五%
原野	100%	約五五%
同（宣収益分加算の場合）	100%	約三九%

である。

両地域のあらゆる実状が——東京よりの距離を除いては——全く類似しているのみならず、逆に山林は生育状況よりして、鎧畑の方がはるかに高く評価されるべきものと考えられるにもかかわらず、かかる差違が生ずるのは如何なる特殊事情の勘案によるものか、田・畑・山林・原野等各地目別に詳細に承りたい。

三、補償額の決定について「水没関係人と充分協議し、両者合意の上最終決定をする」とあるが、この協議は実際如何にして行われたか。

当方の調査した鎧畑ダムにおける協議決定は、合意とは名ばかりで当局が一方的補償総額を各戸別に提示したばかりで、その算定の基準、内訳等は何等明示せず、然も訂正の交渉には応じられないというような事実が明白であるが、これは合意或は協議とは到底考えられない。

また、交渉にあたつても「もうこれ以上は一文も出せない」「妥結を見ない場合は土地収用法の適用もやむなし」等高圧的な言辞で交渉をしたり、一方においては「まず調印しろ、価格訂正の場合は追加払いをする」等と切り崩しや懐柔を試み、更に水没者への厚意として、移転費用を銀行より融資斡旋し、交渉期間の長期化することにより、その利息額の負担の多くなることから、やむなく調印したという事例もあるが、これらも充分なる合意、協議とはみなされず、官尊民卑の風を利用した一方的な交渉と考えるがどうか。

以上のような充分なる協議、合意によらなかつた場合、関係人の申入れをきき、再交渉に応ずべきものと思うが、この点はどうか。

四、答弁書によると「両ダムにおける水没者世帯別の補償金額には著しい差違は認められない」とあるが、この点できるだけ詳細、具体的に明示されたい。

内閣参質第八号

昭和三十年七月十九日

内閣総理大臣　鳩山　一郎

参議院議長河井彌八殿

参議院議員鈴木一君提出建設省直轄堰堤工事補償に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員鈴木一君提出建設省直轄堰堤工事補償に関する再質問に対する答弁書

一、損失補償は基準に基いて客観的に評価し、これをそれぞれの地方の特殊事情に照し、客観的かつ公正に補正して補償額を決定しているので主観により補償額が左右されることは許されない。

二、土地等財産再取得の困難性及び売買実例等がおもなる特殊事情として考慮される。

なお、山林についてはその生育状況によるとは限らず、むしろ材木の市場性等によつて決定される。

三、まず、建設省の算定により協議額を定め、これを相手方に示して個々に協議交渉を行い、両者の協議が完全にととのつたとき売買契約を締結している

かくして正当に締結された契約は正当な理由のない限り解約することはできないものと考える。

四、補償金額に著しい差異が認められないとは、両ダムにおいて同一程度の生活を営んでいる世帯当りの受領補償総額についておおむね同等であるということである。

アメリカ合衆国より要請せられる航空基地拡張の問題に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和三十年七月十五日

木下　源吾

参議院議長河井彌八殿

アメリカ合衆国より要請せられたる航空基地拡張の問題に関する質問主意書

一、民有地を接収して基地を拡張せんとする場合に於て、所有者の承諾なき場合、如何なる客観的、具体的条件の具備したるとき土地収用法に基いて、強制収用するか、その客観的、具体的条件を示されたい。

二、現在問題となつている五ケ所の航空基地の拡張については、現在、右の客観的、具体的条件はいかになつているか、各個の基地について具体的に明示せられたい。

内閣参質第九号

昭和三十年七月二十二日

内閣総理大臣　鳩山　一郎

参議院議長河井彌八殿

参議院議員木下源吾君提出アメリカ合衆国より要請せられたる航空基地拡張の問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員木下源吾君提出アメリカ合衆国より要請せられたる航空基地拡張の問題に関する質問主意書

一、政府は、施設及び区域の拡張をしようとする場合には、常に忍耐と国民の理解の下に実施する方針であるが、いかようにしても所有者の承諾が得られない場合は、政府は、その拡張が日米安全保障条約の目的を達成するため緊急に必要ありと認めるときは、やむを得ず法による使用又は収用を行う。

右の使用又は収用は、拡張予定地の個々の実情に応じ、施設及び区域の拡張のためこうむる所有者の損失の補償等を十分考慮の上実施する。

二、現在問題となつている五ケ所の航空基地のうち、小牧飛行場については立入調査は終了したが拡張区域等につき目下検討中であり、又他の四飛行場については立入調査未了であるから、いずれも法に基く強制収用の要否を判断し得る時機に至つていない。

○審査報告書

〔第二十四号参照〕

審査報告書

千九百三十六年の危険薬品の不正取引の防止に関する条約の批准について承認を求めるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年六月十四日

外務委員長　石黒　忠篤

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

苫米地義三　野村吉三郎
小瀧　彬　鹿島守之助
大谷　贊雄　草葉　隆圓
梶原　茂嘉　後藤　文夫
曾祢　益　羽生　三七

要領書

一、委員会の決定の理由

本条約は、わが国が、さきに当事国となつている麻薬に関する千九百十二年一月二十三日のヘーグ条約、千九百二十五年二月十九日及び千九百三十一年七月十三日のジュネーブ条約の補足条約であり、本条約の当事国となれば、麻

薬の害毒流入に対する防衛態勢を強化でき、且つ、麻薬の分野における国際協力に貢献できるので、本条約の批准を承認することは妥当と認めた。

二、費用

要しない。

審査報告書

農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年六月十四日

大蔵委員長　青木　一男

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

西川甚五郎　木内　四郎
岡　三郎　平林　剛
森下　政一　白井　勇
青柳　秀夫　片柳　眞吉
岡崎　眞一　藤野　繁雄
中川　幸平　前田　久吉
土田国太郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、昭和二十九年度において災害が異常に発生したため、農業共済再保険特別会計の農業勘定に生じた歳入不足をうめるため、昭和三十年度において、一般会計から繰入金をすることができることとしようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用

この法律施行のため、別に費用を要しないが、昭和三十年度特別会計予算中農業共済再保険特別会計の農業勘定に、一般会計より再保険金支払財源歳入不足補塡金受入として、二十八億円が計上されている。

審査報告書

昭和二十九年の台風及び冷害による被害農家に対して米麦を特別価格で売り渡したことにより食糧管理特別会計に生ずる損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年六月十四日

大蔵委員長　青木　一男

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

西川甚五郎　木内　四郎
岡　三郎　平林　剛
森下　政一　白井　勇
青柳　秀夫　片柳　眞吉
岡崎　眞一　藤野　繁雄
中川　幸平　前田　久吉
土田国太郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、昭和二十九年の台風及び冷害による被害農家に対して米麦を特別価格で売り渡したことにより、食糧管理特別会計に生ずる損失をうめるために、昭和三十年度において、一般会計から繰入金をすることができることとしようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用

この法律施行のため、別に費用を要しないが、昭和三十年度特別会計予算中食糧管理特別会計の歳入に、被害農家主要食糧特別売渡価格損失補塡財源受入として、一億二千万円が計上されている。

審査報告書

漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年六月十四日

大蔵委員長　青木　一男

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

木内　四郎　岡　三郎
平林　剛　森下　政一
白井　勇　青柳　秀夫
片柳　眞吉　岡崎　眞一
藤野　繁雄　中川　幸平
前田　久吉　西川甚五郎
土田国太郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、漁船乗組員給与保険法に基く給与保険の再保険に係る事故が、昭和二十九年度において異常に発生したために生じた政府の再保険事業の損失をうめるために、昭和三十年度において一般会計から漁船再保険特別会計に繰入金をすることができることとしようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用

この法律施行のため、別に費用を要しないが、昭和三十年度特別会計予算中漁船再保険特別会計の給与保険勘定に、一般会計より受入として七百万円が計上されている。

審査報告書

臨時通貨法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年六月十四日

大蔵委員長　青木　一男

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

西川甚五郎　木内　四郎
平林　剛　岡　三郎
森下　政一　白井　勇
青柳　秀夫　片柳　眞吉
岡崎　眞一　藤野　繁雄
中川　幸平　前田　久吉
土田国太郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、わが国の通貨体系を順次整備するために、新たに五十円の臨時補助貨幣を発行し、その法貨としての通用限度を千円までとしようとするものであつて適当な措置と認める。

二、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書農林水産委員会第一号

一、議院の会議に付するを要するもの。

一、内閣に送付するを要するもの。

第三号　岡山県勝北地区暗きよ排水事業施行に関する請願

第四号　岡山県児島地区暗きよ排水事業施行に関する請願

第五号　岡山県吉備地区暗きよ排水事業施行に関する請願

第六号　岡山地区暗きよ排水事業施行に関する請願

第一四号　林道改良補修費国庫補助に関する請願

第一六号　木炭公営検査費国庫補助に関する請願

第一八号　保安林の国家補償制度等確立に関する請願

第二四号　林道開設費国庫補助に関する請願

第二五号　山地崩壊予防事業予算措置に関する請願

第二六号　山地荒廃復旧事業等の国庫補助増額に関する請願

第二七号　災害林道復旧事業予算増額に関する請願

第三一号　森林計画に基く林道開設年次計画実施の請願

第三二号　保安林改良事業費国庫補助に関する請願

第四九号　大阪府古川沿岸農業水利改良事業等施行に関する請願

第五六号　災害崩壊地復旧事業促進に関する請願

第六三号　長崎県佐世保湾漁業禁止制限に関する請願

第七五号　治山事業費全額国庫負担に関する請願

第七六号　かんがい排水機費用国庫負担に関する請願

第八〇号　蚕糸業振興に関する請願

第八八号　漁港修築予算増額に関する請願

第九二号　みつばちのアメリカ腐そ病を法定伝染病に指定するの請願

第九四号　生乳等価格安定法制定に関する請願

第一一八号　畜産物の価格低落に対する緊急対策の請願
第一八二号　長崎県佐世保湾漁業禁止制限に関する請願
第二一九号　農業委員会職員経費国庫補助に関する請願
第二三一号　畜産物の価格低落に対する緊急対策の請願
第二五七号　農業改良普及事業費国庫補助増額等に関する請願
第二五八号　農機具共同利用施設資金わくの拡充強化に関する請願
第二五九号　積雪寒冷単作地帯臨時措置法の期限延長等に関する請願
第二六七号　団体営土地改良事業の振興に関する請願
第二六八号　国営笠之原地区かんがい事業施行に関する請願
第二七一号　特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の適用期間延長に関する請願
第二七八号　伝貧研究所設置に関する請願
第三二四号　静岡県三方原用水事業着工促進に関する請願
第三四二号　昭和三十年度林業予算に関する請願
第三四六号　漁港法改正等に関する請願
第三五一号　岩手県大船渡漁港修築工事施行に関する請願
第三五三号　林政刷新に関する請願
第三五四号　伝貧研究所設置に関する請願
第三六六号　大井川農業水利事業促進に関する請願
第三六七号　桑園の凍霜害対策に関する請願
第三七〇号　高知県安芸漁港築造に関する請願
第三九〇号　鳥類保護に関する請願
第三九一号　長崎県の漁港修築工事着工促進に関する請願
第四〇八号　桑園の凍霜害対策に関する請願
第四三九号　伝貧研究所設置に関する請願
第四四三号　北海道十勝川上流音更川のかんがい用水に関する請願
第四四六号　漁港修築予算増額等に関する請願
第四八三号　漁港法改正等に関する請願
第五二六号　米麦価格の是正等に関する請願
第五六二号　生乳等価格安定法制定に関する請願
第五六三号　みつばちのアメリカ病を法定伝染病に指定するの請願
第六〇二号　降ひよう被害農家の救済等に関する請願
第六〇六号　伝貧研究所設置に関する請願
第六二五号　降ひよう被害農家の救済等に関する請願
第六二六号　保温折衷苗代補助増額に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和三十年六月十三日
農林水産委員長　江田　三郎
参議院議長河井彌八殿

〔第二十六号参照〕

審査報告書

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年六月二十一日
法務委員長　成瀬　幡治
参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

市川　房枝　宮城タマヨ
剱木　亨弘　廣瀬　久忠
藤原　道子　一松　定吉
小林　亦治　中山　福藏

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、最近における市町村の廃置分合等に伴い、簡易裁判所の名称及び管轄区域を変更する等の措置を講じようとするものであつて、適当な措置と認める。
二、費用
この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

道路運送車両法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年六月二十一日
運輸委員長　加藤シヅエ
参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

黒川　武雄　川村　松助
三浦　義男　木島　虎藏
内村　清次　大倉　精一
早川　愼一　岡田　信次
三木與吉郎　一松　政二

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、最近の自動車の増加のすう勢にかんがみ、これに伴い当然に増加する事務手続を簡素化、合理化して行政の能率化を図ろうとするもので、委員会は適切なる措置と認める。
二、費用
本法律の実施には別に費用を要しない。

審査報告書

証券取引法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年六月二十一日
大蔵委員長　青木　一男
参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

土田国太郎　小林　政夫
中川　幸平　杉山　昌作
菊川　孝夫　藤野　繁雄
宵柳　秀夫　森下　政一
岡　三郎　平林　剛
山本　米治　宮澤　喜一
岡崎　眞一　前田　久吉

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、証券市場における信用取引の円滑な運営に資するため、新たに証券金融会社に対する監督規定を設けるほか、証券業者について所要の監督規定を整備する等の改正をしようとするものであつて、適当な措置と認める。
二、費用
この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

証券投資信託法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年六月二十一日
大蔵委員長　青木　一男
参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

小林　政夫　土田国太郎
杉山　昌作　中川　幸平
菊川　孝夫　藤野　繁雄
宵柳　秀夫　森下　政一
平林　剛　岡　三郎
山本　米治　宮澤　喜一
岡崎　眞一　前田　久吉

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、証券投資信託制度の確立に資するため、追加型証券投資信託について受益証券の記載事項を改める等所要の改正を図ろうとするものであつて、適当な措置と認める。
二、費用
この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

水防法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年六月二十一日

建設委員長　石川　榮一

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

武藤　常介　北　勝太郎
赤木　正雄　堀木　鎌三
西岡　ハル　宮本　邦彦
石井　桂　小澤久太郎
永井純一郎　田中　一
近藤　信一　湯山　勇

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近の災害と水防活動の経験にかんがみ、水防法の一部を改正し、洪水予報及び水防警報、水防団員等に対する災害補償、水防従事員に対する報賞、水防に関する費用負担並びに費用の国庫補助等の規定を整備し、水防活動の強化を図らんとするものであつて、時宜に適した措置と認める。

二、費用

本法律実施のため、昭和三十年度一般会計予算に二千百三十九万七千円が計上されている。

審査報告書

国立学校設置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年六月二十一日

文教委員長　笹森　順造

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

松原　一彦　佐藤清一郎
雨森　常夫　村尾　重雄
宮部キミ子　吉田　萬次
川口爲之助　大谷　瑩潤
加賀山之雄　竹下　豐次
荒木正三郎

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、国立大学の学部の分離、公立大学の国立大学への移管、大学院の開設、国立大学に夜間の短期大学部の併設、国立大学の附置研究施設の設置等について規定するもので、適当な措置と認める。

二、費用

約三億三千二百万円を要するが本年度予算に計上済みである。

審査報告書

建設省設置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年六月二十一日

内閣委員長　新谷寅三郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

松原　一彦　三好　英之
上林　忠次　田畑　金光
松浦　清一　野本　品吉
中川　以良　堀　眞琴
千葉　信　植竹　春彦
長島　銀藏　高瀬荘太郎

要領書

一、委員会の決定の理由

住宅対策の一環として宅地制度に関する調査及び企画の整備並びに推進を図るとともに、賠償及び国際協力に関する事務の処理、建設工事の受託等に関する規定を整備する等の措置は妥当なものと認めた。

二、費用

本法施行のため別に費用を要しない。

審査報告書（大蔵委員会第一号）

一、議院の会議に付するを要するもの。

一、内閣に送付するを要するもの。

第一二四号、第一二八号、第一三八号、第一四〇号、第一四八号、第一七八号　酒税引下げに関する請願

第一二九号　ビール税引下げに関する請願

第一五五号　第二種原動機付自転車等の物品税撤廃に関する請願

第二五六号、第二六九号　葉たばこ耕作農家救済に関する請願

第三一九号、第五八九号、第六七二号、第六七三号、第六九二号、第六九三号、第七〇九号　建築板金業の所得税軽減等に関する請願

第三二二号　楽器の物品税の免税範囲拡大に関する請願

第三二三号　楽器の物品税に品種別免税点設定の請願

第三三〇号　理容用タオル消毒器等の物品税免除に関する請願

第四五一号　洋紙の物品税撤廃に関する請願

第四五三号　中小企業金融対策に関する請願

第五五五号　電気トースターの物品税撤廃に関する請願

第五五六号　大型真空掃除機の免税点に関する請願

第五九二号　銅器の物品税軽減に関する請願

第六二三号　岩手県にたばこ再乾燥工場設置の請願

第六二四号　岩手県に国立たばこ試験場設置の請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和三十年六月二十一日

大蔵委員長　青木　一男

参議院議長河井彌八殿

〔第二十七号参照〕

審査報告書

農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

右多数をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年六月二十三日

外務委員長　石黒　忠篤

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

苫米地義三　井村　徳二
中川　以良　野村吉三郎
横川　信夫　大谷　贇雄
鹿島守之助　草葉　隆圓
小瀧　彬　佐藤　尚武
梶原　茂嘉　後藤　文夫

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、米国の「農産物貿易の促進及び援助に関する千九百五十四年法」に基いて米国の余剰農産物を購入するものであつて、貨で購入すべき農産物を円で購入することができるとともに、借款を自由に利用することによりわが国の経済の発展を促進することができ、さらに贈与分は児童福祉計画の発展に寄与できるので、本件を承認すべきものと決定した。

二、費用

千五百万ドルの現物贈与のほか、円で購入する農産物総額は八千五百万ドルで、その七割は借款としてわが国が電源開発、農業開発等に使用し、残余の三割は日本における駐留米軍の宿舎建設、域外調達等に対する経費として米国が日本国内で使用することとなつている。

〔第二十八号参照〕

審査報告書

商法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年六月二十五日

法務委員長　成瀬　幡治

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

市川　房枝　藤原　道子
剱木　亨弘　岩沢　忠恭
小幡　治和　廣瀬　久忠
吉田　法晴　小林　亦治

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、先に会社編を中心として改正された現行商法の実施状況にかんがみ、新株の引受権、株主名簿の閉鎖等に関する規定を整備し、新株発行による資本調達の円

率化を図ちんとするもので、経済界の実情に対処して適切である。

二、費用

本法の施行に伴い別に費用を要しない。

（第二十九号参照）

審査報告書

アルコール専売法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年六月二十三日

商工委員長　吉野　信次

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

高橋　衛　深水　六郎
小野　義夫　上條　愛一
松平　勇雄　海野　三朗
豊田　雅孝　白川　一雄
山川　良一　栗山　良夫
河野　謙三

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案の主なる改正点は、第一に罰則の整備強化である。即ち現行の最高五千円の罰金を最高三年の懲役又は三十万円の罰金に改め、場合によつては懲役及び罰金を併科し、更に不定量刑をも科し得ることとするとともに、犯則の内容に応じて、二十万円以下、十万円以下又は五万円以下の罰金若しくは科料を科することに改めたものである。

第二は取締関係規定の整備を行つた点である。即ちアルコール製造者及び売捌人が設備を新設又は変更した際、政府の検査を要することとし、又アルコール製造者及び売捌人等に帳簿作成の義務を課したものである。本改正法案は、今日の経済事情及びアルコール専売の実情よりして極めて妥当な措置と認める。

二、費用

別に費用を要しない。

審査報告書

あへん特別会計法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年六月二十七日

大蔵委員長　青木　一男

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

山本　米治　岡　三郎
平林　剛　西川甚五郎
藤野　繁雄　青柳　秀夫
天田　勝正　小柳　牧衛
中川　幸平　木内　四郎
土田国太郎　菊川　孝夫
小林　政夫

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、政府があへん法の規定により行うあへんの収納、輸入、又は売渡の事業に関する経理を一般会計と区分して行うため、あへん特別会計を新たに設置しようとするものであつて適当な措置と認める。

二、費用

この法律施行のため、別に費用を要しないが、昭和三十年度特別会計予算にあへん特別会計の歳入歳出として一億九千六十三万七千円が計上されている。

審査報告書

輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年六月二十七日

大蔵委員長　青木　一男

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

山本　米治　小林　政夫
岡　三郎　平林　剛
西川甚五郎　藤野　繁雄
青柳　秀夫　天田　勝正
小柳　牧衛　中川　幸平
木内　四郎　土田国太郎
菊川　孝夫

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、輸入する物品に対する内国消費税の賦課及び徴収に関する規定を整備するとともに、その免除及び還付に関する規定を設ける等の措置を講じようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

国税徴収法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年六月二十七日

大蔵委員長　青木　一男

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

山本　米治

岡　三郎　西川甚五郎
藤野　繁雄　青柳　秀夫
天田　勝正　小柳　牧衛
中川　幸平　木内　四郎
土田国太郎　菊川　孝夫
平林　剛

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、最近における国税の徴収及び経済の状況にかんがみ、国税の利子税額及び延滞加算税額並びに国において支払い又は充当する還付加算金を計算する場合の率を、日歩四銭から日歩三銭に引き下げるほか国税以外の公課について徴収する延滞金の率も日歩八銭から日歩六銭に引き下げようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

租税特別措置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年六月二十八日

大蔵委員長　青木　一男

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

山本　米治　青柳　秀夫
土田国太郎　平林　剛
藤野　繁雄　岡崎　眞一
宮澤　喜一　木内　四郎
井村　德二　中川　幸平
小柳　牧衛　天田　勝正
菊川　孝夫

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、社会保険診療報酬についての所得税の徴収の実情にかんがみ、当該診療報酬についての所得税の源泉徴収の税率を引き下げようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

登録税法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年六月二十八日

大蔵委員長　青木　一男

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

山本　米治　青柳　秀夫
土田国太郎　平林　剛
藤野　繁雄　岡崎　眞一
宮澤　喜一　木内　四郎
井村　德二　中川　幸平
小柳　牧衛　天田　勝正
菊川　孝夫

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、公的医療機関の開設者たる農業協同組合連合会がその医療事業の用に供する土地又は建物の権利を取得する場合等の登記については、登録税を免除しようとするものであつて適当な措置と認める。

二、費用

この法律施行のため、別に費用を要しないが、本年度約二百万円の減収が見込まれている。

審査報告書

農業協同組合中央会が不動産に関する権利を取得する場合における登録税の臨時特例に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年六月二十八日

大蔵委員長　青木　一男

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

菊川　孝夫　天田　勝正
小柳　牧衛　中川　幸平
井村　徳二　木内　四郎
宮澤　喜一　岡崎　眞一
藤野　繁雄　平林　剛
土田国太郎　青柳　秀夫
山本　米治

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、農業協同組合中央会が、指導農業協同組合連合会等から不動産に関する権利を取得する場合におけるその取得の登記について登録税を免除しようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用

この法律施行のため別に費用を要しないが、本年度約三百万円の減収が見込まれている。

審査報告書

所得税法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年六月二十八日

大蔵委員長　青木　一男

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

山本　米治　西川甚五郎
小林　政夫　木内　四郎
前田　久吉　岡崎　眞一
藤野　繁雄　宮澤　喜一
中川　幸平　小柳　牧衛

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、基礎控除額並びに給与所得控除、生命保険料控除及び専従者控除の限度額をそれぞれ引き上げるとともに、税率を引き下げるほか、所要の規定の整備を図ろうとするものであり、衆議院において寡婦控除等の額を引き上げる修正が加えられたものであつて、適当な措置と認める。

二、費用

この法律施行のため、別に費用を要しないが、本年度約二百三十六億円の減収が見込まれている。

審査報告書

法人税法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年六月二十八日

大蔵委員長　青木　一男

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

山本　米治　西川甚五郎
小林　政夫　前田　久吉
木内　四郎　藤野　繁雄
岡崎　眞一　宮澤　喜一
中川　幸平　小柳　牧衛

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、企業の資本蓄積の強化に資するため、普通法人に対する税率を四割に軽減するとともに、清算中の法人が継続又は合併した場合における規定を整備しようとするものであるが、衆議院において、中小法人の負担軽減を図るため、年所得額五十万円以下のものについては三割五分の税率を適用するほか、公益法人等の税率についても三割に引き下げる等の修正を加えたものであつて、適当な措置と認める。

二、費用

この法律施行のため、別に費用を要しないが、本年度約五十四億円の減収が見込まれている。

審査報告書

租税特別措置法等の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年六月二十八日

大蔵委員長　青木　一男

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

山本　米治　小林　政夫
西川甚五郎　前田　久吉
木内　四郎　岡崎　眞一
宮澤　喜一　藤野　繁雄
小柳　牧衛　中川　幸平

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、資本蓄積の促進に資するため利子所得に対する所得税を免除し、配当所得に対する源泉徴収税率を引き下げ、証券投資信託の信託財産に属する株券譲渡に対する有価証券取引税の軽減措置の適用期間を延長するとともに、輸出の振興を図るため輸出所得に関する特別控除の制度を拡張し、また住宅建設の促進に資するため新築家屋の特別償却の範囲を拡張し、住宅建築についての登録税を軽減しようとするものであるが、衆議院において雑損控除医療費控除社会保険料控除に対する選択概算所得控除制度を新設するほか、配当所得控除額を三割に引き上げる等の修正を加えたものであつて、適当な措置と認める。

二、費用

この法律施行のため、別に費用を要しないが、本年度約百三億円の減収が見込まれている。

審査報告書

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年六月二十八日

大蔵委員長　青木　一男

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

山本　米治　西川甚五郎
小林　政夫　木内　四郎
前田　久吉　岡崎　眞一
藤野　繁雄　宮澤　喜一
中川　幸平　小柳　牧衛

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、補助金等の臨時特例等に関する法律の有効期限を昭和三十一年三月三十一日まで延長しようとするものであつて適当な措置と認める。

二、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。なお、この法律の施行による本年度節約見込額は約十九億円である。

審査報告書

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年六月二十八日

大蔵委員長　青木　一男

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

山本　米治　西川甚五郎
小林　政夫　木内　四郎
前田　久吉　岡崎　眞一
藤野　繁雄　宮澤　喜一
中川　幸平　小柳　牧衛

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、国立公園法中補助金に関する規定について、昭和三十年度限り特例を設けようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。なお、この法律の施行による本年度節約見込額は三千六百万円である。

審査報告書

麻薬取締法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年六月二十八日

社会労働委員長　小林　英三

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
竹中　勝男　山本　經勝
森田　義衛　河合　義一
有馬　英二　榊原　亨
田村　文吉　常岡　一郎
山下　義信　相馬　助治
谷口弥三郎　阿具根　登

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律は、三―ヒドロオキシ―エヌ―メチルモルヒナン等のうち右旋性のものを麻薬から除こうとするものであつて妥当な措置と認める。

二、費用
本法施行のため特に費用を要しない。

審査報告書
在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和三十年六月二十八日
外務委員長　石黒　忠篤
参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
佐多　忠隆　鹿島守之助
佐藤　尚武　小瀧　彬
郡　祐一　曾祢　益
羽生　三七　野村吉三郎
苫米地義三

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、在外公館の新設、昇格、廃止及びこれらの在外公館に勤務する外務公務員の在勤俸の額を定めるために、在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正するものであつて、妥当なものと認めた。

二、費用
昭和三十年度予算に一億一千百三十七万一千円計上されている。

審査報告書
国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和三十年六月二十八日
外務委員長　石黒　忠篤
参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
佐多　忠隆　郡　祐一
野村吉三郎　鹿島守之助
羽生　三七　曾祢　益
岡田　宗司　小瀧　彬
佐藤　尚武　苫米地義三

要領書

一、委員会の決定の理由
国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律を施行してきた結果、実情にそわない点があるので、本法案により船長に対する送還命令に基き帰国する帰国者に対し乗船地までの船車賃生活費等を貸し付けることができるようにする等のため、現行法の一部を改正するものであつて妥当なものと認めた。

二、費用
昭和三十年度予算に七百四万四千円計上されている。

審査報告書
総理府設置法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和三十年六月二十八日
内閣委員長　新谷寅三郎
参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
松原　一彦　松浦　清一
加瀬　完　三好　英之
野本　品吉　中山　壽彦
上林　忠次　中川　以良
長島　銀藏　木村篤太郎
千葉　信

要領書

一、委員会の決定の理由
航空技術の向上を図るために、関係各行政機関の共用に供する研究機関として、航空技術研究所を設置するとともに、海外移住政策に関する重要事項を審議するために、海外移住審議会を設置する等改正を加えることは、適当の措置と認めた。

二、費用
本法施行のため要する費用は、約一千七百万円である。

審査報告書
運輸省設置法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和三十年六月二十八日
内閣委員長　新谷寅三郎
参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
松原　一彦　松浦　清一
加瀬　完　三好　英之
野本　品吉　中山　壽彦
上林　忠次　中川　以良
長島　銀藏　木村篤太郎
千葉　信

要領書

一、委員会の決定の理由
都市周辺の交通事情にかんがみ、都市交通の基本的な計画について調査審議するため都市交通審議会を設けるとともに、現在の港湾整備審議会を港湾審議会に改め、法令の改廃等に伴う所掌事務等に関する規定の整理を行う等の措置は妥当なものと認めた。

二、費用
本法施行のため要する費用は二千五百万円である。

審査報告書
労働省設置法等の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和三十年六月二十八日
内閣委員長　新谷寅三郎
参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
三好　英之　井上　知治
野本　品吉　中山　壽彦
上林　忠次　中川　以良
長島　銀藏　木村篤太郎
松原　一彦　松浦　清一
加瀬　完　千葉　信

要領書

一、委員会の決定の理由
現下の経済情況の進展により既に相当悪化している失業問題を解決するため職業安定局に新たに失業対策部を設置することは適当の措置と認めた。

二、費用
本法施行のため要する費用は僅少である。

審査報告書
昭和三十年四月及び五月の凍霜害、水害等の被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和三十年六月二十八日
農林水産委員長　江田　三郎
参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
青山　正一　白波瀬米吉
大矢半次郎　鈴木　强平
菊田　七平　溝口　三郎
棚橋　小虎　亀田　得治
戸叶　武　重政　庸徳
森　八三一　東　隆
三橋八次郎　清澤　俊英
飯島連次郎　三浦　辰雄
千田　正

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、昭和三十年四月及び五月の凍霜害若しくは水害又は五月の電害によつて損失を受けた農家に対し、営農資金の融通を円滑にするため、国及び地方公共団体の利子補給及び損失補償等の助成措置を講じ併せて昭和二十八年及び昭和二十九年の凍霜害及び台風被害等の被害農家で同様な営農資金の貸付を受けているものについては、これが償還期限の延長を認めることにしようとするものであ

つて、被害農家の経営の安定に資し妥当な措置と認められる。なお別記の附帯決議を行つた。

二、費用

本法施行のため、地方公共団体の利子補給及び損失補償に要する経費に対する国の補助に要する費用を必要とし、実際に必要な時期までに予算的措置がなされることになつている。

（別記）

附帯決議

一、本年六月の水害及び雹害等の災害については、速かに被害調査を完うし、その救済に関して法的措置を講ずべきである。

二、第三項の基本的立法措置が講ぜられる以前に災害が発生した場合、その救済に関して、政府は、それが国会が閉会中であれば直ちに法的措置を講じ、又国会が閉会中であれば遺憾なくつなぎ措置を講じて必ず次期の国会において法的措置を講ずべきである。

三、この際政府は、従来或は今回採られたように災害の都度法的措置を講ずる遣り方を改めて、恒久的な基本立法を行うよう善処すべきである。

審査報告書

昭和二十八年度一般会計予備費使用総調書（その2）

昭和二十八年度一般会計災害対策予備費使用総調書（その2）

昭和二十八年度特別会計予備費使用総調書（その2）

昭和二十八年度特別会計予算総則第十条に基く使用総調書

昭和二十九年度一般会計予備費使用総調書

昭和二十九年度特別会計予備費使用総調書

昭和二十九年度特別会計予備費使用総調書

昭和二十九年度特別会計予算総則第八条に基く使用総調書

昭和二十九年度特別会計予算総則第九条に基く使用総調書

右全会一致をもつて承認を与うべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年六月二十八日

決算委員長　山田　節男

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

久保　等　大倉　精一
岡　三郎　青柳　秀夫
谷口弥三郎　白波瀬米吉
白川　一雄　常岡　一郎
野本　品吉　中川　幸平
石川　清一　鹿島守之助
石井　桂　西川弥平治
小澤久太郎　大谷　瑩潤
近藤　信一　小林　亦治
飯島連次郎　三浦　辰雄
長島　銀蔵　島村　軍次
木内　四郎

要領書

委員会の決定の理由

一、昭和二十八年度一般会計予備費の予算額は三十億円であつて、このうち、昭和二十九年一月九日から同年三月二十三日までの間において使用した金額は二十一億三千九百余万円である。

二、昭和二十八年度一般会計災害対策予備費の予算額は百四十五億円であつて、このうち、昭和二十九年二月十六日から同年三月二十六日までの間において使用した金額は二十九億五千七百余万円である。

三、昭和二十八年度各特別会計予備費の予算総額は四百十億八千九百余万円であつて、このうち、昭和二十九年二月九日から同年三月二十六日までの間において使用した金額は三十五億六千三百余万円である。

四、昭和二十八年度特別会計予算総則第十条の規定に基き、予備費使用の例に準じて予算を超過して支出したものは一件であつて、その金額は六億六千八百万円である。

五、昭和二十九年度一般会計予備費の予算額は八十億円であつて、このうち、使用した金額は七十九億九千六百余万円である。

六、昭和二十九年度各特別会計予備費の予算総額は三百六十億六千八百余万円であつて、このうち、使用した金額は五十八億九千余万円である。

七、昭和二十九年度特別会計予算総則第八条の規定に基き、予備費使用の例に準じて予算を超過して支出したものは二件であつて、その金額は十三億九千百余万円である。

八、昭和二十九年度特別会計予算総則第九条の規定に基き、予備費使用の例に準じて予算を超過して支出したものは一件であつて、その金額は九億九千万円である。

以上八件について審査した結果、いずれも適当な支出であると認めた。

審査報告書

昭和二十九年度一般会計国庫債務負担行為総調書

右全会一致をもつて異議がないと議決した。よつて多数意見者の署名を附して、報告する。

昭和三十年六月二十八日

決算委員長　山田　節男

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

木内　四郎　島村　軍次
長島　銀蔵　三浦　辰雄
飯島連次郎　小林　亦治
大谷　瑩潤　小澤久太郎
西川弥平治　石井　桂
鹿島守之助　石川　清一
中川　幸平　近藤　信一
野本　品吉　常岡　一郎
白川　一雄　白波瀬米吉
谷口弥三郎　青柳　秀夫
岡　三郎　大倉　精一
久保　等

審査報告書（通信委員会第一号）

一、議院の会議に付するを要するもの。

一、内閣に送付するを要するもの。

第九号　郵便物に国産愛用の字句の消印使用に関する請願

第五二号　鹿児島県上屋久村に電報電話局設置の請願

第六七号　茨城県水戸市谷中町に特定郵便局設置の請願

第二〇五号　青森県百石町郵便局庁舎復旧に関する請願

第三五五号　新潟県西蒲村に無集配特定郵便局設置の請願

第四一二号　宮崎県東都農地区に電話架設の請願

第六三九号　奈良県黒滝村の電話施設改善に関する請願

第七一七号　滋賀県近江八幡郵便局庁舎新築に関する請願

第七七三号　鹿児島県薩摩町求名地区に公衆電話を架設するの請願

第七七四号　鹿児島県薩摩町中津川郵便局に電話交換台設置の請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和三十年六月二十八日

通信委員長　滝井治三郎

参議院議長河井彌八殿

〔第三十号参照〕

審査報告書

日本専売公社法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年六月二十九日

大蔵委員長　青木　一男

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

西川甚五郎　土田国太郎
小林　政夫　平林　剛
青柳　秀夫　岡崎　眞一
藤野　繁雄　木内　四郎
岡　三郎　最上　英子
中川　幸平　井村　徳二
杉山　昌作　前田　久吉

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、たばこ専売法等において準用する国税犯則取締法に基く通告の処分により納付される金銭及び物品は、公社が受領して、

その金額及び物品の価額相当額を国に納付することとし、また、たばこ専売特別地方配付金の財源に充てるため、昭和三十年度内に、日本専売公社が政府の交付税及び譲与税配付金特別会計に四十四億七千四百万円を限り納付すべきこととする等の措置を講じようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用

この法律施行に伴い日本専売公社が政府の交付税及び譲与税配付金特別会計に納付すべき四十四億七千四百万円は、昭和三十年度特別会計予算中交付税及び譲与税配付金特別会計に計上されている。

審査報告書

たばこ専売法等の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年六月二十九日

大蔵委員長　青木　一男

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

西川甚五郎　土田国太郎
平林　剛　青柳　秀夫
藤野　繁雄　木内　四郎
岡　三郎　中川　幸平
最上　英子　井村　徳二
杉山　昌作　小林　政夫
岡崎　眞一　前田　久吉

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、製造たばこの小売定価中には、道府県及び市町村たばこ消費税の額を含むことを明らかにし、製造たばこの小売人に対する災害補償の範囲を拡大するとともに、製造たばこ価格表中葉巻たばこアストリヤの形式を改めようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

砂糖消費税法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年六月二十九日

大蔵委員長　青木　一男

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

西川甚五郎　土田国太郎
平林　剛　青柳　秀夫
藤野　繁雄　木内　四郎
岡　三郎　最上　英子
中川　幸平　井村　徳二
杉山　昌作　小林　政夫
岡崎　眞一　前田　久吉

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、たる入黒糖及びたる入白下糖以外の含みつ糖の税率を調製するほか、最近における砂糖の生産及び取引の実情に即して諸規定の整備を図るため、砂糖消費税法の全文改正を行おうとするものであつて適当な措置と認める。

二、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

物品税法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年六月二十九日

大蔵委員長　青木　一男

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

西川甚五郎　土田国太郎
小林　政夫　平林　剛
青柳　秀夫　岡崎　眞一
藤野　繁雄　木内　四郎
岡　三郎　最上　英子
中川　幸平　井村　徳二
杉山　昌作　前田　久吉

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は十四吋以下のブラウン管を使用した小型テレビジョン受像機の税率を昭和三十一年六月三十日まで一割五分の軽減税率とするとともに、輸出免税物品等の譲渡制限に関する規定を整備しようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

外務省設置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年六月二十九日

内閣委員長　新谷寅三郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

松原　一彦　小柳　牧衛
田畑　金光　野本　品吉
木村篤太郎　中山　壽彦
中川　以良　上林　忠次
堀　眞琴　加瀬　完
千葉　信　木下　源吾
長島　銀藏

要領書

一、委員会の決定の理由

国民の海外移住を一層促進させるため移住局を設置するとともに、移住に必要な教養を与え渡航に必要な手続をあつせんするため新たに横浜移住あつせん所を設置し、又賠償業務の進展に伴いアジア局に賠償部を設置する等改正を加えることは適当の措置と認めた。

二、費用

本法施行のため要する費用は三千三百万円である。

審査報告書

関税定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年六月三十日

大蔵委員長　青木　一男

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

山本　米治　田中　啓一
土田国太郎　岡　三郎
前田　久吉　青柳　秀夫
岡崎　眞一　藤野　繁雄
松澤　兼人　平林　剛
中川　幸平　最上　英子
西川甚五郎　小林　政夫

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、関税定率法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第四十二号）の規定に基く、減免税の期間を暫定的に更に昭和三十年七月三十一日まで延長しようとするものであつて、この際やむを得ない措置と認める。

二、費用

この法律施行に伴う減収見込は約一億三千八百万円である。

審査報告書

入場譲与税法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年六月三十日

地方行政委員長　小笠原二三男

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

西郷吉之助　伊能　芳雄
石村　幸作　安井　謙
岸　良一　島村　軍次
高橋進太郎　森下　政一
若木　勝藏　小柳　牧衛
深川タマエ　赤松　常子

要領書

一、委員会の決定の理由

入場譲与税法の一部を改正して国が当該年度分の入場税として収入した額の譲与税相当額は、当該年度において入場譲与税として年四回に分つて都道府県に譲与することとするもので、三月分は収入見込額により譲与し、この分については次の譲与期に差額を精算することとし、また昭和三十年度にかぎり、収入額の十分の九を改め、その全額を譲与する特例を設けるものであつて、地方財源の充実に資するところがある。

二、費用

この改正による譲与税の額については昭和三十年度特別会計予算中交付税及び譲与税配付金特別会

計に百三十五億四千三百万円を計上済である。

審査報告書

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年六月三十日

内閣委員長　新谷寅三郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

井上　知治　木村篤太郎
野本　品吉　木下　源吾
上林　忠次　加瀬　完
千葉　信　中川　以良
中山　壽彦　長島　銀蔵
植竹　春彦　松原　一彦
小柳　牧衛

要領書

一、委員会の決定の理由

昭和三十年度における各行政機関の事業計画に応じて所要の増減を行つた。即ち、各行政機関の職員の定員の合計六十三万二千三百十三人に対して、六千三百三十六人の増加を行うとともに、二千三百十七人の縮減を行い、差引四千十九人を増加し、結局合計六十三万六千三百三十二人としたものである。なお、縮減される人員については、整理を円滑にするため十ケ月以内で定員の外におくことができることにする等改正を加えたことは適当の措置と認めた。

然し乍ら、現在、行政機関職員定員法のわく外にある常勤労務者及び非常勤職員の中に、その職務の性質、勤務の条件等において、定員法による職員と実質上何等異ならないものが、相当多数含まれている。従来、政府は、これらの者の処遇について、早急に検討を加え、適当な対策を講ずる旨言明したに拘らず、未だ今日に至るも何等の措置を講じていないことは遺憾であるので、政府は、速かにこれらの職員の処遇について根本的措置を講ずべきである旨の別紙附帯決議を行つた。

二、費用

本法施行のため要する費用は、五億七千万円である。

附帯決議

現在、行政機関職員定員法のワク外にある常勤労務者及び非常勤職員の中には、その職務の性質、勤務の条件等において、定員法による職員と実質上何等異ならないものが相当多数含まれている。従来、政府は、これらの者の処遇について、早急に検討を加え、適当な対策を講ずる旨言明したに拘らず、未だ今日に至るも、何等の措置を講じていないことは誠に遺憾に堪えない。政府は、速やかにこれらの職員の処遇について、根本的検討を加え、具体的措置を講ずべきことを要望する。

右決議する。

〔第三十一号参照〕

審査報告書

航空業務に関する日本国とカナダとの間の協定の締結について承認を求めるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年六月三十日

外務委員長　石黒　忠篤

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

鹿島守之助　苫米地義三
佐藤　尚武　野村吉三郎
小瀧　彬　草葉　隆圓
梶原　茂嘉　後藤　文夫
曾祢　益　羽生　三七

要領書

一、委員会の決定の理由

本協定はわが国の航空企業がカナダの航空企業と平等の条件でカナダに乗入れを行うことができるようにするため、日加両国の領域間及びその領域をこえて両国が対等の立場で航空業務運営開始の手続及び条件等を定めるものであつて妥当な措置と認める。

二、費用

別に費用を要しない。

審査報告書

船舶の滅失又は沈没の場合における失業の補償に関する条約（第八号）の批准について承認を求めるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年六月三十日

外務委員長　石黒　忠篤

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

羽生　三七　曾祢　益
後藤　文夫　梶原　茂嘉
草葉　隆圓　小瀧　彬
野村吉三郎　佐藤　尚武
苫米地義三　鹿島守之助

要領書

一、委員会の決定の理由

本条約は、一九二〇年国際労働機関第二回総会で採択されたもので、船員保護の見地から、船舶の滅失又は沈没により海員が失業した場合に、船舶所有者が、船員の失業期間中、賃銀と同じ割合で補償金を支払うべきことを規定したものである。本条約の内容は、国内法ですでに規定されて実施されているのであるが、本委員会は、わが国が公平な国際労働慣行を遵守している実情を明らかにし、ひいては国際信用を高めるため、わが国が本条約の当事国となることを妥当と認めた。

二、費用

別に費用を要しない。

審査報告書

海員の雇入契約に関する条約（第二十二号）の批准について承認を求めるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年六月三十日

外務委員長　石黒　忠篤

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

羽生　三七　曾祢　益
後藤　文夫　梶原　茂嘉
草葉　隆圓　小瀧　彬
野村吉三郎　佐藤　尚武
苫米地義三　鹿島守之助

要領書

一、委員会の決定の理由

本条約は、一九二六年国際労働機関第九回総会で採択されたもので、海員の利益保護の見地から海員雇入契約の成立要件、契約内容等を一定の規制のもとに置くことを目的としている。本条約の内容は、国内法ですでに規定されて実施されているのであるが、本委員会は、わが国が公平な国際労働慣行を遵守している実情を明らかにし、ひいては国際信用を高めるため、わが国が本条約の当事国となることを妥当と認めた。

審査報告書

海上で使用することができる児童の最低年齢を定める条約（千九百三十六年の改正条約）（第五十八号）の批准について承認を求めるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年六月三十日

外務委員長　石黒　忠篤

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

鹿島守之助　苫米地義三
佐藤　尚武　野村吉三郎
小瀧　彬　草葉　隆圓
梶原　茂嘉　後藤　文夫
羽生　三七　曾祢　益

要領書

一、委員会の決定の理由

本条約は、一九三六年国際労働機関第二十二回総会で採択されたもので、十五才未満のものの海上における使用禁止を目的としている。本条約の内容は、国内法ですでに規定されて実施されているのであるが、本委員会はわが国が公平な国際労働慣行を遵守している実情を明らかにし、ひいては国際信用を高めるため、わが国が本条約の当事国となることを妥当と認めた。

二、費用
別に費用を要しない。

審査報告書
船員の健康検査に関する条約（第七十三号）の批准について承認を求めるの件
右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和三十年六月三十日
外務委員長　石黒　忠篤
参議院議長河井彌八殿
多数意見者署名
鹿島守之助　苫米地義三
佐藤　尚武　野村吉三郎
小瀧　彬　草葉　隆圓
梶原　茂嘉　曾祢　益
後藤　文夫　羽生　三七

要領書
一、委員会の決定の理由
本条約は一九四六年に国際労働機関第二十八回総会で採択されたもので、健康証明書を保有する船員にのみ船舶乗組を認めることにより船員の健康を保護しようとするものである。本条約の内容は、国内法ですでに規定されて実施されているのであるが、本委員会はわが国が公平な国際労働慣行を遵守している実情を明らかにし、ひいては国際信用を高めるためわが国が条約の当事国となることを妥当と認めた。
二、費用
別に費用を要しない。

審査報告書
商品見本及び広告資料の輸入を容易にするための国際条約への加入について承認を求めるの件
右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和三十年六月三十日
外務委員長　石黒　忠篤
参議院議長河井彌八殿
多数意見者署名
羽生　三七　曾祢　益
後藤　文夫　梶原　茂嘉
草葉　隆圓　小瀧　彬
野村吉三郎　佐藤　尚武
苫米地義三　鹿島守之助

要領書
一、委員会の決定の理由
本条約は商品見本及び広告資料の輸入に関する規則を国際的に統一しもつて国際貿易の拡大を促進することを目的としたものであつて、わが国の商品見本及び広告資料に対し他の締約国による統一的な取扱を確保しもつてわが国商品の海外進出と一層の国際貿易の振興とを図ることができるので妥当な措置と認めた。
二、費用
別に費用を要しない。

審査報告書
観光旅行のための通関上の便宜供与に関する条約の批准について承認を求めるの件
右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和三十年六月三十日
外務委員長　石黒　忠篤
参議院議長河井彌八殿
多数意見者署名
羽生　三七　曾祢　益
後藤　文夫　梶原　茂嘉
草葉　隆圓　小瀧　彬
野村吉三郎　佐藤　尚武
苫米地義三　鹿島守之助

要領書
一、委員会の決定の理由
本条約は、外国からの観光客等一時旅行者が携帯する身回品等について、その一定品目、一定数量につき、免税輸入することを当事国が相互に承認することを内容としたものであつて、外国からの観光旅行者に通関上の便宜を与えることにより、わが国観光事業の発展を期待しうるので妥当な措置と認める。
二、費用
別に費用を要しない。

審査報告書
観光旅行のための通関上の便宜供与に関する条約に追加された観光旅行宣伝用の資料の輸入に関する議定書の批准について承認を求めるの件
右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和三十年六月三十日
外務委員長　石黒　忠篤
参議院議長河井彌八殿
多数意見者署名
鹿島守之助　苫米地義三
佐藤　尚武　野村吉三郎
小瀧　彬　草葉　隆圓
梶原　茂嘉　後藤　文夫
曾祢　益　羽生　三七

要領書
一、委員会の決定の理由
本議定書は、観光旅行等海外旅行の奨励を目的とする無料で配布又は展示する宣伝資料を免税輸入することを当事国が相互に承認することを内容としたものであつて、わが国のこれら資料の海外向け輸出を容易にし、わが国への観光客誘致運動を一層活潑化しうるので妥当な措置と認めた。
二、費用
別に費用を要しない。

審査報告書
昭和三十年度一般会計予算
昭和三十年度特別会計予算
昭和三十年度政府関係機関予算
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和三十年七月一日
予算委員長　館　哲二
参議院議長河井彌八殿
多数意見者署名
池田宇右衛門　石原幹市郎
西郷吉之助　伊能　芳雄
秋山俊一郎　雨森　常夫
小野　義夫　堀　末治
田中　啓一　泉山　三六
佐藤清一郎　西岡　ハル
重政　庸徳　安井　謙
石坂　豊一　廣瀬　久忠
深川タマエ　豊田　雅孝
左藤　義詮　吉田　萬次
森　八三一　柏木　庫治
田村　文吉　梶原　茂嘉
中山　福藏　溝口　三郎
堀木　鎌三　武藤　常介

要領書
一、委員会の決定の理由
昭和三十年度一般会計予算、昭和三十年度特別会計予算及び昭和三十年度政府関係機関予算は、経済の健全化を目途として一般会計予算の総計を一兆円以内にとどめること、国民生活の安定及び資本蓄積の促進に資する等のため直接税の軽減を主とする税制の改正を行うこと、重要施策の重点的実施並びに補助金の整理、物件費の節約等経費の節約効率化を図ること等の方針により編成せられ、衆議院において若干の修正を加えた上本院に送付されたものであつて、その内容は概ね妥当なものと認める。
二、費用
一般会計予算の総額は、
歳入　九千九百十四億五千七百五十二万三千円
歳出　九千九百十四億五千七百五十二万三千円
特別会計予算の総額は、
歳入　一兆七千七百六十二億五千七百十万八千円
歳出　一兆六千七百九十八億七千二百五十九万円
政府関係機関予算の総額は、
収入　八千六百九十六億二千九百六十六万八千円
支出　七千三百七十億七千百七十三万六千円
である。

〔第三十二号参照〕

審査報告書
商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和三十年七月一日
商工委員長　吉野　信次
参議院議長河井彌八殿
多数意見者署名
深水　六郎　白川　一雄
小松　正雄　三輪　貞治

古池　信三　上原　正吉
石川　清一　河野　謙三
苫米地義三　山川　良一
海野　三朗　栗山　良夫
高橋　衛　豊田　雅孝
加藤　正人

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、商工組合中央金庫に対する政府出資を十億円増額して、商工債券発行の基盤を増加し、もつて組合金融の確保、中小企業組織化の推進を図ろうとするもので妥当なものと認める。
なお、別紙の通り附帯決議をした。

二、費用
昭和三十年度の予算において一般会計から商工組合中央金庫に対する政府の新規出資分として十億円を計上している。

附帯決議

政府は中小企業の系統金融機関たる商工組合中央金庫に対する指導監督を強化し以つて健全なる組合金融の発展を図ると共に、左記の措置を講じて同金庫の資金源確保と貸出金利引下に努むべきである。
一、資金運用部資金を商工組合中央金庫に低利貸付け得るの途を考慮すること
二、指定預金の引揚は資金源確保の状況と睨み合わせこれを延期すること
三、商工債券の金利の引下を図ること
四、商工組合中央金庫の運営合理化を促し、その企業努力により資金原価の低減を図ること

審査報告書

中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和三十年七月一日
商工委員長　吉野　信次
参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
深水　六郎　白川　一雄
古池　信三　上原　正吉
石川　清一　河野　謙三
苫米地義三　山川　良一
高橋　衛　豊田　雅孝
加藤　正人

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、中小企業金融公庫に対する政府の出資金を五億円増額する等の措置により中小企業者の融資の円滑化と経営の合理化を図ろうとするもので概ね妥当な措置と認める。

二、費用
昭和三十年度の予算において政府の一般会計から中小企業金融公庫に対する新規出資分として五億円を計上している。

審査報告書

中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和三十年七月一日
商工委員長　吉野　信次
参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
加藤　正人　豊田　雅孝
高橋　衛　山川　良一
苫米地義三　石川　清一
上原　正吉　古池　信三
白川　一雄　深水　六郎
河野　謙三

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、中小企業等協同組合法の施行後の経験にかんがみ、中小企業の組織化と組合運営の健全化を推進するため、その指導連絡機関として全国並びに都道府県に中小企業協同組合中央会の制度を設けるとともに、従来の定款の認証制を改めて組合の設立を認可制とし、かつ行政庁の組合に対する監督権を若干強化する等の措置を講じたもので妥当なものと認める。

二、費用
別に費用を要しない。

審査報告書

出入国管理令の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和三十年七月一日
法務委員長　成瀬　幡治
参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
市川　房枝　一松　定吉
羽仁　五郎　藤原　道子
剱木　亨弘　小幡　治和
岩沢　忠恭　宮城タマヨ
中山　福蔵　吉田　法晴

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、強制退去を命ぜられた外国人を仮放免する際、特定の者に限つて保証書をもつて保証金に代えることができることとするとともに、永年本邦に在住する朝鮮人及び台湾人の子供のうち特定の者に対しては、在留期間の更新に要する手数料を免ずる措置をとる等現下の国際情勢及び出入国管理行政の実情に対処して適切である。

二、費用
本法の施行に伴い別に費用を要しない。

審査報告書（運輸委員会第一号）

議院の会議に付するを要するもの。
一、内閣に送付するを要するもの。
第一三号　前谷地、気仙沼両駅間鉄道敷設促進に関する請願
第三九号　会津線宮下、川口間鉄道開通促進等に関する請願
第六一号　塩釜港修築工事促進に関する請願
第八七号　高知県高知港改修工事促進に関する請願
第九五号　港湾整備予算増額等に関する請願
第一一四号　白棚鉄道敷設促進に関する請願
第一三二号　避難港整備予算増額に関する請願
第一三七号　定点気象観測業務再開に関する請願
第一五〇号　山田線鉄道ジーゼルカー運行促進等に関する請願
第一七三号　県道伊集院鹿児島線中鹿児島市武町宮田通り踏切に人道こ線橋架設の請願
第三二九号　能登線鉄道敷設工事継続に関する請願
第三七六号　岩手県大船渡市碁石崎に灯台設置等の請願
第四一六号　二俣佐久間線鉄道敷設促進に関する請願
第四六五号　傷い軍人に国鉄無賃乗車証交付復活の請願
第五一二号　羽前成田、蚕桑両駅間に中間停留所設置の請願
第五六五号　湯前、杉安両駅間鉄道敷設促進に関する請願
第五八四号　急行列車阿蘇号に二等寝台車連結の請願
第六三三号　山形、鶴岡両駅間ジーゼルカー運行等に関する請願
第六七五号　米原、京都両駅間鉄道電化促進等に関する請願
第六七六号　鍛治屋、梁瀬両駅間鉄道敷設に関する請願
第七九九号　第八二〇号、第八二一号、第八三七号　飯田線の災害防止対策等に関する請願
第八〇五号　大糸線鉄道全通促進に関する請願
第八一二号　鉄道駅の出札窓口装置改善に関する請願
第八七四号、第九九四号　甲府、長野両駅間鉄道電化促進に関する請願
第九三五号　川崎駅庁舎改築に関する請願
右の通り審査決定した。よつて報告する。
昭和三十年七月一日
運輸委員長　加藤シヅエ
参議院議長河井彌八殿

〔第三十三号参照〕

審査報告書

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月四日

法務委員長　成瀬　幡治

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

宮城タマヨ　藤原　道子
市川　房枝　岩沢　忠恭
剱木　亨弘　廣瀬　久忠
一松　定吉

要領書

一、委員会の決定の理由

司法行政事務の簡素化に伴い裁判所の職員の定員を改正することにより、司法行政事務費の節減に寄与しようとするものであつて、時宜に適した措置と認める。

二、費用

本法施行に伴い別に費用を要しない。

審査報告書

文部省設置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月五日

内閣委員長　新谷寅三郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

松原　一彦　小柳　牧衛
田畑　金光　野本　品吉
加瀬　完　上林　忠次
宮田　重文　長島　銀藏
中山　壽彦

要領書

一、委員会の決定の理由

司法行政事務の簡素化に伴い裁判所の職員の定員を改正することにより、司法行政事務費の節減に寄与しようとするものであつて、時宜に適した措置と認める。

二、費用

本法施行のため別に費用は要しない。

審査報告書

郵政省設置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月五日

内閣委員長　新谷寅三郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

松原　一彦　小柳　牧衛
田畑　金光　野本　品吉
加瀬　完　上林　忠次
宮田　重文　中山　壽彦
長島　銀藏

要領書

一、委員会の決定の理由

ビルマその他東南アジア諸国との賠償折衝の進展に伴い、賠償及び国際協力に係る事務の処理に関する規定を加えることは、適当の措置と認めた。

二、費用

本法施行のため別に費用は要しない。

審査報告書

農林省設置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月五日

内閣委員長　新谷寅三郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

松原　一彦　小柳　牧衛
田畑　金光　野本　品吉
加瀬　完　上林　忠次
宮田　重文　長島　銀藏
中山　壽彦

要領書

一、委員会の決定の理由

賠償及び国際協力に関する権限を加え、従来食糧庁長官が任命していた米価審議会の委員の任命について農林大臣が行うこととする等改正を加えることは、適当の措置と認めた。

二、費用

本法施行のため別に費用は要しない。

審査報告書

厚生省設置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月五日

内閣委員長　新谷寅三郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

松原　一彦　小柳　牧衛
田畑　金光　野本　品吉
加瀬　完　上林　忠次
宮田　重文　長島　銀藏
中山　壽彦

要領書

一、委員会の決定の理由

国民栄養の改善向上をはかり、食品の栄養効果について試験等実施し得るように国立栄養研究所の規定を改正するとともに、事務の収縮に伴い援護所及び舞鶴地方復員部を廃止することは適当の措置と認めた。

二、費用

本法施行のため別に費用は要しない。

審査報告書

法務省設置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月五日

内閣委員長　新谷寅三郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

松原　一彦　小柳　牧衛
田畑　金光　野本　品吉
加瀬　完　上林　忠次
宮田　重文　長島　銀藏
中山　壽彦

要領書

一、委員会の決定の理由

出入国管理行政を有効適切にするため、川崎市に入国者収容所を、大阪市に入国管理事務所を新設し、又下関入国管理事務所尾道港出張所、同宇部港出張所を設置するとともに既設の入国管理事務所等を適宜廃止することは、適当の措置と認めた。

二、費用

本法施行のため要する費用は、三千九百万円である。

審査報告書

地方公営企業法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月五日

地方行政委員長　小笠原二三男

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

石村　幸作　伊能　芳雄
西郷吉之助　館　哲二
岸　良一　秋山　長造
森下　政一　小柳　牧衛
中田　吉雄

要領書

一、委員会の決定の理由

地方公営企業法の一部を改正して、地方公共団体の長と管理者との間の事務配分の合理化等により運営の能率化に資するため、基本計画案の議会に対する提出及びその原案の作成に関する取扱方法を明確にし、行政庁の処分を必要とする許可認可等の軽微なものについては、管理者が当該地方公共団体を代表して申請等に関する事務を処理することができるものとし、又料金の徴収に限り一定の条件の下に民間会社等に委任することができるものとするほか、減債積立金制度の創設と併せて事故繰越の制度を採用する等、予算、決算及び会計制度の合理化を計り、別に内閣総理大臣の助言、勧告等

に関する規定を設けて、地方公営企業の能率的且つ合理的経営に資しようとするものであつて、おおむね適当と認められる。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

日本住宅公団法案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月五日

建設委員長　石川　榮一

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

宮本　邦彦　北　勝太郎
赤木　正雄　武藤　常介
村上　義一　西岡　ハル
横川　信夫　石井　桂
小澤久太郎　石原幹市郎
堀木　鎌三

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、現下における住宅不足をすみやかに解消するため、現行の公営住宅並びに公庫住宅の制度の外に、新たに政府並びに地方公共団体の出資とする特別の機関を設置し、民間資金の導入を図り、住宅不足の特に著しい地域において行政区域にとらわれることなく、耐火性集団住宅及び宅地の供給を行い、又土地区画整理事業を施行して新市街地の造成を図り、住宅の建設を促進せんとするものであつて、時宜に適したものと認める。

二、費用

本法律施行のため、昭和三十年度一般会計予算に六十億円が計上されている。

審査報告書

住宅融資保険法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月五日

建設委員長　石川　榮一

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

宮本　邦彦　北　勝太郎
赤木　正雄　武藤　常介
村上　義一　西岡　ハル
石原幹市郎　横川　信夫
石井　桂　小澤久太郎
湯山　勇　近藤　信一
田中　一　永井純一郎
堀木　鎌三

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は民間の自力建設を促進するため、金融機関の住宅建設等に必要な資金の貸付につき、住宅金融公庫が保険を行う制度を確立し、もつて住宅金融の円滑を図ろうとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用

本法律施行のため、昭和三十年度一般会計予算に保険基金三億円が計上されている。

〔第三十四号参照〕

審査報告書

昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月七日

文教委員長　笹森　順造

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

松原　一彦　高田なほ子
村尾　重雄　荒木正三郎
雨森　常夫　吉田　萬次
川口頌之助　矢嶋　三義
竹下　豐次　高橋　道男

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案によつて旧財団法人私学恩給財団の年金のうち、昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じたものについて、その年金額を従前の二倍半に増額しようとするもので、現行の他の年金等との均衡を維持するため適切な措置と認める。

二、費用

特に国の経費を必要としない。

審査報告書

道路整備費の財源等に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月七日

建設委員長　石川　榮一

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

武藤　常介　西岡　ハル
赤木　正雄　酒井　利雄
石井　桂　堀木　鎌三
湯山　勇　近藤　信一
田中　一　村上　義一

要領書

一、委員会の決定の理由

現行法は、昭和二十九年度以降五箇年間の揮発油税収入相当額を道路整備五箇年計画に基づく財源に充当することを規定したものであるが、直轄事業の地方負担金の財源措置並びに毎年度予算に計上される道路整備費と揮発油税収入決算額との調整に関して、現状に即しないものがあるので、本法律案において、国の直轄道路事業に要する費用の全額について、揮発油税収入額を財源に充てることができることとするとともに、毎年度の道路整備費が揮発油税収入額の決算額に不足する額は、翌翌年度の財源に加算しようとするものであつて概ね妥当な措置と認める。

二、費用

本法律施行のために別段の費用を要しない。

〔第三十五号参照〕

審査報告書

積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月八日

農林水産委員長　江田　三郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

森　八三一　鈴木　強平
池田宇右衛門　重政　庸徳
青山　正一　菊田　七平
大矢半次郎　白波瀬米吉
長谷山行毅　溝口　三郎
白井　勇　三橋八次郎
東　隆　三浦　辰雄
戸叶　武　秋山俊一郎

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は現行「積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法」の有効期限（昭和三十一年三月三十一日）を昭和三十六年三月三十一日まで五ケ年延長しようとするものであつて、積雪寒冷単作地帯の振興に寄与し、妥当な措置と認められ、別紙附帯決議をして可決した。

二、費用

この法律を施行するために必要な費用は、積雪寒冷単作地帯農業振興計画の内容によつて定まるもので、昭和三十一年度において、要土地改良事業量の一割程度の事業を実施し、且つこれと均衡のとれたその他の営農改善施設事業を実施するものとすれば、約百億円と見積られ、今後において予算的措置がなされなければならない。

附帯決議

政府は、本法に基いて施行せんとする土地改良事業について、本法の趣旨に遵い、施行面積の制限を極力緩和し、五町までは必ずその対象として取上ぐべきである。

〔第三十六号参照〕

審査報告書

在外公館等借入金整理準備審査会法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月十二日

外務委員長　石黒　忠篤

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

苫米地義三　佐藤　尚武
野村吉三郎　後藤　文夫

梶原　茂嘉　曾祢　益
羽生　三七　佐多　忠隆
平井　太郎

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、在外公館借入金の確認請求権を昭和二十七年六月三十日まで認めている現行法の一部を改め、昭和三十年十二月三十一日までこれを認めようとするものであつて、税関に預けた借入金関係書類の解除、返還が遅れたこと等の事由により、当該請求権を行使し得なかつた相当数の引揚者に当該請求権行使の機会を与えることとなるので、妥当なものと認める。

二、費用
本法の施行により、新たに請求権を行使する結果必要となる費用は、約二億円と推定されるが、その金額は、昭和二十六年度国債整理基金特別会計補正に計上された八億五千万円の中、現有繰越金約二億円をもつて充てる。

審査報告書

財団法人日本海員会館に対する国有の財産の譲与に関する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月十二日
大蔵委員長　青木　一男
参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
西川甚五郎　土田国太郎
平林　剛　岡　三郎
岡崎　眞一　藤野　繁雄
小林　政夫　山本　米治
片柳　眞吉　松澤　兼人
中川　幸平　井村　徳二
青柳　秀夫　木内　四郎
最上　英子

昭和三十年七月三十日　参議院会議録追録　審査報告書（第三十六号参照）

一、委員会の決定の理由
本法案は、船員の福利厚生事業の整備発達に資するため、財団法人日本海員会館に対し、現に政府が使用させている国有の財産を譲与することが出来ることとしようとするものであつて適当な措置と認める。

二、費用
この法律施行のため、別に費用を要しない。なお、この法律によつて譲与されることとなる国有の財産は土地、建物、船舶等であつて簿価約三百二十万円である。

審査報告書

開拓者資金融通特別会計法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月十二日
大蔵委員長　青木　一男
参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
西川甚五郎　土田国太郎
平林　剛　岡崎　眞一
藤野　繁雄　小林　政夫
山本　米治　片柳　眞吉
中川　幸平　井村　徳二
青柳　秀夫　木内　四郎
最上　英子

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、開拓者資金融通特別会計における貸付金の償還金を貸付金の財源に充てることができることとするとともに、この会計の事務取扱費を他の諸経費と同様に貸付金利子収入等で支弁することとし、併せて規定の備整を図ろうとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用
この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

国有財産特別措置法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月十二日
大蔵委員長　青木　一男
参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
西川甚五郎　土田国太郎
平林　剛　岡崎　眞一
藤野　繁雄　山本　米治
片柳　眞吉　中川　幸平
井村　徳二　青柳　秀夫
木内　四郎　最上　英子
小林　政夫

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、地方公共団体に対する普通財産の譲与の範囲を拡張し、旧軍用財産のうち機械及び器具については中小企業者の所有する老朽した機械及び器具を交換する場合の価額を時価からその三割五分を減額した額とするとともに国において直接その用に供する必要のあるもの等特定のものを除き、これをくず化することとするほか、普通財産の交換について特例を設けようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用
この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基き、税関支署の設置に関し承認を求めるの件
右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月十二日
大蔵委員長　青木　一男
参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
土田国太郎　平林　剛
小林　政夫　山本　米治
片柳　眞吉　中川　幸平
井村　徳二　青柳　秀夫
木内　四郎　岡　三郎
藤野　繁雄　西川甚五郎
松澤　兼人

要領書

一、委員会の決定の理由
本件は、最近における外国貿易のすう勢に伴う税関業務の増加に対応し、税関行政の円滑な遂行を図るため、現在の税関出張所及び税関支署出張所の中から横浜税関川崎出張所外七出張所を税関支署に改めようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用
本件施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

大蔵省設置法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月十二日
内閣委員長　新谷寅三郎
参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
松原　一彦　小柳　牧衛
植竹　春彦　中川　以良
木村篤太郎　宮田　重文
野本　品吉　松本治一郎
田畑　金光　堀　眞琴
中山　壽彦　木下　源吾
千葉　信　長島　銀蔵
加瀬　完

要領書

一、委員会の決定の理由
税関行政の整備円滑化を図るため、東京税関及び横浜税関の管轄区域を改めるとともに、東京税関に新しく鑑査部を設置することは適当の措置と認めた。

二、費用
本法施行のため別に費用は要しない。

審査報告書

経済審議庁設置法の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月十二日
内閣委員長　新谷寅三郎
参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
松原　一彦　小柳　牧衛
宮田　重文　中山　壽彦
長島　銀蔵　中川　以良
野本　品吉　上林　忠次

要領書

一、委員会の決定の理由
経済の自立を達成し、完全雇用の実現を図ることを目的として長期経済計画を樹立推進するために、機構の整備及び権限の強化を図る等改正を加えることは、適当の措置と認めた。

二、費用
昭和二十九年度予算に比し、千九百四十万円の増が昭和三十年度予算に計上されている。

審査報告書

公営住宅法第六条第三項の規定に基き、承認を求めるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月十二日

建設委員長　石川　榮一

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

石原幹市郎　赤木　正雄
西岡　ハル　北　勝太郎
宮本　邦彦　武藤　常介
村上　義一　湯山　勇
近藤　信一　田中　一
石井　桂　小澤久太郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、公営住宅法第六条の規定に基き昭和三十年度より昭和三十二年度に至る三年間に公営住宅十五万五千戸及び、これに附随する共同施設を建設せんとするものであつて、現下のわが国の住宅不足の実情から見て妥当な計画と認める。

二、費用

昭和三十年度においては一般会計予算に九十七億円計上されているが三箇年における国庫の負担額は、建設すべき住宅の構造、規模について将来の計画が未定のため、不明である。

〔第三十七号参照〕

審査報告書

風俗営業取締法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月十二日

地方行政委員長　小笠原二三男

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

深川タマエ　小柳　牧衛
若木　勝蔵　秋山　長造
安井　謙　小林　武治
西郷吉之助　石村　幸作
伊能　芳雄　森下　政一
赤松　常子　館　哲二

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における玉突場の実情にかんがみ、同法取締の対象からこれを除外しようとするものである。即ち、現在玉突営業については、三ケ月毎に営業許可の更新及び営業の場所、時間等について制約を加えているのであるが、元来撞球の本質は一種のスポーツであつて、偶然の勝負に財物を賭けるものではなく、同営業の実情も概ねこの趣旨に沿つて運営されており、もしかりに、賞品等を提供するものがある場合においては、従来どおり同法第一条第三号の「その他設備を設けて客に射幸心をそそる虞のある遊技をさせる営業」として、同法で取り締れることとなり、又営業時間については騒音防止条例、営業の場所については関係者が自粛を表明しているので、この際、玉突場を同法取締の対象から排除することは、概ね妥当な措置と認める。

二、費用

本法の施行によつて、別に費用は要しない。

審査報告書

毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月十二日

社会労働委員長　小林　英三

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

河合　義一　榊原　亨
阿具根　登　吉田　法晴
山下　義信　有馬　英二
谷口弥三郎　常岡　一郎
高野　一夫　長谷部ひろ
横山　フク　田村　文吉
相馬　助治　竹中　勝男

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、毒物として本法の取締りの対象となつているもののうち、毒性が特に強烈な特定の毒物について保健衛生上の危害を防止するため特別の規制を行うこととするほか、毒物及び劇物の廃棄の方法についても、政令で定める技術上の基準に従つて行うようにしようとするものであつて適切な措置であると認める。

二、費用

この法律施行のため別に費用を要しない。

審査報告書

医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月十四日

社会労働委員長　小林　英三

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

加藤　武徳　高野　一夫
竹中　勝男　阿具根　登
河合　義一　有馬　英二
相馬　助治　森田　義衛
田村　文吉　常岡　一郎
横山　フク　長谷部ひろ
谷口弥三郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、終戦前主として満洲方面における医師の不足に応ずるため設立された医学の教習を目的とする学校の卒業生、終戦前外地において医業免許を受けた者及び朝鮮の医師試験第一部試験に合格した者等に対し、昭和三十一年十二月三十一日までを限り、医師国家試験予備試験を受験する資格を与え、医師となるみちを開くこととし、かつ、歯科医師国家試験予備試験の受験資格の特例についても同様の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置である。

二、費用

本法律施行のため特に費用を要しない。

審査報告書

教育公務員特例法第三十二条の規定の適用を受ける公立学校職員等について学校看護婦としての在職を準教育職員としての在職とみなすことに関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月十四日

文教委員長　笹森　順造

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

松原　一彦　安部キミ子
高田なほ子　村尾　重雄
堀　末治　川口爲之助
雨森　常夫　吉田　萬次
高橋　道男　加賀山之雄
竹下　豐次　矢嶋　三義
大谷　瑩潤　荒木正三郎

要領書

一、委員会の決定の理由

現在の養護教諭、養護助教諭等の前身たる学校看護婦、学校衛生婦、養護婦等の在職年数を恩給年限の一部として通算しようとするもので妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行に伴い約二百万円を要する。

審査報告書

日本航空株式会社法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月十四日

運輸委員長　加藤シヅエ

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

仁田　竹一　一松　政二
川村　松助　木島　虎藏

三浦　義男　平林　太一
小酒井義男　三木與吉郎
早川　慎一　内村　清次
岡田　信次　井野　碩哉
黒川　武雄　大倉　精一

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は日本航空株式会社に対する政府の助成を厚くすることに対応して政府の監督権を強化しようとするもので、その要点は㈠役員の人数を法定し㈡代表取締役の外新たに常勤の取締役の選任を運輸大臣の認可事項とするとともにそれらの者の兼職を制限し㈢現行法の補助規定を改めて国際航空育成の趣旨を明確にし㈣事業計画、資金計画及び収支予算を運輸大臣の認可事項とすることであつて妥当な措置と認める。
なお別紙の如く附帯決議をなした。

二、費用
本年度一般会計予算に国際航空事業補助として三億五千五百万円が計上されている。

附帯決議
政府は、今回日本航空株式会社法の一部を改正し、わが国航空事業の助成を図るとともに、その監督を強化せんとするが、競争激甚なる国際航空業界に伍し、わが国航空事業の確立発展を期するためには、本法制定の基本原則たる民営企業形態に則るべきことを妥当とするが故に、経営面に於ける干渉が過重される傾向をたどることはさくべきである。殊にわが国国際航空の将来は発展の余地大であり、従つて資本額の増加も期待せらるる際、政府の監督の如何によつては民営企業意慾と出資を阻害する事態を生ずる惧がある。よつて、政府は本法施行に当つては民営企業形態の本旨を尊重するよう特段の配慮をなすべきである。
右決議する。

〔第三十八号参照〕

審査報告書
輸出品取締法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月十四日
商工委員長　吉野　信次
参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
藤田　進　深水　六郎
三輪　貞治　高橋　衛
苫米地義三　栗山　良夫
上原　正吉　山川　良一
海野　三朗　小野　義夫
豊田　雅孝　河野　謙三
古池　信三　白川　一雄

要領書
一、委員会の決定の理由
本法案は駐留アメリカ合衆国軍隊及び国際連合の軍隊の物資調達機関又は販売機関に納入される本邦商品のうち、政令で指定される品種に属するものについて輸出品取締法を適用しようとするもので海外におけるわが輸出品の声価を維持するため妥当な措置である。

二、費用
別段に要しない。

審査報告書
地方自治法第百五十六条第六項の規定に基き、工業品検査所の出張所の設置に関し承認を求めるの件
右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を付し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月十四日
商工委員長　吉野　信次
参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
豊田　雅孝　小野　義夫
海野　三朗　山川　良一
上原　正吉　河野　謙三
古池　信三　栗山　良夫
白川　一雄　藤田　進
深水　六郎　苫米地義三
三輪　貞治　高橋　衛

要領書
一、委員会の決定の理由
工業品検査所は輸出品取締法に基き、輸出品の検査を実施している国の機関として、東京に本所、大阪外八ケ所に支所又は出張所が設置されている。然し現在清水市には検査所が設置されていないので同市に於ける輸出品の検査はすべて東京又は名古屋の検査所から出張して行つている実情である。清水港からの輸出は伸長している現状に鑑み、検査業務の円滑且つ能率的運営を行うために、今回清水市に工業品検査所の出張所を新設しようとするもので、輸出品の声価向上の面からも妥当な措置と認める。

二、費用
本出張所開設には約六十万円を必要とする。

審査報告書
建築士法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月十九日
建設委員長　石川　榮一
参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
宮本　邦彦　武藤　常介
西岡　ハル　北　勝太郎
赤木　正雄　小澤久太郎
酒井　利雄　石井　桂
堀木　鎌三　湯山　勇
近藤　信一　田中　一
永井純一郎

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、建築士法過去五箇年の実施に鑑み、建築士事務所の開設につき現行の都道府県知事に対する届出制度を登録制度に改め、且つ従来業として設計又は工事監理を行う場合に限り届出を必要としたものを建築士法上建築士の業務とされているその他の業務を業として行う場合についても登録を必要とすることとして、建築士事務所における業務の適正を図るとともに、その業務についての責任を明確にしようとするものであつて適当な措置と認める。

二、費用
本法律の施行については別段費用を要しない。

審査報告書
国民金融公庫法の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月十九日
大蔵委員長　青木　一男
参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
山本　米治　西川甚五郎
土田国太郎　平林　剛
岡　三郎　天田　勝正
藤野　繁雄　中川　幸平
最上　英子　白井　勇
青柳　秀夫　片柳　眞吉
小林　政夫

要領書
一、委員会の決定の理由
本法案は国民金融公庫の業務の円滑なる遂行を図るために、資本金を五億円増加し二百億円にしようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用
この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書
資金運用部特別会計法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月十九日

参議院議長河井彌八殿

大蔵委員長　青木　一男

多数意見者署名

山本　米治　西川甚五郎
土田国太郎　平林　剛
岡　三郎　宮澤　喜一
岡崎　眞一　天田　勝正
中川　幸平　最上　英子
白井　勇　青柳　秀夫
木内　四郎　片柳　眞吉
藤野　繁雄　小林　政夫

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、資金運用部特別会計の収支の状況にかんがみ、決算上の剰余を積立金として積み立てることができることとするとともに、一般会計からの繰入金に関する制度を廃止しようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

国務大臣の私企業等への関与の制限に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月十九日

内閣委員長　新谷寅三郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

松原　一彦　小柳　牧衛
井上　知治　野本　品吉
木村篤太郎　中山　壽彦
宮田　重文　千葉　信
木下　源吾　長島　銀藏

要領書

一、委員会の決定の理由

国務大臣の職責の重要性にかんがみ、その行動の公正を期するため私企業等への関与を制限することは、妥当の措置と認めた。

二、費用

本法施行のため別に費用を要しない。

〔第三十九号参照〕

審査報告書

国民健康保険法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月十九日

社会労働委員長　小林　英三

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

加藤　武徳　河合　義一
阿具根　登　横山　フク
榊原　亨　谷口弥三郎
森田　義衛
有馬　英二
常岡　一郎　長谷部ひろ
相馬　助治　山下　義信
竹中　勝男　石原幹市郎

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、国民健康保険の保険者に対して、従来予算上の措置に委ねられていた療養給付費、保健婦並びに事務の執行に要する費用に対する補助金の交付を国の義務的支出として規定するとともに、それぞれの補助率についても法律に明文化しようとする外、政令の定めるところにより予算の範囲内において補助金の交付又は貸付金の貸し付けを行うことが出来る等の改正をしようとするのであつて医療社会保険制度の現状と社会的重要性に鑑み、その事業内容を改善向上する上に時宜を得た措置と認める。

二、費用

この法律施行のため約七十二億余万円を要するが、昭和三十年度予算に既に組まれている。

審査報告書

結核予防法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月二十一日

社会労働委員長　小林　英三

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

加藤　武徳　竹中　勝男
阿具根　登　山本　經勝
松岡　平市　榊原　亨
長谷部ひろ　横山　フク
森田　義衛　有馬　英二
高野　一夫　山下　義信
相馬　助治　谷口弥三郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、結核予防の措置をさらに推進するため、定期の健康診断の対象者の範囲を拡張しようとするものであつて妥当な措置である。

二、費用

本法施行に要する経費二億二千四百万円を昭和三十年度予算に計上している。

審査報告書

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月二十一日

逓信委員長　滝井治三郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

野田　俊作　柏木　庫治
石坂　豊一　八木　幸吉
島津　忠彦　久保　等
三木　治朗　左藤　義詮
八木　秀次　津島　壽一
西川弥平治　永岡　光治

要領書

一、委員会の決定の理由

本案は、簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用の範囲を拡張して、あらたに、住宅金融公庫その他予算について国会の議決を経、又は承認を得なければならない法人に対する貸付等、農林中央金庫及び商工組合中央金庫の発行する金融債、国債並びに国に対する貸付に運用するとともに、金融債に対する運用については、これに制限を加えようとするものであつて、適切な措置と認める。

二、費用

本法律の施行に伴い別段費用を要しない。

審査報告書

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月二十一日

建設委員長　石川　榮一

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

石原幹市郎　西岡　ハル
北　勝太郎　赤木　正雄
酒井　利雄　小澤久太郎
湯山　勇　近藤　信一
田中　一　永井純一郎
石井　桂　武藤　常介

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地方公共団体が行う公共土木施設の災害復旧事業費について、国がその費用の一部を負担する場合において連年災害をこおむる地方公共団体に対しては国庫負担率を高めるとともに緊急な災害復旧事業に対する国庫負担金の交付については、当該年度及びそれに続く二箇年度以内に完了するよう財政上の措置を講じ、災害復旧事業の推進を図らんとするものであつて、時宜に適した立法と認める。

なお、委員会においては別紙の如き附帯決議を行つた。

二、費用

別に費用は要しない。

附帯決議

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案の趣旨は諒とするも、

一、政府は災害復旧のみにとらわれず一歩進めて昭和二十八年十月治山治水対策協議会決定による「治山治水基本対策要綱」の方針に基いて速かに之が予算化を図り、国土保全と治山治水の万全を期し災害絶滅のため努力されたい。

二、各省所管の災害工事査定方針に差異のあることは当該地方に悪影響を及ぼし甚だ遺憾である。これが統一について至急に具体的対策を樹立して実施に移されたい。

審査報告書

水産業協同組合法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月二十一日

農林水産委員長　江田　三郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

青山　正一　重政　庸徳
田中　啓一　関根　久蔵
大矢半次郎　鈴木　強平
千田　正　白波瀬米吉
森　八三一　三浦　辰雄
秋山俊一郎　棚橋　小虎
東　隆　清澤　俊英
亀田　得治　戸叶　武

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は水産業協同組合共済会の事業の拡充を図ると共に、全国を地区とする漁業協同組合連合会の事業に関する規定の一部を改正して、経済活動に関する認可制を廃止しようとするものであつて、漁民生活の安定と振興に資し適当と認める。

二、費用

費用を必要としない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当つて、水産業協同組合共済会の行う共済事業と農業団体の行う共済事業とが、半農半漁地域において相互に競争競合を起すことのないよう、事前に適切な措置を講ずべきである。

右決議する。

審査報告書

森林法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月二十一日

農林水産委員長　江田　三郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

青山　正一　重政　庸徳
田中　啓一　鈴木　強平
亀田　得治　大矢半次郎
関根　久蔵　戸叶　武
千田　正　白波瀬米吉
三浦　辰雄　秋山俊一郎
棚橋　小虎　東　隆
清澤　俊英

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は現行法に対して(イ)森林組合及び森林組合連合会の役員の選出について投票による選挙の外選任制を設ける。(ロ)森林組合の役員の投票による選挙を総会外においても行うことができることとする。(ハ)理事の責任を明確にする。(ニ)総代会の総代の定数を改めその任期を規定する。(ホ)総代会が設けられた場合は通常総会の招集を必要としないこととする。(ヘ)組合の合併の規定を整備する等の改正を行おうとするものであつて、森林組合及び森林組合連合会の運営の改善に資し妥当な措置と認められる。

二、費用

本法施行のため特に費用を必要としない。

審査報告書

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月二十一日

農林水産委員長　江田　三郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

鈴木　強平　秋山俊一郎
大矢半次郎　関根　久蔵
戸叶　武　重政　庸徳
千田　正　青山　正一
白波瀬米吉　森　八三一
三浦　辰雄　棚橋　小虎
東　隆　亀田　得治
清澤　俊英

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は現行法に対して(イ)農林漁業金融公庫の資本金に対する政府の出資金を増額する。(ロ)公庫資金の貸付対象として、新たに個人の用に供する農林漁業の生産力の維持増進に必要な施設の改良、造成及び取得に必要な資金を追加してその業務の範囲を拡大する。(ハ)公庫、日本開発銀行及び産業投資特別会計間における貸付及び出資の関係を整理する等の改正を加えんとするものであつて公庫機能の拡大整備に資し農林漁業資金の融通に寄与することとなり妥当な措置と認められる。

二、費用

本法施行のため公庫の資本金に対する政府の出資金増額分十億円を必要とし昭和三十年度一般会計予算に計上されている。

審査報告書

女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月二十一日

文教委員長　笹森　順造

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

松原　一彦　安部キミ子
高田なほ子　竹下　豐次
山田　節男　雨森　常夫
吉田　萬次　木村　守江
荒木正三郎　矢嶋　三義

要領書

一、委員会の決定の理由

女子教育職員が産前産後の休暇をとる場合、学校教育が正常に実施されることを確保するため、その休暇中当該学校の教育職員の職務を行うべき教育職員の臨時的任用に関して規定を設けようとするもので、妥当な措置と認める。

二、費用

本法の施行に伴い、昭和三十一年度以降約七千万円を要する見込である。

三、国会法第五十七条の三に基く内閣の意見

内閣を代表して文部政務次官より、関係各省と協議して決定したい、との答弁があつた。

〔第四十号参照〕

審査報告書

昭和三十年度特別会計予算補正（特第1号）

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月二十二日

予算委員長　館　哲二

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

池田宇右衛門　西郷吉之助
石原幹市郎　秋山俊一郎
伊能　芳雄　田中　啓一
堀木　鎌三　豊田　雅孝
吉田　萬次　片柳　眞吉
小林　政夫　田村　文吉
中山　福藏　廣瀬　久忠
溝口　三郎　石坂　豊一
武藤　常介　泉山　三六
堀　末治　佐藤清一郎
雨森　常夫　重政　庸徳
西岡　ハル　安井　謙
深川タマヱ

要領書

一、委員会の決定の理由

昭和三十年度特別会計予算補正

（特第1号）は、「農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」に基いて借り入れる外貨資金を財源として、電源の開発、農地の開発その他本邦の経済の発展を促進するために行う資金の貸付に関する経理を明確にするため、余剰農産物資金融通特別会計を設置することとし、その予算として編成されたものであつて、概ね妥当なものと認める。

二、費用

余剰農産物資金融通特別会計の予算額は、歳入歳出共に二百十六億三百万円であつて、この予算補正により昭和三十年度特別会計予算の合計額は歳入一兆七千九百七十八億六千十万八千円、歳出一兆七千十四億七千五百五十九万円となる。

審査報告書

農業災害補償法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月二十二日

農林水産委員長　江田　三郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

白波瀬米吉　重政　庸徳
大矢半次郎　関根　久蔵
鈴木　强平　菊田　七平
飯島連次郎　溝口　三郎
秋山俊一郎　青山　正一
戸叶　武　池田宇右衛門
東　隆　森崎　隆
清澤　俊英　田中　啓一

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、現行法に対して㈠市町村の合併によつて農業共済組合が合併し、その規模の拡大に伴つて総代会が総会に代つて議決することができる事項の範囲を拡張し、総代の選挙及び組合の解散に係る事項以外はすべて総代会で処理することができることとする。㈡家畜共済のうち死亡廃用共済と疾病傷害共済とを一元化して死廃病傷共済となし之に伴つて共済掛金率、共済金額、共済金、保険料、保険金額及び保険金に関する規定を改め且つ国は、当分の間、農業共済組合に対して牛及び馬の死亡及び廃用事故の低下に応じ一定の補助金を交付することができることとする等の改正を加えようとするものであつて農業災害補償制度の改善及びこれが運営の円滑化に資し妥当の措置と認められる。

二、費用

本法施行のための費用として昭和三十年度農業共済再保険特別会計家畜勘定予算中に牛及び馬の死廃病傷共済掛金国庫負担金五億七千百百四十二万一千円及び死廃病傷共済実施費補助金五千三百九十六万八千円が計上されている。

審査報告書

通商産業省設置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月二十三日

内閣委員長　新谷寅三郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

堀　眞琴　野本　品吉
加瀬　完　井上　知治
千葉　信　植竹　春彦
中山　壽彦　松原　一彦
木島　虎藏　松浦　清一
田畑　金光　豊田　雅孝

要領書

一、委員会の決定の理由

貿易事務を能率的に処理するため、通商局に次長を一名増加し二名とし、又存置の必要のなくなつた物資需給調整審議会及び電気自動車充電技術者資格検定審議会を廃止することは、適当の措置と認める。

二、費用

本法施行のため別に費用は要しない。

〔第四十一号参照〕

審査報告書

日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月二十五日

法務委員長　成瀬　幡治

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

井上　清一　一松　定吉
廣瀬　久忠　宮城タマヨ
小幡　治和　剱木　亨弘
伊能繁次郎　佐藤清一郎
岩沢　忠恭　中山　福藏

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、日本国に対するアメリカ合衆国艦艇の貸与に関する協定に基き、同国から、貸与された艦艇について秘密保護の措置を講じようとするものであつて、現下の国際情勢からみて適当な立法である。

二、費用

本法の施行については、別段の費用を要しない。

審査報告書

繭糸価格安定法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月二十五日

農林水産委員長　江田　三郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

青山　正一　池田宇右衛門
白波瀬米吉　重政　庸徳
大矢半次郎　戸叶　武
飯島連次郎　森崎　隆
三浦　辰雄　長谷山行毅
溝口　三郎　森　八三一
棚橋　小虎　秋山俊一郎
亀田　得治　田中　啓一
東　隆　鈴木　强平
清澤　俊英　菊田　七平

要書領

一、委員会の決定の理由

現行繭糸価格安定法によつて政府は生糸を最高価格で売り渡し最低価格で買い入れることになつているが、本法律案は、現行法に対して、政府が最高価格で売り渡す生糸として輸出適格生糸を保有する必要があるときは最低価格を上廻る価格でこれを買い入れることができることとするとともに、農林大臣が指定する農業協同組合連合会が所定の条件によつて繭を保管するとき政府はその保管に要する経費を補助し且つ保管された繭を買い入れることができることとする等の改正を加えようとするのがその主な内容であつて、生糸の輸出の増進に資し、繭の価格の異常な低落の防止並びに繭価及糸価の安定に寄与することとなり妥当な措置と認めたが、別紙の附帯決議をした。

二、費用

本法施行に要する費用は現行糸価安定特別会計における歳入（資金及びその利子）約三十四億円並びに本国会に別途政府から提出されている「糸価安定特別会計法の一部を改正する法律案」に基いてこの会計の負担において取扱うことができる証券、一時借入金及び借入金三十億円計約六十四億円の中から支弁されることになつている。

附帯決議

一、わが国の蚕糸業はその基盤を生糸の海外輸出におかなければならないことは論を俟たない。従つて、生糸はその国内需要の消長如何にかかわらずこれが輸出を優先的に確保する制度を確立することが喫緊の要務である。

然るに今回提出の法案に依つては未だこの目的を達成するに充分とは言い難い。

依つて、政府は速かに生糸の輸出増進のため適切強力な対策を確立し斯業の恒久安定を図るべきである。

二、本法が所期する繭の価格を維持しその増産を達成するため本法第十二条の二の規定によつて政府がその保有する繭を処分する場合には、その処分する価格は繭の生産費を下らざるものとし、以て繭の生産に悪影響を及ぼさないように措置すべきである。

審査報告書

漁港法第十七条第二項の規定に基き、漁港整備計画の改正について承認を求めるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月二十六日

農林水産委員長　江田　三郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

白波瀬米吉　重政　庸徳
長谷山行毅　関根　久蔵
菊田　七平　大矢半次郎
瀧口　三郎　森　八三一
飯島連次郎　東　隆
森崎　隆　清澤　俊英
菅山　正一　秋山俊一郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本案は、昭和二十六年第十回国会において承認された漁港整備計画が、当時漁港の指定が比較的容易に処理できた一千三百港を対象として定められたもので、その後順次漁港の指定が行われ、二千六百五十四港（昭和二十九年十二月末現在）に増加されたこと及びその後の事情の変化により、漁港施設の規模、配置等を現在の漁業の発展的施策に対応させる必要が生じたので、今回漁港整備計画を改正し、六百四十七港（内修築事業完了の四十三港を除き昭和三十年度以降実施港数は六百四港）を整備しようとするものである。委員会は、本案がわが国水産業発展のために最も緊要な使用をもつ漁港を整備拡充し、その機能を十分に増進させるに役立ち、国民生活の安定に資する妥当なものと認めた。なお別紙の附帯決議を行つた。

二、費用

整備漁港数六百四港を完成させるためには、昭和三十年度以降総事業費五百二十七億円のうち国費三百三十二億円を必要とする。なお右のうち昭和三十年度一般会計予算に十九億二千七百万円が計上されている。

附帯決議

わが国の経済を再建し、国民生活を安定せしめるため、漁業根拠地たる漁港を全国に亘り、計画的に整備拡充し、漁業生産の増強と漁家経済の安定向上を図ることはわが国の緊急重要施策である。よつて政府は本整備計画の実施に当り、左記事項の実施に特段の努力を払うべきである。

記

一、政府は従前の整備計画実施に当り、必要な予算措置において欠くるところ多く、ためにその進捗状況は極めて遅々たるものがある。今般の改正計画の実施については必要な予算の計上に格段の努力を払い、現在着工継続中の漁港の早期完成を図ることは勿論、本改正計画による未着手の漁港についても、毎年必要な予算を確保し、速やかに着工実施するなど、早期完遂のため万全の措置を講ずべきである。

右決議する。

審査報告書

北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月二十五日

建設委員長　石川　榮一

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

赤木　正雄　宮本　邦彦
武藤　常介　村上　義一
石井　桂　湯山　勇
永井純一郎　酒井　利雄
北　勝太郎　小澤久太郎
田中　一

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、今回住宅金融公庫が増築に対しても融資の途を開いたことに即応して、北海道における既存の木造又は防火構造の住宅について増築を行う場合は、その増築に係る部分が簡易耐火構造又は耐火構造でなくても資金の貸付をすることができるように改正し、北海道における増築融資の利用を均霑せしめんとするもので、止むを得ざる措置と認める。

二、費用

本法律案の実施のためには、別に費用を要しない。

審査報告書

中小企業安定法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月二十六日

商工委員長　吉野　信次

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

古池　信三　上林　忠次
三輪　貞治　海野　三朗
小松　正雄　上條　愛一
山川　良一　小野　義夫
上原　正吉　深水　六郎
加藤　正人　白川　一雄
高橋　衛

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、過度の競争により当該部門の製品に関する国内取引又は輸出貿易の円滑な運行が阻害されており又は阻害される虞れがある場合に、適切な需給調整その他取引の安定を確保するための措置を講ずることができるようにし、次に調整事業の範囲を拡張して製品の品質、意匠又は品種に関しても制限ができるようにし、また通商産業大臣以外の主務大臣が当該事業を所管している場合には、通商産業大臣と当該主務大臣との共管とすること等を規定したもので、中小企業の不況回避とその輸出振興に資するものと認める。

二、費用

別に費用を要しない。

審査報告書

繊維製品品質表示法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月二十六日

商工委員長　吉野　信次

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

古池　信三　上林　忠次
三輪　貞治　海野　三朗
小松　正雄　上條　愛一
山川　良一　小野　義夫
上原　正吉　深水　六郎
加藤　正人　白川　一雄
河野　謙三　高橋　衛

要領書

一、委員会の決定の理由

近年、化学繊維の発達は著しく、それに伴い繊維の種類が増加すると共に、各種繊維の混紡、或いは交織製品が生れ、繊維製品の種類は益々複雑化し、消費者にとつてその繊別は極めて困難であるので、繊維製品の内容を適当な方法によつて表示しようとする本法案は消費者の利益を保護するために適切な措置であると認める。

なお、別紙の附帯決議を付した。

二、費用
別に費用を要しない。

附帯決議

一、政府は、本法の実施に当つては、任意表示に重点をおき、業界の自主的表示の励行によつて品質表示の目的を達成し得るよう、指導、援助を行う等運営に留意し、必要やむを得ざる場合のほか、強制表示、強制検査を極力避けること。

二、政府は、強制表示、強制検査をなさんとするときは、中小商工業者特に小売業者に対し無用の混乱と過重な負担を生ぜしめないよう適切な処置を講ずること。

三、政府は、検査機関の認可に当つては、受検者特に中小企業者の立場を考慮し、受検のために物的にも精神的にも過重な負担とならないよう留意すること。

四、政府は、繊維製品品質表示審議会の運営については、広く繊維業界各部門の代表者を参加せしめ、中小企業者の立場をも充分に反映し得るよう慎重な考慮を払うこと。

五、政府は、消費者の利益を保護するため、将来落綿、綿反毛及び毛反毛を使用する繊維製品の品質表示について直ちに検討を加えること。

審査報告書

株式会社科学研究所法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月二十六日
商工委員長　吉野　信次
参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

海野　三朗　上林　忠次
三輪　貞治　小松　正雄
藤田　進　石川　清一
山川　良一　白川　一雄
苫米地義三　上原　正吉
加藤　正人　松平　勇雄
小野　義夫　古池　信三
深水　六郎　高橋　衛

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、わが国の科学技術振興の緊要性にかんがみ、わが国唯一の総合研究所である株式会社科学研究所を法定化し、国家の助成措置を講ずることが出来ることとし、民間資本と併せ総合研究を急速かつ計画的に実施しようとするもので適当な措置と認める。

二、費用
この法律施行のため、差し当り費用は要しないが、政府は、株式会社科学研究所に対し、適当な時期に、予算の範囲内で出資する事が出来ることになつている。

審査報告書

石油資源開発株式会社法案

右全会一致をもつて別冊の通り修正すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月二十六日
商工委員長　吉野　信次
参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

海野　三朗　上林　忠次
三輪　貞治　小松　正雄
藤田　進　深水　六郎
石川　清一　山川　良一
白川　一雄　苫米地義三
上原　正吉　加藤　正人
松平　勇雄　高橋　衛
小野　義夫　古池　信三

第十条第一項ただし書を削る。
附則中第十三項を第十六項とし、第十項から第十二項まで順次三項ずつ繰り下げ、第九項の次に次の三項を加える。

（石油鉱業権評価審査会）

10　通商産業省に、臨時に、石油鉱業権評価審査会（以下「審査会」という。）を置く。

11　通商産業大臣は、第十条第一項の認可をしようとするときは、鉱業権の対価の額並びに対価の支払の時期及び方法について、審査会の意見を聞かなければならない。

12　前二項に定めるもののほか、審査会の組織、運営その他必要な事項は、通商産業省令で定める。

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、所謂石油資源開発五ケ年計画に基いて、わが国石油資源の開発を急速且つ計画的に行う実施主体として、広く石油採掘、石油精製業者等の資金の参加を得、政府の半額出資からなる特殊会社を設立し、所要の助成措置を講ずるとともに、他方では、会社に対し、必要な監督を行おうとするもので石油資源開発の見地から妥当なものと認める。但し、委員会は次の如き修正を加えた。即ち、第一に鉱業権の譲渡（第十条）については但し書を削除して石油資源探鉱促進臨時措置法第十二条第一項の規定に拘らず、すべて通商産業大臣の認可並びに大蔵大臣との協議事項にする。第二点は同じく鉱業権の譲渡の際の鉱業権の対価支払方法、時期等について石油鉱業権評価審議会（通商産業省内に新に設置）の意見を聴くこととする。
なお、別紙の附帯決議を附した。

二、費用
本法施行に要する費用は三十年度約九億円であるがその内予算措置として、三十年度に計上されているものは三億円弱である。

附帯決議

一、政府は石油資源開発株式会社が帝国石油株式会社より譲り受ける鉱業権の対価の額並びに対価の支払の時期及び方法について第十条第一項の認可をするに当りては帝国石油株式会社が特殊法人として設立されるに当り民間より強制的に鉱業権の現物出資をせしめたること、爾後探鉱試掘に関し多額の国庫補助金を受けたる事実を充分考慮の上適正を期すべきである。

二、政府は石油資源開発株式会社の資金の確保につき万全の措置を講じ五ケ年計画の完全なる遂行につとめること。

三、政府は石油資源開発株式会社の設立に伴う帝国石油株式会社の従業員の職場転換に際してはその処遇につき不当なことなきよう監督すること。

審査報告書

石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて別冊の通り修正すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月二十六日
商工委員長　吉野　信次
参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

海野　三朗　上林　忠次
三輪　貞治　小松　正雄
藤田　進　深水　六郎
石川　清一　山川　良一
白川　一雄　苫米地義三
上原　正吉　加藤　正人
松平　勇雄　小野　義夫
高橋　衛　古池　信三

本則を次のように改める。

第一条中「その探鉱及び掘採」を「可燃性天然ガスの探鉱」に改める。

第十四条中「石油若しくは」及び「又は二次採取法（省令で定めるものを除く。以下同じ。）」を削る。

第十五条中「又は二次採取法」を削る。

第十六条中「又は二次採取法」及び「石油又は」を削る。

第十八条の見出し中「探鉱等」を「探鉱」に改め、同条中「、又は当該二次採取法の実施に必要な施設の工事を完了し」を削る。

第十九条中「石油又は」を削る。
第二十条を次のように改める。
第二十条　削除
第二十一条中「前二条」を「第十九条」に改める。
第二十三条及び第二十四条中「又は第二十条」を削る。
附則第二項中「交付の決定があつた」の下に「石油の探鑛及び二次採取法の実施に関する」を加える。

要領書

一、委員会決定の理由
本改正法案は石油資源開発株式会社の設立に伴い、従来より「石油及び可燃性天然ガスに交付されていた補助金を廃止することを内容としたものであるが、本委員会に於ては、可燃性天然ガス特にメタン系天然ガスまで補助金を廃止することを不当として、可燃性天然ガスについては従来通り補助金を交付できるよう修正した。
二、費用
本改正案施行に要する費用は約二千万円である。

審査報告書

恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和三十年七月二十六日
内閣委員長　新谷寅三郎
参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
松原　一彦　中山　壽彦
宮田　重文　木島　虎蔵
木村鷹太郎　井上　知治
豊田　雅孝　中川　以良
長島　銀蔵　野本　品吉

要領書

一、委員会の決定の理由
旧軍人及び準軍人の恩給金額の計算の基礎となつている仮定俸給年額を一般公務員と同じく一万二千円ベースに引上げるとともに、尉官以下は四号（ただし軍曹、伍長は三号）、佐官は三号、将官は二号ずつ引き上げた。又通算については、引き続く七年未満一年以上の実在職年は基礎在職年に算入することとしたが、この場合最短在職年限をこえるときは最短在職年限として計算することとした。なお、公務員が在職中の職務に関連して連合国最高司令官によつて抑留又は逮捕された場合は、拘禁前の在職年が普通恩給についての最短在職年限に達するまで拘禁中の期間を公務員としての在職年に加えること、又いわゆる責任自殺者の死亡を公務傷病による死亡と同視すべきであると援護審査会で議決された場合は、これらの者の遺族に扶助料を給することができることとする等改正を加えたのは適当の措置と認めた。なお、別紙の附帯決議を付した。
二、費用
本法施行のため要する費用は、本年度二十四億六千万円、三十一年度百二十億円、三十二年度以降百六十億円である。

附帯決議

恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案に関し、衆議院は、「昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた公務員の恩給はそれ以後のものと比較して低きに失するに依り政府は急速にこれを検討すると共にその具体的措置を講ずべきことを要望する。」との附帯決議を可決しておるが、本院においても、この決議は極めて適切なるものと認め、政府に対し、これが具体的措置の急速実施を強く要望する。
右決議する。

審査報告書

関税定率法等の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和三十年七月二十六日
大蔵委員長　青木　一男
参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
山本　米治　西川甚五郎
土田国太郎　平林　剛
岡　三郎　宮澤　喜一
藤野　繁雄　片柳　眞吉
白井　勇　中川　幸平
杉山　昌作　松澤　兼人
最上　英子　岡崎　眞一

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、特定の機械設備等を輸出後二年をこえて本邦に持ち帰つた場合にも関税を免除することとし、従来暫定的に関税を免除した炭化水素油のうち燃料として使用される一部のもの等について軽減税率により関税を課することとするほか、昭和三十年七月三十一日に期限が到来する関税の免除又は軽減措置についてその期限を昭和三十一年三月三十一日まで延長する等所要の改正を図ろうとするものであつて、適当な措置と認める。
二、費用
この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

関税定率法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和三十年七月二十六日
大蔵委員長　青木　一男
参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
山本　米治　西川甚五郎
土田国太郎　平林　剛
岡　三郎　宮澤　喜一
藤野　繁雄　片柳　眞吉
白井　勇　中川　幸平
杉山　昌作　松澤　兼人
最上　英子　岡崎　眞一

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、「関税及び貿易に関する一般協定」加入のための関税交渉の結果を考慮して、写真用フィルムのうちの一部の税率を従価税率に改めるとともに、この従量税率の採用に伴い所要の規定を整備しようとするものであつて、適当な措置と認める。
二、費用
この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

日本開発銀行の電源開発株式会社に対する出資の処理に関する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した　よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。
昭和三十年七月二十六日
大蔵委員長　青木　一男
参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
山本　米治　西川甚五郎
土田国太郎　岡　三郎
宮澤　喜一　藤野　繁雄
片柳　眞吉　白井　勇
中川　幸平　杉山　昌作
松澤　兼人　最上　英子
平林　剛　岡崎　眞一

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、日本開発銀行が電源開発株式会社の創立に際し引き受けた同公社の株式を、その本来の業務の範囲にかんがみ、産業投資特別会計に引き継ぐこととするとともに、日本開発銀行の資本金の額を明確にしようとするものであつて適当な措置と認める。
二、費用
この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

資金運用部資金法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月二十六日

大蔵委員長代理理事　山本　米治

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

西川甚五郎　土田国太郎
平林　剛　岡　三郎
宮澤　喜一　藤野　繁雄
片柳　眞吉　白井　勇
中川　幸平　杉山　昌作
松澤　兼人　最上　英子
岡崎　眞一

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、資金運用部預託金のうち預託期間が長期のものに対する利率をより適正にするとともに、資金運用部預託金について新たに一月以上三月未満の約定期間を設けることとする外資金運用部審議会の委員の数を増加しようとするものであつて適当な措置と認める。

二、費用

この法律施行のため、特に費用を要しない。

審査報告書

厚生保険特別会計法等の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月二十六日

大蔵委員長代理理事　山本　米治

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

土田国太郎　西川甚五郎
平林　剛　岡　三郎
片柳　眞吉　藤野　繁雄
白井　勇　中川　幸平
杉山　昌作　松澤　兼人
青柳　秀夫　最上　英子
岡崎　眞一

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、政府が行う健康保険の給付費の増高等に伴う支払財源の不足に充てるため、及び船員保険の給付のうち健康保険の給付に対応するものの給付費の支払財源の一部に充てるため、一般会計から、厚生保険特別会計及び船員保険特別会計に繰入金をすることができることとする等所要の改正をしようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用

この法律施行のため、別に費用を要しないが、厚生保険特別会計において必要があるときは昭和三十年度以降七箇年度毎年度一般会計より十億円を限度として健康勘定に繰入れできることとなり、船員保険特別会計において必要があるときは昭和三十年度以降六箇年度間、毎年度一般会計から二千五百万円を限り繰入れできることとなる。なお昭和三十年度特別会計予算においては、右の繰入金は厚生保険特別会計健康勘定に一般会計より受入十億円が、船員保険特別会計に一般会計より受入二千五百万円がそれぞれ計上されている。

審査報告書

余剰農産物資金融通特別会計法案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月二十六日

大蔵委員長代理理事　山本　米治

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

西川甚五郎　土田国太郎
片柳　眞吉　白井　勇
中川　幸平　杉山　昌作
青柳　秀夫　最上　英子
藤野　繁雄　岡崎　眞一

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定に基いて借り入れる資金を財源として政府が本邦の経済の開発のために行う資金の貸付に関する経理を明確にするため余剰農産物資金融通特別会計を設置しようとするものであつて適当な措置と認める。

二、費用

この法律施行のため、別に費用を要しないが、昭和三十年特別会計予算補正（特第一号）に本特別会計の歳入歳出として二百十六億三百万円が計上されている。

審査報告書

けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月二十六日

社会労働委員長　小林　英三

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

加藤　武徳　高野　一夫
相馬　助治　山本　經勝
横山　フク　吉田　法晴
阿具根　登　長谷部ひろ
有馬　英二　高良　とみ
谷口弥三郎　森田　義衛
田村　文吉　常岡　一郎
榊原　亨　山下　義信

要領書

一、委員会の決定の理由

この法案は、粉じん作業に従事する労働者に対して、健康診断、症状等の決定等について必要な規制を行い、けい肺にかかつた労働者の病勢の悪化の防止を図るとともに、けい肺及び外傷性せき髄障害にかかつた労働者に対して作業の転換勧告或いは療養給付、休業給付等を行つて、労働者の生活の安定と福祉の増進に寄与しようとするのであつて適当な措置であると認める。

二、費用

本法施行のため四千二十万余円を要するが、昭和三十年度予算に計上されている。

審査報告書

自動車損害賠償保障法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月二十六日

運輸委員長　加藤シヅエ

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

一松　政二　片岡　文重
大倉　精一　内村　清次
小酒井義男　川村　松助
平林　太一　小柳　牧衛
三浦　義男　入交　太藏
三木與吉郎　高木　正夫
早川　慎一　岡田　信次
仁田　竹一

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は自動車運送の発達に伴い自動車事故の激増する実情にかんがみ、自動車の運行によつて人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障する制度を確立することにより被害者の保護を図り、あわせて自動車運送の健全なる発達に資せんとするもので、委員会は適切なる措置と認める。

二、費用

この法律の施行による経費として昭和三十年度予算に二千六百三十六万六千円計上してある。

審査報告書

公立小学校不正常授業解消促進臨時措置法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月二十六日

文教委員長　笹森　順造

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

松原　一彦　吉田　萬次
山田　節男　荒木正三郎
雨森　常夫　安部キミ子
大谷　瑩潤　佐藤清一郎
川口爲之助　堀　末治
加賀山之雄

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、公立小学校において行われている不正常授業の現状にかんがみ、早急に当該不正常授業の解消をはかるため、従来予算措置によつて行われていた小学校不正常授業解消のための国庫補助を法制化して、不正常授業の定義及び国が補助を行うことができる建築の坪数等について規定しようとするもので、妥当な措置と認めた。

なほ別紙のような附帯決議を行つた。

二、費用

本年度分として約三億四千万円が予算に計上されている。

附帯決議

一、本法律に基く予算額の積算にあたつては、予算執行年度の不正常授業の実態に即応せしめることは勿論更に爾後の児童の急増に依る不正常授業の増加の状況にも即応するよう措置し、早急にその解消を図ること。

二、地方財政の長期節約、木材資源の保護及び災害防止等の見地から、鉄筋、鉄骨等の建築に関する予算措置にあたつては、現在の比率を大幅に引き上げること。

審査報告書（文教委員会第一号）

一、議院の会議に付するを要するもの。

一、内閣に送付するを要するもの。

第一一号、第一二号、第二〇号、第三三号、第六六号、第六八号、第一九九号、第四九一号　公立学校施設の危機打開に関する請願

第四六号　新潟大学に三年制夜間短期大学設置の請願

第六〇号　高等学校定時制教育等の振興に関する請願

第九一号、第五五七号　長野県枚突峠に東京天文台七十四インチ反射望遠鏡設置の請願

第一八五号　大都市の急増学童収容に関する請願

第二四九号　岩手県に国立水産大学設置の請願

第二九三号　大阪府立肢体不自由児学校建設に関する請願

第二二二号、第二二三号、第六〇三号、第六〇五号、第六九九号、第七五四号、第七五五号、第八二五号、第八三二号、第八九六号　女子教育職員の産前産後の休暇期間中補助教員配置に関する請願

第四五四号　へき地教育振興予算増額に関する請願

第四九〇号　五大市の中学校校舎整備費等増額に関する請願

第五四九号　高等学校定時制教育、通信教育予算増額等に関する請願

第五五〇号、第五七八号、第七三八号、第九二三号、第一二八四号　分校並びに単級複式学校教育振興に関する請願

第六二一号、第七〇四号　国立芸能センター設置に関する請願

第六六二号、第九七八号、第九七九号、第九八〇号、第一一五五号　福岡県久留米市に国立工業専修大学設置の請願

第七三九号　奈良県黒滝中学校笠木分校をへき地教育振興法の対象とするの請願

第七四〇号　奈良県黒滝第二小学校をへき地教育振興法の対象とするの請願

第七四一号　奈良県田原小学校柳之川分校をへき地教育振興法の対象とするの請願

第七四二号、第一三八三号　奈良県黒滝第四小学校をへき地教育振興法の対象とするの請願

第七九二号　学校給食作業員の身分給与等に関する請願

第九七六号　小、中学校屋内体操場建設費国庫補助に関する請願

第九七七号　市町村立学校職員給与負担法中一部改正に関する請願

第一〇八八号　小、中学校の基準坪数等引上げに関する請願

第一一四〇号　公立学校施設整備改築費国庫補助増額等に関する請願

第一一四二号　学校給食施設費等の国庫補助に関する請願

第一一四三号　公民館の災害復旧費国庫補助に関する請願

第一二一四号　小学校教育の充実振興に関する請願

第一三三九号　奈良県葛城中学校をへき地教育振興法の対象とするの請願

第一三四〇号　奈良県月瀬小学校をへき地教育振興法の対象とするの請願

第一三四一号　奈良県北今西中学校をへき地教育振興法の対象とするの請願

第一三四二号　奈良県才谷小学校をへき地教育振興法の対象とするの請願

第一三四三号　奈良県池津川小学校をへき地教育振興法の対象とするの請願

第一三四四号　奈良県千股小学校をへき地教育振興法の対象とするの請願

第一三四五号　奈良県永盛小学校をへき地教育振興法の対象とするの請願

第一三四六号　奈良県下多古小学校をへき地教育振興法の対象とするの請願

第一三四七号　奈良県井光小学校をへき地教育振興法の対象とするの請願

第一三四八号　奈良県川上第三小学校枌尾分校をへき地教育振興法の対象とするの請願

第一三四九号　奈良県川上第三小学校大迫分校をへき地教育振興法の対象とするの請願

第一三五〇号　奈良県川上第三小学校伯母谷分校をへき地教育振興法の対象とするの請願

第一三五一号　奈良県川上第三小学校上谷分校をへき地教育振興法の対象とするの請願

第一三五二号　奈良県中龍門小学校小名分校をへき地教育振興法の対象とするの請願

第一三五三号　奈良県矢野小学校をへき地教育振興法の対象とするの請願

第一三五四号　奈良県高見小学校をへき地教育振興法の対象とするの請願

第一三五五号　奈良県高見小学校第一分校をへき地教育振興法の対象とするの請願

第一三五六号　奈良県高見小学校第二分校をへき地教育振興法の対象とするの請願

第一三五七号　奈良県高見小学校第三分校をへき地教育振興法の対象とするの請願

第一三五八号　奈良県立里小学校をへき地教育振興法の対象とするの請願

第一三五九号　奈良県黒滝第一小学校をへき地教育振興法の対象とするの請願

第一三六〇号　奈良県黒滝第三小学校をへき地教育振興法の対象とするの請願

第一三六一号　奈良県伊豆尾小学校をへき地教育振興法の対象とするの請願

第一三六二号　奈良県今西小学校をへき地教育振興法の対象とするの請願

第一三六三号　奈良県山田小学校をへき地教育振興法の対象とするの請願

第一三六四号　奈良県阪合部第三小学校をへき地教育振興法の対象とするの請願

第一三六五号　奈良県豊映小学校をへき地教育振興法の対象とするの請願

第一三六六号　奈良県西豊小学校をへき地教育振興法の対象とするの請願

第一三六七号　奈良県高市小学校畑分校をへき地教育振興法の対象とするの請願

第一三六八号　奈良県葛城小学校をへき地教育振興法の対象とするの請願

第一三六九号　奈良県葛城南小学校をへき地教育振興法の対象とするの請願

第一三七〇号　奈良県葛城西小学校をへき地教育振興法の対象とするの請願
第一三七一号　奈良県月瀬中学校をへき地教育振興法の対象とするの請願
第一三七二号　奈良県大柳生小学校第一分校をへき地教育振興法の対象とするの請願
第一三七三号　奈良県大柳生小学校第二分校をへき地教育振興法の対象とするの請願
第一三七四号　奈良県柳生第二小学校をへき地教育振興法の対象とするの請願
第一三七五号　奈良県柳生第三小学校をへき地教育振興法の対象とするの請願
第一三七六号　奈良県檜股小学校をへき地教育振興法の対象とするの請願
第一三七七号　奈良県惣谷小学校をへき地教育振興法の対象とするの請願
第一三七八号　奈良県弓手原小学校をへき地教育振興法の対象とするの請願
第一三七九号　奈良県黒滝第七小学校へき地教育振興法の対象とするの請願
第一三八〇号　奈良県東里中学校をへき地教育振興法の対象とするの請願
第一三八一号　奈良県上北山中学校をへき地教育振興法の対象とするの請願
第一三八二号　奈良県辻堂小学学校をへき地教育振興法の対象とするの請願
第一三八四号　奈良県黒滝第八小学校をへき地教育振興法の対象とするの請願
第一三八五号　奈良県石打小学校をへき地教育振興法の対象とするの請願
第一三八六号　奈良県葛城北小学校をへき地教育振興法の対象とするの請願
第一五二六号　西蔵大蔵経複製刊行費国庫助成に関する請願
第一六五二号　静岡県掛川市に国立天文台設置の請願
第一六八七号　学校保健法制定に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和三十年七月二十六日

文教委員長　笹森　順造

参議院議長河井彌八殿

審査報告書（建設委員会第一号）

一、議院の会議に付するを要するもの。
一、内閣に送付するを要するもの。

第二号　放射一号線道路中五反田駅ガード等築造に関する請願
第七号　三号国道中三太郎峠改良工事施行に関する請願
第七三号　熊本県白川改修直轄工事施行に関する請願
第九〇号　道路との関係における車両制限令制定反対に関する請願
第九七号　住宅難解決に関する請願
第一三六号　地盤変動対策事業促進に関する請願
第二〇六号　青森県市川、岡三沢間道路舗装に関する請願
第二二四号　重要幹線道路の舗装促進に関する請願
第二四一号　茨城県久慈川改修工事促進に関する請願
第二七四号　災害復旧工事完成促進に関する請願
第三四五号　昭和三十年度道路予算等に関する請願
第三五〇号　県道藪原高山線等の一部を国道に編入するの請願
第三七二号　高知県安芸市の都市計画に関する請願
第三七三号　府県道畑山安芸線改良工事促進に関する請願
第三九八号　滋賀県百瀬川災害土木助成工事継続に関する請願
第四四五号　住宅対策に関する請願
第五六六号　熊本県市房ダム建設促進に関する請願
第五六七号　熊本県球磨川改修工事促進に関する請願
第五六八号　熊本県球磨郡の災害復旧事業促進に関する請願
第五六九号　道路との関係における車両制限令制定反対に関する請願
第五九四号　国道一号線舗装工事促進に関する請願
第六八七号　国道八号線舗装に関する請願
第七六五号　住宅施策強化に関する請願
第七九六号　天竜川沿岸道路の開設に関する請願
第一〇九二号　千葉県野田市から川間村、埼玉県庄和村を経て春日部市に至る路線を二級国道に指定する等の請願
第一一〇六号　二級国道線中埼玉県皆野町地域内の親鼻橋架設に関する請願
第一一六三号　富山県片貝川砂防工事施行に関する請願
第一二二二号　新潟市海岸の決壊防止に関する請願
第一二二四号　利根川支流神流川等の護岸工事施行に関する請願
第一三〇九号　静岡県朝比奈川災害復旧工事促進に関する請願
第一四三二号　鹿児島県財部町街路を都市計画街路事業実施地区に指定するの請願
第一四三八号　鹿児島県串木野市内国道の舗装工事継続に関する請願
第一四四二号　米軍演習に起因する水害防止対策の請願
第一五〇四号　災害復旧費国庫補助増額等に関する請願
第一六〇四号　県道今津小浜線の国道編入に関する請願
第一六六四号　建設工事の請負契約是正等に関する請願
第一六七〇号　二級国道宮崎福山線中串間市内今町橋を永久橋に架替するの請願
第一六九八号　鹿児島県串木野市内国道の舗装工事継続に関する請願

二、内閣に送付するを要しないもの。

第二七五号　建築基準法中一部改正に関する請願

二、議院の会議に付するを要しないもの。

第八〇六号　道路整備費の財源等に関する臨時措置法の一部を改正する法律案中一部修正に関する請願
第八六〇号　道路整備費の財源等に関する臨時措置法の一部を改正する法律案中一部修正に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和三十年七月二十六日

建設委員長　石川　榮一

参議院議長河井彌八殿

〔第四十二号参照〕

審査報告書

特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定の締結について承認を求めるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月二十七日

外務委員長　石黒　忠篤

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

草葉　隆圓　苫米地義三
鹿島守之助　井村　徳二
野村吉三郎　後藤　文夫
梶原　茂嘉　佐多　忠隆
曾祢　益　羽生　三七
岡田　宗司

要領書

一、委員会の決定の理由

本協定は、第二次大戦中におけるわが国とタイとの間の特別円勘定に関する諸取極等に基く戦後の両国間の債権債務関係を円満に解決し、今後の両国間の友好関係を強化し、経済提携を促進し、ひいては、わが国とアジア諸国との政治的、経済的関係の改善及び発展に資するものであつて妥当なものと認める。

二、費用

わが国は、五年の分割払によつて五十四億円に相当するポンドをタイに支払うとともに、経済協力として九十六億円を限度とする投資及びクレディットの形によるわが国の資本財及び役務を供給することになつている。

審査報告書

関税及び貿易に関する一般協定への日本国の加入条件に関する議定書への署名について承認を求めるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署

名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月二十七日

外務委員長　石黒　忠篤

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

草葉　隆圓　苫米地義三
鹿島守之助　井村　徳二
野村吉三郎　後藤　文夫
梶原　茂嘉　曾祢　益
羽生　三七　佐多　忠隆
岡田　宗司

要領書

一、委員会の決定の理由

本議定書は、わが国が関税及び貿易に関する一般協定所謂ガットの締約国としての地位を確保するため、その加入条件を規定したものであつて、本議定書により、わが国は、ガット既締約国中わが国とガット上の関係に入ることを希望する国からその国が現在までに行つた関税譲許の適用をうけ、また、関税以外の各種貿易制限についてもその無差別適用の利益を受けることができ、更に、ガット締約国団会議を通じて国際貿易に関するわが国の発言権を確保し、もつて、わが国の通商貿易の振興上多大の便益を得ることになるので妥当なものと認めた。

二、費用

分担金として年間一万二千ドルを支払うことになつている。

審査報告書

日本海外移住振興株式会社法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月二十七日

外務委員長　石黒　忠篤

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

草葉　隆圓　苫米地義三
鹿島守之助　井村　徳二
野村吉三郎　後藤　文夫
梶原　茂嘉　曾祢　益
羽生　三七　佐多　忠隆
岡田　宗司

要領書

一、委員長の決定の理由

本法案は海外移住事業の振興のため、予算の許す範囲内でなし得る財政出資を基とし、これに民間資本を加え、海外移住振興業務を行う機関を設立し、これに米国三銀行から移民借款を受け入れ、渡航費の貸付及び移住者の現地渡航後の事業資金を貸付けること等の業務を行わしめることを規定したものであつて、当委員会はわが移住者受入れに対する国際情勢の好転に即応して大量移民送出を可能ならしめる措置として、おおむね妥当な措置と認めたが、わが国移民事業の特質及び現状に鑑み、別紙の如き附帯決議を附した。

二、費用

政府は、本会社の設立に際し一億円を出資し、更に、運営資金として、政府保証のもとに主として米国三銀行から五カ年間に外貨借款千五百万ドルを受け入れる予定になつている。

附帯決議

本法案について、政府は左記諸点を慎重注意の上実施すべきである。

一、移民の受入及び定着を個人のコンセッションのみに委ねることなく、機をみて速かに関係国との間に移民協定を締結する等、移民の保護と外交の円滑化に遺憾なきを期すること。

二、わが国移民事業の特質並びに現状にかんがみ、本会社はその主目的が多数農業移民の送出と、その定着の為の営農資金の貸付とにあることに充分留意して経営すること。

三、本会社の業務の運営に対する指揮監督については、当面農業移民が最も重要な割合を占めることに顧み、外務省は特に農林省と充分連絡を行うこと。

四、移民の募集、送出の世話、その他移民問題に関する国内啓発等は、公共性濃き事業なるにかんがみ、これを民間法人に委託する場合には、法令による監督制度を明確にするは勿論、その構成、運営等についても充分指揮監督を行い改善の実を挙げること。

審査報告書

糸価安定特別会計法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月二十七日

大蔵委員長　青木　一男

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

青柳　秀夫　山本　米治
西川甚五郎　岡　三郎
土田国太郎　前田　久吉
平林　剛　白井　勇
松澤　兼人　岡崎　眞一
小林　政夫　中川　幸平
杉山　昌作　木内　四郎
天田　勝正　最上　英子
藤野　繁雄

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、繭糸価格安定法の改正に伴い、本会計の負担において、繭の買入、売渡、交換及び加工並びに繭の価格の維持のための助成をすることができることとするとともに、本会計において支払上現金に不足があるときは証券を発行し、又は一時借入金をすることができることとする等所要の改正をしようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

労働者災害補償保険特別会計法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月二十七日

大蔵委員長　青木　一男

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

青柳　秀夫　西川甚五郎
岡　三郎　土田国太郎
前田　久吉　平林　剛
白井　勇　松澤　兼人
岡崎　眞一　藤野　繁雄
小林　政夫　鮎川　義介
杉山　昌作　中川　幸平
木内　四郎　天田　勝正
最上　英子

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法の制定に伴い、けい肺等についての給付等に関する経理を労働者災害補償保険特別会計で行わせることとし、これに伴い所要の改正をしようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用

この法律施行のため、別に費用を要しないが、昭和三十年度労働者災害補償保険特別会計予算の歳入において、けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法に基く国庫負担金の一般会計よりの受入として四千二十一万七千円が、同歳出において特別保護法に基く給付健康診断等に必要な経費として七千九百十九万七千円がそれぞれ計上されている。なお、このほか同特別保護法公布の日より施行日前日までに打切補償が行われた者について、療養給付等の支給を繰上実施することにより昭和三十年度において約七百万円の支出増加が見込まれる。

審査報告書

自動車損害賠償責任再保険特別会計法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月二十七日

大蔵委員長　青木　一男

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

青柳　秀夫　西川甚五郎
岡　三郎　土田国太郎
前田　久吉　平林　剛
白井　勇　松澤　兼人
岡崎　眞一　藤野　繁雄
鮎川　義介　小林　政夫
中川　幸平　杉山　昌作
木内　四郎　天田　勝正
最上　英子

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、自動車損害賠償保障法による自動車損害賠償責任再保

険事業及び自動車損害賠償保障事業に関する政府の経理を明確にするため、一般会計と区分して自動車損害賠償責任再保険特別会計を設置しようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用

この法律施行のため、別に費用を要しないが、昭和三十年度特別会計予算に自動車損害賠償責任再保険特別会計の歳入歳出として保険勘定において二十六億二千百九万円、保障勘定において一億四千八百二十九万三千円、業務勘定において二千七百七十二万八千円がそれぞれ計上されている。

審査報告書

養ほう振興法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月二十七日

農林水産委員長　江田　三郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

秋山俊一郎　重政　庸徳
鈴木　強平　大矢半次郎
菊田　七平　長谷山行毅
飯島連次郎　三浦　辰雄
東　隆　清澤　俊英
棚橋　小虎　池田宇右衛門
白波瀬米吉

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、みつばち群の配置を適正にする等の措置を講じて、はちみつ及びみつろうの増産を図り、あわせて農作物等の花粉受精の効率化に資する目的をもつて、養ほう業者の届出、転飼養ほうの規則、みつ源植物の保護増殖、はちみつ添加物に関する表示、農林大臣のほう群数等に関する報告聴取及び勧告、養ほう振興に対する国の助成等を規定し、且つみつばちの腐蛆病を家畜伝染病予防法によつて法定しようとするものであつて、養ほう業振興に資し、適当な措置と認める。

二、費用

本法施行のため、昭和三十年度約五百万円の経費を必要とすることになつているが、昭和三十年度一般会計予算にみつばちの腐蛆病殺処分補償費として七百六十七万七千円が計上されている。

審査報告書

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月二十七日

農林水産委員長　江田　三郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

白波瀬米吉　秋山俊一郎
重政　庸徳　大矢半次郎
菊田　七平　長谷山行毅
飯島連次郎　三浦　辰雄
千田　正　青山　正一
清澤　俊英　棚橋　小虎
田中　啓一　池田宇右衛門
東　隆　鈴木　強平

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は現行法に対して昭和三十年一月一日以降発生した災害について(一)国庫補助の対象として新たに農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会又は水産業協同組合の所有する倉庫、加工施設、共同作業場及びその他の農林水産業者の共同利用に供する特定の施設の災害復旧事業費を加える(二)農業用施設、奥地幹線林道及び漁港施設の災害の被害が激甚であつてその復旧事業費の負担が一定の限度を超えるときその超える部分について全額を国から補助することができることとする等の改正を加えようとするものであつて、農林水産業施設の災害の復旧の促進に役立ち、適当な措置と認められ別紙の附帯決議をして可決した。

二、費用

本法施行に要する経費は、昭和三十年度において約六千万円、平年度約三億一千万円と見込まれ、その予算措置は今後に残されている。

附帯決議

一、政府が本法による第三条第三項第二号の改正規定による政令を定めるに当つては、その基準を関係被害農家一戸当災害復旧事業費十五万円をこえる部分とすべきである。

二、政府は災害復旧を極力促進し、三・五・二の比率による復旧は必ず之を実現するよう措置すべきである。

審査報告書

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月二十七日

農林水産委員長　江田　三郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

白波瀬米吉　重政　庸徳
池田宇右衛門　清澤　俊英
秋山俊一郎　大矢半次郎
菊田　七平　長谷山行毅
青山　正一　田中　啓一
飯島連次郎　東　隆
千田　正　鈴木　強平
三浦　辰雄

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は暴風雨、豪雨、地震、暴風浪、高潮、降雪、降霜、低温又は降雹等の天災によつて損失を受けた農林漁業者及びその組織する団体に対し、農林漁業の経営に必要な資金の融通を円滑にするための利子補給及び損失補償を行い、これに伴う国庫補助等の方途を講じようとするものであつて、農林漁業経営の安定に資し、適当な措置と認められる。なお別紙附帯決議を行つた。

二、費用

本法施行のため本年度約一億六千万円の費用を必要とする見込であるといわれ、これが予算的措置は今後に残されている。

附帯決議

一、政府は、開拓者を始めその他零細農林漁業被害者に対して必要な経営資金が均てんするよう特別な措置を講ずべきである。

二、融資の円滑を期するため、政府は、資金源の確保について遺憾なく措置すべきである。

三、天災に準ずべき災害の被害者に対しても本法に準ずる措置を講ずるよう、政府において善処すべきである。

審査報告書

危険校舎改築促進臨時措置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月二十七日

文教委員長、笹森　順造

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

松原　一彦　安部キミ子
村尾　重雄　加賀山之雄
雨森　常夫　大谷　瑩潤
吉田　萬次　川口爲之助
堀　末治

要領書

一、委員会の決定の理由

改築を要する公立高等学校の危険校舎は甚だ多数に上つているが、地方財政の窮乏からその改築が極めて困難である。従つて、義務制学校の場合と同様、公立高等学校の危険校舎についてもその改築に要する経費の三分の一以内を臨時に補助しようとするもので、適切な措置と認めた。なお別紙のような附帯決議を行つた。

二、費用

本法の施行に伴う経費として本年度分一億五千万円が予算に計上済である。

附帯決議

一、公立学校危険校舎の実態は、年と共に累増する現状に鑑み、早急にその解消を図るため、大幅に予算増額の措置を講ずること。

二、地方財政の長期節約、木材資源の保護及び災害防止等の見地から、鉄筋、鉄骨等の建築に関する予算措置にあたつては、現在の比率を大幅に引き上げること。

三、町村合併の条件となつた危険校舎の改築等を含む公立学校施設の統合整備建築に対しては、地方財政

の合理的節約及び学校規模適正化等の見地から、国庫補助及び起債等につき所要の特別措置を緊急に講ずること。

四、公立幼稚園の危険校舎の実態に鑑み速やかに之が解消を図るため、国庫補助の対象となる方途を講ずること。

審査報告書

私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月二十八日

文教委員長　笹森　順造

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

石坂　豊一　安部きみ子
高田なほ子　村尾　重雄
佐藤清一郎　大谷　瑩潤
矢嶋　三義　川口爲之助
雨森　常夫　吉田　萬次
堀　末治　加賀山之雄

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、厚生年金保険及び他の社会保険に対する国の補助率と均衡をはかるため、私立学校教職員共済組合の退職給付、廃疾給付及び遺族給付に要する国の補助率を百分の十から百分の十五に引上げようとするもので妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行に伴う経費として四百万円が本年度予算に計上済である。

審査報告書

あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月二十七日

社会労働委員長　小林　英三

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

加藤　武徳　高野　一夫
吉田　法晴　阿具根　登
山本　經勝　森田　義衛
有馬　英二　長谷部ひろ
谷口弥三郎　榊原　亨
田村　文吉　常岡　一郎
松岡　平市　山下　義信
竹中　勝男　相馬　助治

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、あん摩、はり、きゆう及び柔道整復以外の医業類似行為を業とするものが、その業務を行うことが出来る期間を延長し、且つその期間内にこれらのものが、あん摩師試験に合格したときは、あん摩師になることが出来るようにしようとするのであつて妥当な措置であると認めるが、本委員会においては医業類似行為に関しては本法律の選用について適正なる措置を講ずる必要を認め次の附帯決議を行つた。

一、所謂既存業者であつて本法に認められないものについては猶予期間中に充分な指導を行い国民保健上弊害のないものについて将来適当な措置を講ずること。

二、あん摩師等のうち身体障害者については本法運営に関し特別の考慮を払うこと。

三、無免許業者に対しては厳重な取締を励行して根絶を期すること。

二、費用

この法律施行のため別に費用を要しない。

審査報告書

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月二十七日

社会労働委員長　小林　英三

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

加藤　武徳　高野　一夫
阿具根　登　山本　經勝
森田　義衛　長谷部ひろ
吉田　法晴　榊原　亨
寺本　廣作　竹中　勝男
田村　文吉　相馬　助治
有馬　英二　谷口弥三郎
山下　義信

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、日雇労働者健康保険における保険給付の内容を改善するため療養の給付期間を一年に延長し、その受給条件を保険料の納付について前二カ月二十八日分又は前六カ月七十八日分と選択せしむるとともに、療養の給付範囲を拡張し、又死亡及び分べんに関する給付を創設しようと云うのであつて、適切な措置であると認める。

二、費用

この法律施行のため昭和三十年度において約四億二千余万円を要するが、うち三億七千七百万円が予算に計上されている。

審査報告書

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月二十七日

社会労働委員長　小林　英三

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

高野　一夫　吉田　法晴
阿具根　登　山本　經勝
森田　義衛　長谷部ひろ
寺本　廣作　榊原　亨
田村　文吉　相馬　助治
竹中　勝男　有馬　英二
加藤　武徳　谷口弥三郎
山下　義信

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、業務上の災害を受けた労働者の保護を強化し、労働者災害補償保険の保険加入者の保険料負担の公平を図るとともに、保険事業の運営の合理化を図るため、漁船による水産動植物の採捕の事業を保険の強制適用事業とし、土木、建築等の事業について保険給付の多少によつて保険料の増減を行なうようにしようとするのであつて適切な措置であると認める。

二、費用

この法律施行のため二億八千余万円を要するが昭和三十年度予算に計上済みである。

審査報告書

失業保険法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月二十八日

社会労働委員長　小林　英三

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

松岡　平市　田村　文吉
高野　一夫　加藤　武徳
榊原　亨　有馬　英二
寺本　廣作　高良　とみ
谷口弥三郎　常岡　一郎
森田　義衛　草葉　隆圓

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、失業保険の当然被保険者の範囲を保健衛生事業、社会事業、更生保護事業等に拡大するとともに被保険者の資格の取得及び喪失の確認、失業保険金の給付日数について長期、短期の被保険者に各別の規制及び被保険者又は被保険者であつたものに対し福祉施設の設置等について必要な規定をしようとするのであつて、現下の失業情勢にかんがみ、失業者の生活の安定と福祉の増進を図るため妥当な措置であると認める。

二、費用

この法律施行のため約四億七千万余円を要するが、昭和三十年度予算に計上されている。

審査報告書

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月二十八日

社会労働委員長　小林　英三

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

竹中　勝男　山本　經勝
阿具根　登　加藤　武徳
高良　とみ　田村　文吉
高野　一夫　有馬　英二
長谷部ひろ　常岡　一郎
谷口弥三郎　森田　義衛
山下　義信　草葉　隆圓
榊原　亨

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、遺族年金の額の引上げを行うとともに、公務上の傷病、公務死の範囲に関する規定を拡大整備し、弔慰金を支給すべき遺族の範囲を拡大する等の規定を定めようとするのであつて適当な措置であると認める。

二、費用

この法律施行のため約一億五千五百七十八万円を要するが、うち一億四千三百二十八万円が昭和三十年度予算に計上されている。

審査報告書

未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月二十八日

社会労働委員長　小林　英三

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

竹中　勝男　山本　經勝
阿具根　登　加藤　武徳
田村　文吉　高良　とみ
高野　一夫　有馬　英二
長谷部ひろ　谷口弥三郎
常岡　一郎　森田　義衛
山下　義信　草葉　隆圓
榊原　亨

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金の増額に伴い、留守家族手当等の増額を規定するとともに帰還患者の実情にかんがみ療養の給付期間を延長しようとするのであつて適当な措置と認める。

二、費用

この法律施行のため昭和三十年度において約五千百七十万余円を要するが、うち三千四百七十二万円が予算に計上されている。

審査報告書

理容師美容師法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月二十八日

社会労働委員長　小林　英三

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

竹中　勝男　山本　經勝
加藤　武徳　田村　文吉
榊原　亨　有馬　英二
長部谷ひろ　谷口弥三郎
森田　義衛　草葉　隆圓
高野　一夫

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、理容所又は美容所の開設者に対し使用前の検査を受けさせることとするほか、理容所又は美容所に対する監督規定を整備して、公衆衛生上の措置を確保しようとするのであつて適当な措置と認める。

二、費用

この法律施行のため別に費用を要しない。

審査報告書

覚せい剤取締法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月二十八日

社会労働委員長　小林　英三

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

阿具根　登　加藤　武徳
森田　義衛　榊原　亨
高野　一夫　有馬　英二
長谷部ひろ　谷口弥三郎
常岡　一郎　草葉　隆圓

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、覚せい剤原料についても指定及び届出、制限及び禁止並びに取り扱いについて規定を設けるとともに、覚せい剤に関する罰則の強化を図ろうとするのであつて覚せい剤の濫用による弊害が最近特に顕著である事実にかんがみ適当な措置と認める。

二、費用

この法律施行のため別に費用を要しない。

審査報告書

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月二十八日

地方行政委員長　小笠原二三男

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

中田　吉雄　石村　幸作
伊能　芳雄　西郷吉之助
小林　武治　館　哲二
森下　政一　若木　勝蔵
堀木　鎌三　小柳　牧衛
秋山　長造

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、市町村職員共済組合法の適用除外市町村の職員で、同法施行の際厚生年金保険の被保険者であつたものの被保険者期間を、その者の長期給付に相当する給付の基礎となる期間に合算することを主たる内容とするものであつて、この改正は妥当と認められる。

二、費用

本法律の施行によつて、約四千九百万円が、厚生年金特別会計から、市町村職員共済組合法の適用除外市町村へ移管される。

審査報告書

輸出入取引法の一部を改正する法律案

右多数をもつて別冊の通り修正すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月二十八日

商工委員長　吉野　信次

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

古池　信三　白川　一雄
苫米地義三　山川　良一
河野　謙三　松平　勇雄
上原　正吉　小野　義夫
加藤　正人　深水　六郎
高橋　衛

第三章の改正規定のうち第五条第二項第六号中「国内の関係事業者」を「国内の関係中小企業者その他の関係事業者」に改め、第五条の二に次の一項を加える。

5　通商産業大臣が第一項の認可の申請に関し申請者に報告を求めたときは、その日からその報告を通商産業大臣が受理するまでの期間は、これを第三項の期間に算入しない。

第三章の改正規定のうち第五条の三第二項中「第四項まで」を「第五項まで」に改める。

第十一条に二項を加える規定中「第四項まで」を「第五項まで」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

わが国貿易の特質と実情に即応し、貿易商社等の無用な競争を極力避け輸出秩序の確立を図るため輸出業者等の協定を迅速に行いうるよう手続の簡素化を図り、輸出すべき貨物の生産業者又は販売業者が必要な協定を締結することができるようにし、本邦と特定の地域との間の輸出及び輸入の調整を図るため輸出入組合の設立を認める等を内容としたものであつて、わが国の貿易の体制を確立し、もつて外国貿易の健全な発展に寄与するものであり概ね妥当な措置であると認める。

なお、協定の認可にあたり国内の関係中小企業者に不当な圧迫を加えないよう、また、第五条の二第三項における二十日の期間には、通商産業大臣が協定の認可申請者に報告を求めている期間は算入しないよう修正した。

二、費用

別に費用を要しない。

審査報告書

自衛隊法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月二十八日

内閣委員長　新谷寅三郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

松原　一彦　木村篤太郎
野本　品吉　植竹　春彦
井上　知治　宮田　重文
中山　壽彦　木島　虎蔵
中川　以良　豊田　雅孝
長島　銀蔵

要領書

一、委員会の決定の理由

防衛力の充実整備に伴い、自衛隊の任務遂行の円滑を図るため、西部方面隊を増置し、新たに混成団二、航空団を設置し、其の他海士長等、空士長等の任用期間を殿けたことは妥当な措置と認めた。

二、費用

人件費、施設費、物品費を合せて本年度二百六十六億一千万円である。

審査報告書

防衛庁設置法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月二十八日

内閣委員長　新谷寅三郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

木村篤太郎　野本　品吉
植竹　春彦　井上　知治

木島　虎蔵　宮田　重文
中山　壽彦　中川　以良
松原　一彦　長島　銀蔵
豊田　雅孝

要領書

一、委員会の決定の理由

現下の情勢に対処し、我が国の防衛力を整備充実し、防衛庁の任務遂行の円滑を図るため、防衛庁の職員の定員を三万一千二百七十二人増員することは、妥当な措置と認めた。

二、費用

人件費、施設費、物品費を合せて、本年度二百六十六億一千万円である。

審査報告書

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月二十八日

内閣委員長　新谷寅三郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

長島　銀蔵　豊田　雅孝
中川　以良　中山　壽彦
宮田　重文　木島　虎蔵
植竹　春彦　木村篤太郎
井上　知治　野本　品吉
松原　一彦

要領書

一、委員会の決定の理由

海士長、空士長等にも特別退職手当を支給することとして、所要の改正を行うとともに、事務官等に俸給の調整額、落下さん隊員手当をそれぞれ設け、また、航空手当等の額に改訂を加えるほか、隊員の部外診療に要する費用を社会保険診療報酬支払基金を経由して支払うことができるようにする等給与の適正化を図るものであり、その措置は妥当なものと認めた。

二、費用

本法の施行によつて別に費用の増加はきたさない。

審査報告書

日華平和条約附属議定書第二項の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件

右多数をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月二十九日

外務委員長　石黒　忠篤

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

平井　太郎　苫米地義三
井村　徳二　鹿島守之助
野村吉三郎　後藤　文夫
梶原　茂嘉

要領書

一、委員会の決定の理由

本議定書は、本年八月四日をもつて効力を失うわが国と中華民国との間の通商及び航海に関する取極の存続期間を更に一年間延長し、現行の最恵国待遇に基く両国間の通商貿易関係を維持増進しようとするものであつて、妥当なものと認める。

二、費用

別に費用を要しない。

審査報告書

自作農維持創設資金融通法案

右全会一致をもつて別冊の通り修正すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月二十九日

農林水産委員長　江田　三郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

田中　啓一　青山　正一
白波瀬米吉　亀田　得治
鈴木　強平　菊田　七平
千田　正　秋山俊一郎
大矢半次郎　飯島連次郎
森　八三一　重政　庸徳
東　隆　長谷山行毅
三浦　辰雄　三橋八次郎
棚橋　小虎　溝口　三郎
清澤　俊英　池田宇右衛門

第三条第二項及び第三項を削る。

第六条中「借受人」を「資金の貸付を受けた者（その者の一般承継人を含む。）」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、農地及び採草放牧地が農業経営の基盤であつて、農業者が、これらの土地を所有することが、その経営の安定を図るための要件であるという趣旨によつて農地又は採草放牧地を取得し、自作地又は自作採草放牧地を維持し、或は自作地又は自作採草放牧地の細分化を防止しようとする農業者に対し、農林漁業金融公庫がこれに必要な資金を長期かつ低利で貸付けることとし、その貸付対象、貸付条件及び借受人等に関する規定を設け、併せて農林漁業金融公庫の業務に右の貸付業務を加えることにしようとするものであつて、農地改革の成果の維持に役立ち適当な措置と認められる。なお、衆議院の修正に即応して必要な条文整理上の修正を加えるとともに別紙附帯決議をした。

二、費用

本法施行に関し、昭和三十年度の貸付資金を二十億円とし、本年度農林漁業金融公庫の資金計画の中に計上されている。

附帯決議

一、政府は不動の方針を以つて農地改革の成果の維持昂揚のため万全の措置を講ずべきである。

二、本法による融資は資金の融通を真に必要とする農家に普く均てんすることを旨とし、国の財政投資を以つて資金の充実を図り、金利等貸付条件を極力緩和すべきである。

審査報告書

奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月二十九日

地方行政委員長　小笠原二三男

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

石村　幸作　伊能　芳雄
伊能繁次郎　小林　武治
岸　良一　島村軍次
館　哲二　秋山長造
若木　勝蔵　森下　政一
小柳　牧衛　中田　吉雄
西郷吉之助

要領書

一、委員会の決定の理由

奄美群島の復興に関し、復興に必要な金融の円滑化を図るため、アメリカ合衆国から譲渡を受けた債権を出資して奄美群島復興信用保証協会を設置し、同群島において復興事業に従事する中小事業者等が金融機関から融資を受ける際にその債務を保証することを主たる内容とするもので概ね妥当な措置と認める。

二、経費

本法律施行のため、特段の費用を要しない。

審査報告書

地方税法の一部を改正する法律案右多数をもつて別冊の通り修正すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月二十九日

地方行政委員長　小笠原二三男

参議院議長河井彌八殿

目次の改正規定中「「第七十三条の十五の二」に、」の下に「「第百三十条」を「第百三十条の二」に、」を加える。

第六十四条及び第七十一条の二の改正規定の次に次のように加える。

第七十二条第六項中第十九号を第二十号とし、第十八号の次に次の一号を加える。

十九　クリーニング業

第九十五条第二項、第九十六条第一項、第百六条第一項各号列記以外の部分、第百二十五条第二項、第百二十六条第一項及び第百三十八条第一項各号列記以外の部分の改正規定中「、第百六条第一項各号列記以外の部分、第百二十五条第二項、第百二十六条第一項及び第百三十八条第一項各号列記以外の部分」を「及び第百六条第一項各号列記以外の部分」に改め、同改正規定の次に次のように加える。

第百十三条第一項中「バー、」の下に「飲食店、」を、「宿泊」の下に「並びにこれらの場所における休憩その他これに類する利用行為（以下本節中「その他の利用行為」という。）」を加え、同条第二項中「宿泊」の下に「並びにその他の利用行為」を加える。

第百十四条第一項中「同条同項の場所」を「道府県の条例の定めるところにより、同条同項の飲食店」に、「課する。」を「課することができる。」に改め、同条第三項中「料金の定めがないときは、」を「料金の定めがないとき、又は通常の料金に比較して著しく低い料金の定めをしているときは、」に改める。

第百十四条の二第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項を削り、同条の次に次の二条を加える。

（旅館における宿泊及びこれに伴う飲食に係る遊興飲食税の課税標準の特例）

第百十四条の三　道府県は、旅館（旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条に規定するホテル及び旅館その他政令で定める場所に限る。以下第百十五条第一項第三号及び第百二十九条第三項において同じ。）における宿泊及びこれに伴う飲食（第百十五条第一項第二号に規定する飲食を除く。以下本条及び第百十五条第一項第三号において同じ。）に対して課する遊興飲食税の課税標準の算定については、一人一泊につき五百円を宿泊及びこれに伴う飲食の料金から控除する。

（飲食店、喫茶店等における遊興飲食税の免税点）

第百十四条の四　道府県は、飲食店、喫茶店その他これらに類する場所における一人一回の料金が二百円以下である飲食及びその他の利用行為に対しては、遊興飲食税を課することができない。

2　前項の場所のうちあらかじめ提供品目ごとに料金の支払を受けその提供品目の種類ごとに売上金額を明確に区分して経理する食堂その他これに類する場所で道府県知事が指定するものにおいて、あらかじめ提供品目ごとに料金を支払つて行う飲食（「あらかじめ提供品目ごとに料金を支払う飲食」という。以下次条第二項及び第百二十九条において同じ。）については、前項の規定を適用せず、その提供品目のうち一品の価格が百円以下のものの飲食に対しては、遊興飲食税を課することができない。

第百十五条を次のように改める。

（遊興飲食税の標準税率）

第百十五条　遊興飲食税の標準税率は、次の各号に掲げる遊興、飲食及び宿泊並びにその他の利用行為に対し、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一　芸者その他これに類する者の花代　百分の三十

二　料理店、貸席、カフエー、バーその他当該道府県の条例で定めるこれらに類する場所における遊興、飲食又はその他の利用行為の料金（前号の花代を除く。）　百分の十五

三　旅館における宿泊及びこれに伴う飲食の料金

一人一泊の料金が千円以下のもの　百分の五

一人一泊の料金が千円をこえるもの　百分の十

四　前二号に掲げるもの以外の飲食及びその他の利用行為の料金

一人一回の料金が五百円以下のもの　百分の五

一人一回の料金が五百円をこえるもの　百分の十

2　前条第二項の場所におけるあらかじめ提供品目ごとに料金を支払う飲食に対して課する遊興飲食税の標準税率は、前項第四号の規定にかかわらず、飲食の料金の百分の五とする。

第百二十条第一項中「バー、」の下に「飲食店、」を加える。

第百二十五条第二項及び第百二十六条第一項中「四銭」を「三銭」に改める。

第百二十九条を次のように改める。

（遊興飲食税に係る領収証の交付義務等）

第百二十九条　遊興飲食税の特別徴収義務者は、遊興、飲食及び宿泊並びにその他の利用行為があつた際にその料金及び遊興飲食税の全部又は一部を受け取つた場合においては、料金及び遊興飲食税を受け取つたことを証する書類（以下「領収証」という。）及びその写を作成して領収証を料金及び遊興飲食税を支払つた者に交付するとともに、その写を保管しなければならない。

2　遊興飲食税の特別徴収義務者は、遊興、飲食及び宿泊並びにその他の利用行為があつた際にその料金及び遊興飲食税の全部又は一部を受け取らなかつた場合においては、当該行為があつたときに料金及び遊興飲食税の全部についての領収証となるべき書類及びその写を作成して保管し、その後料金及び遊興飲食税の支払があつたつどその支払われた額についての領収証を交付し、その全額についての支払が完了した際に、あらかじめ作成されている領収証を交付しなければならない。

3　前二項の規定は、旅館における宿泊及びこれに伴う飲食で一人一泊の料金が五百円以下のもの、飲食店、喫茶店その他これらに類する場所における飲食及びその他の利用行為で一人一回の料金が五百円以下のもの、第百十四条の四第二項の場所におけるあらかじめ提供品目ごとに料金を支払う飲食並びにチケットその他料金及び遊興飲食税額を示すに足りるもので道府県が政令の定めるところにより交付するものを使用する場所における遊興、飲食又はその他の利用行為については、適用しない。

4　第一項又は第二項の規定によつて交付する領収証及びその写は、道府県の交付する用紙によつて作成しなければならない。ただし、道府県の交付する用紙による領収証及びその写によることが適当でないと認められる外客用のホテルその他政令で定める場所における領収証及びその写は、道府県の条例で定めるところにより、道府県の交付する用紙以外の用紙によることができる。

5　前項の領収証及びその写の用紙には一連の番号を附けなければならない。

6　道府県が交付する用紙による領収証及びその写の様式は、総理府令で定める。

7　遊興飲食税の特別徴収義務者が第一項又は第二項の領収証の写又は領収証となるべき書類の写を保管すべき期間は、その作成した日から起算して六月間とする。

（領収証の交付等の義務違反に関する罪）

第百二十九条の二　次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一　前条第一項の規定に違反して領収証を交付しなかつた者又は料金、遊興飲食税額若しくは遊興、飲食、宿泊若しくはその他の利用行為のあつた日について虚偽の記載をした領収証を交付した者

二　前条第二項の規定に違反して領収証となるべき書類を作成せず、若しくは料金、遊興飲食税額若しくは遊興、飲食、宿泊若しくはその他の利用行為のあつた日について虚偽の記載をした領収証を交付しなかつた者

三　前条第一項又は第二項の規定に違反して領収証の写若しくは領収証となるべき書類の写を作成せず、又は保管しなかつた者

四　前条第四項の規定に違反して領収証及びその写を作成した者

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

（遊興飲食税の証紙徴収の手続）

第百二十九条の三　道府県が当該道府県の条例で特別徴収義務者が領収証に遊興、飲食及び宿泊並びにその他の利用行為に対して課する遊興飲食税額に相当する道府県の発行する証紙をはらなければならない旨の規定を設けた場合においては、当該特別徴収義務者は、領収証に証紙をはつて、その証紙をはつた紙面と証紙の彩紋とにかけて、その特別徴収義務者の印又は署名で判明にこれを消さなければならない。

2　前項の証紙の取扱に関しては、当該道府県の条例で定めなければならない。

第百三十条第一項を次のように改める。

前条第一項の規定に違反して領収証に証紙をはらなかつた者又は領収証に証紙をはつた紙面と証紙の彩紋とにかけて押印又は署名をしなかつた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第二章第六節第二款中第百三十条の次に次の一条を加える。

（遊興飲食税の賦課徴収に関する自治庁長官の勧告）

第百三十条の二　自治庁長官は、道府県の遊興飲食税の賦課徴収が適正を欠き、その事務の運営について改善を加える必要があると認めるときは、当該道府県知事に対し、その改善のため必要な措置を採ることを勧告することができる。

2　道府県知事は、前項の規定による勧告があつた場合においては、その勧告に基いて遊興飲食税の賦課徴収事務の運営を改善するために必要な措置を採るとともに、その採つた措置を自治庁長官に報告しなければならない。

第百三十八条第一項各号列記以外の部分中「四銭」を「三銭」に改める。

第二百九十二条の改正規定中「同条第二号中「第一項」を削り、」の下に「同条第四号ただし書中「総所得金額から所得税法」を「総所得金額（総所得金額中に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、第二百九十七条の規定にかかわらず、所得税法第九条第五号の規定により計算した金額から当該給与所得に係る収入金額の百分の五に相当する金額（その金額が二万円をこえるときは二万円）を控除した金額によるものとする。）から同法」に改め、」を加える。

附則第二項中「昭和三十年十月一日から、」の下に「遊興飲食税に関する部分は昭和三十年十一月一日から、」を加え、「第二百九十二条」を「第二百九十二条第一号、第二号、第五号、第七号及び第十一号」に、「附則第二十一項から第二十四項まで」を「附則第二十一項から第二十七項まで」に改める。

附則第三十一項を第三十五項とし、以下四項ずつ繰り下げる。

附則第三十項を第三十三項とし、同項の次に次の一項を加える。

34　昭和三十年十月三十一日以前にした行為に対する罰則の適用については、第百二十九条の改正規定及び第百二十条の改正規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附則第二十九項中「昭和三十年十月一日前の分、」の下に「遊興飲食税にあつては昭和三十年十一月一日前の分、」を加え、「附則第二十一項から第二十四項まで」を「附則第二十二項から第二十七項まで」に改め、同項を附則第三十二項とする。

附則第二十四項を第二十七項とし、以下第二十八項まで三項ずつ繰り下げ、附則第二十三項を第二十四項とし、同項の次に次の二項を加える。

25　昭和二十九年以前に建設に着手した水力発電所の用に供する償却資産で昭和三十年度から昭和三十四年度までの間において新たに固定資産税を課されることとなるもののうち、新法第三百四十九条の四第一項の規定の適用を受けることとなるものに対する同法同条第二項の規定の適用については、地方税法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第九十五号）附則第三十九項中「百分の百二十」とあるのは、当該新たに国定資産税を課されることとなつた最初の年度（以下本項及び次項中「最初の年度」という。）にあつては「百分の百八十」と、当該最初の年度の翌年度（以下本項中「第二年度」という。）にあつては「百分の百六十」と、第二年度の翌年度にあつては「百分の百四十」とする。

26　前項の規定の適用を受ける償却資産に対する附則第二十二項の規定の適用については、同項中「並びに地方税法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第九十五号）附則第三十二項及び第三十三項」とするのは「、地方税法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第九十五号）附則第三十二項並びに附則第二十五項」と、「百分の百二十（昭和三十年度にあつては、百分の百三十）」とあるのは「百分の百八十（最初の年度が昭和三十年度である場合においては昭和三十一年度にあつては百分の百六十、昭和三十二年度にあつては百分の百四十、最初の年度が昭和三十一年度である場合においては昭和三十二年度にあつては百分の百六十）」と読み替えるものとする。

附則第十八項を第十九項とし、以下第二十二項まで一項ずつ繰り下げ、第十七項の次に次の一項を加える。

18　昭和三十年十一月一日から昭和三十一年三月三十一日までの間における飲食及びその他の利用行為（新法第百十三条第一項に規定するその他の利用行為をいう。）に対して課する遊興飲食税に限り、新法第百十四条の四第一項中「二百円」とあるのは「百五十円」と読み替えるものとする。

多数賛見者署名

石村　幸作　伊能　芳雄
西郷吉之助　伊能繁次郎
小林　武治　安井　謙
小幡　治和　岸　良一
島村　軍次　館　哲二
秋山　長造　若木　勝蔵
森下　政一　中田　吉雄
鈴木　一　高橋進太郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は内閣修正要求にかかる分を含め、租税負担の均衡化、税務行政の簡素化、国税の減税による地方税の減収を避けるため、道府県民税については所得税額の合計額に乗ずる率を三十一年度分百分の五・五、三十二年度以降百分の六とし、同じく法人税割については標準税率を百分の五・四、制限税率を百分の六・五とし、事業税については損害保険事業に対してはその収入金額を課税標準として課することとし、その課税標準額を配当金額に止めている協同組合の範囲を積立金の額が出資総額の四分の一に達しないものと改め、個人事業税の基礎控除を三十年度十万円、三十一年度十二万円とし、法人事業税の軽減標準税率百分の十は三以上の道府県に事務所を設けて事業を行う法人で資本金五百万円以上のものには適用せ

ざることとし、不動産取得税の免税点を土地の取得一万円、家屋は新築十万円、その他五万円とし、また家屋の主体構造部と附帯設備の取得者の異る場合の取扱いを定め、自動車税は軽油使用のものについてガソリン使用のものに比し三十年度七割五分、三十一年度以降十割の増加となるようにし、市町村民税の所得割について所得税額を基準として課する場合の課税限度額の規定を発して、三十一年度以降、標準税率百分の十五、制限税率百分の十八とし、同じく法人税割については標準税率を百分の八・一制限税率百分の九・七とし、給与所得者については原則として特別徴収によるものとし、固定資産税については基準年度の制度を設けて土地、家屋の評価は概ね三年度ごとに行うものとし、大規模償却資産にかかる市町村の課税限度額については激変緩和のため、三十年度より三ケ年度にわたり、その前年度の基準財政収入額のそれぞれ十分の九、十分の八、十分の七まで課税し得るものとし、また、合併市町村につき特例を設け、償却資産につき免税点を三十一年度より十万円とし、自転車荷車税の税率を整備し、たばこ消費税の税率を道府県百分の八、市町村百分の九として三十一年三月一日以降適用することとし、その他市町村の廃置分合等の場合における課税権の帰属を規定し、諸種の罰則規定を緩和する等の改正を行おうとするものであつて、衆議院において地方道路税の税率修正に伴い、自動車税の税率にかかる部分の改正を修正削除の上、送付されたものである。

当委員会においては審査の結果、事業税については、クリーニング業については、これを個人事業税第一種八パーセントを第三種六パーセントとし、遊興飲食税については道府県の交付する用紙による領収証を特別徴収義務者が利用者に交付する義務ある場合を定め、税率は標準税率を芸者の花代を百分の百から百分の三十へ、料理店貸席、カフエー、バー等は百分の二十から百分の十五へ、旅館の宿泊及びこれに伴う飲食は百分の十から一人一泊千円以下の場合は百分の五へ、以上の場合は百分の十三、大衆の飲食等については百分の十から、一人一回の料金五百円以下の場合百分の五、以上の場合百分の十へ、それぞれ引下げ特例として提供品目ごとに売上金額を明確に区分して経理し、道府県知事が指定する食堂等においては一品百円以上のものについて一率に百分の五の税率によることとし、別に従来の非課税の制度を廃止し、免税点の制度によることとし、その額を旅館における宿泊と飲食については五百円、大衆の飲食については一人一回の料金三百円以下のもの、但し、三十年度に限り百五十円とするものとし、この遊興飲食税の部分の改正規定は三十年十一月より適用することとし、市町村民税については所得割の課税方式に第二方式第三方式の但書を使用する場合は給与所得にかかる所得についてはその百分の五、但しそれが二万円を超える場合は二万円までを控除するものとし、固定資産税については水力発電所の償却資産中、昭和二十九年度に建設に着手し、三十四年度までの間に新たに固定資産税を課することとなる場合は、その市町村の課税限度額は特例として前年度の基準財政需要額の最初の年度にあつては百分の百八十まで、第三年度にあつては百分の百六十まで、第三年度にあつては百分の百四十までを認めることとする修正を加えることを適当と認めるがその他の部分は送付案の内容をもつて概ね適当とし、多数を以つて修正議決した。

なお別紙附帯決議を行つた。

二、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

一、遊興飲食税については、漸次これが軽減措置を採るべきであるという政府の説明に鑑み、本修正案の実施による成績を見たる上、昭和三十一年度に於て更に税率等の合理化を計ること。

二、個人事業税についてはその負担の軽減措置に、なお足らざるものあり、零細中小商工業者については、各府県が条例その他の運営により更に負担の軽減を計るよう政府は適当の方法により連絡すること。

三、現行税制が、国税、地方税を通じて勤労者になお、負担が過重であることは一般的に認められた事実であるから、政府はこれに速に充分の検討を加え、これが是正の措置をとること。

四、倉庫事業はその事業の特殊性により通常の方式による固定資産税課税は不適当の場合が多いから速かに適当の措置を採ること。

五、中央競馬会の所有経営する競馬場について所在市町村が固定資産税を課し得るよう措置すること。

六、スケート場の娯楽施設利用税の引下げを計ること。

右決議する。

審査報告書（地方行政委員会第一号）

一、議院の会議に付するを要するもの。

一、内閣に送付するを要するもの。

第二一二号　公職選挙法中一部改正に関する請願

第二八〇号　消防団員の公務災害補償費国庫負担に関する請願

第二八二号　消防施設強化促進、経費国庫補助増額に関する請願

第九六三号　町村合併促進法における公共企業体の協力に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和三十年七月二十八日

地方行政委員長　小笠原二三男

参議院議長河井彌八殿

審査報告書（法務委員会第一号）

一、議院の会議に付するを要するもの。

一、内閣に送付するを要するもの。

第五三号　巣鴨刑務所在所戦犯者の釈放等に関する請願

第一六五号　青森地方裁判所五所川原支部等庁舎改築に関する請願

第四四一号　福島地方裁判所等の庁舎建設に関する請願

第五一〇号　巣鴨刑務所在所戦犯者の釈放促進に関する請願

第九四〇号　売春禁止法制定促進に関する請願

第一二九六号　売春等処罰法制定促進に関する請願

第一三八七号　山口県宇部市に山口地方裁判所宇部支部等設置の請願

第一六四二号　売春等処罰法制定に関する請願

第一六八四号　福島市の家庭裁判所庁舎建築促進に関する請願

第一七一七号　売春等処罰法制定促進に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和三十年七月二十八日

法務委員長　成瀬　幡治

参議院議長河井彌八殿

審査報告書（農林水産委員会第二号）

一、議院の会議に付するを要するもの。

一、内閣に送付するを要するもの。

第六八六号　産米銘柄制度復活に関する請願

第七八七号　酪農基金法制定に関する請願

第七八八号　山口県姫路小島周辺の国連空軍爆射撃演習による漁業損害補償の請願

第八〇〇号　精麦用新麦価格の適正化に関する請願

第八〇二号　内水面漁業助成等に関する請願

第八一一号、第八一八号、第八三六号、第八四〇号、第八四五号　精麦用新麦価格の適正化に関する請願

第八五九号　愛知県中部を集約酪農地域に指定するの請願

第八六四号、第八八六号、第九〇二号、第九〇三号、第九〇四号、第九〇五号、第九一八

号、第九二八号、第九二九号
精麦用新麦価格の適正化に関する請願
第九三〇号　沖縄向け硫安の取扱に関する請願
第九三八号、第九三九号　伝貧研究所設置に関する請願
第九四三号　精麦用新麦価格の適正化に関する請願
第九四五号　採穂林造成費国庫補助に関する請願
第九五〇号　母樹候補林の指定等に関する請願
第九五五号　パン食普及に関する請願
第九五七号　精麦用新麦価格の適正化に関する請願
第九八四号　長期造林計画樹立等に関する請願
第九八五号　山林種苗検査制度の確立等に関する請願
第九八七号　以西機船底びき網漁業及び遠洋かつお、まぐろ漁業の許可等についての漁業法の臨時特例に関する法律の適用期間延長に関する請願
第九八八号　母樹林の補償費増額に関する請願
第九八九号　伝貧研究所設置に関する請願
第九九〇号、第九九一号、第一一〇七号　精麦用新麦価格の適正化に関する請願
第一一五七号　北海道足寄町の鹿害農作物補償等に関する請願
第一一五八号、第一一五九号　精麦用新麦価格の適正化に関する請願
第一一六〇号　伝貧研究所設置に関する請願
第一二二一号　精麦用新麦価格の適正化に関する請願
第一二二三号　宮城県蔵王地区を集約酪農振興地域に指定するの請願
第一二九七号　台風常襲地帯災害防除に関する法律制定の請願
第一二九八号　岡山県藤田村六区の災害農道補修等に関する請願
第一二九九号　岡山市漁業協同組合員の地区内漁業権に関する請願
第一三一四号　すぎの害虫すぎたまばえを法定害虫に指定する等の請願
第一四一二号　精麦用新麦価格の適正化に関する請願
第一五四一号　昭和三十年産米穀検査規格改訂に関する請願
第一五四八号　米穀予約売渡制等に関する請願
第一五五七号　農民の均分相続に関する請願
第一五五八号　家畜改良増殖法中一部改正等に関する請願
第一五八四号　輸入飼料の供給確保等に関する請願
第一五八九号　すぎの害虫すぎたまばえを法定害虫に指定する等の請願
第一五九〇号　農薬による水産関係被害救済の請願
第一五九三号　小団地開発整備事業の地帯別適正実施に関する請願
第一五九八号　新潟県清津川総合開発促進に関する請願
第一六二九号　漁村振興に関する請願
第一六三三号　病虫害防除薬剤購入予算に関する請願
第一六三五号　急傾斜地帯の土地改良事業費増額に関する請願
第一六六二号　農地開発事業促進に関する請願
第一六六八号　香川県塩飽、直島両海域の入会漁業許可に関する請願
第一六七五号　新潟県清津川総合開発促進に関する請願
第一六九九号　豆類の品種改良等のため北海道の試験研究施設拡大強化に関する請願
第一七一四号　森林病虫害防除費国庫助成のわく拡大等に関する請願
第一七一五号　すぎの害虫すぎたまばえを法定害虫に指定する等の請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和三十年七月二十八日
農林水産委員長　江田　三郎
参議院議長河井彌八殿

審査報告書（運輸委員会第二号）

一、議院の会議に付するを要するもの。
一、内閣に送付するを要するもの。

第五一一号　左沢、長井両駅間の機動車を荒砥駅まで運行延長するの請願
第一一六一号　白棚鉄道敷設促進に関する請願
第一一六二号　福岡県下の国鉄電化促進に関する請願
第一一六四号　只見特定地域の小出、野岩両線鉄道整備等に関する請願
第一一六九号　焼津、藤枝両駅間に新駅設置等の請願
第一二二〇号　京王帝都電鉄線浜田山駅附近の踏切の安全施設に関する請願
第一四一八号　京浜東北線大井町駅東口存置に関する請願
第一五〇六号　東海道線電化に伴う終点を岡山駅とするの請願
第一五一三号　福岡県下の国鉄電化促進に関する請願
第一五九九号　新潟県六日町駅の地下道構築等に関する請願
第一六二五号　滋賀県大津市に測候所設置の請願
第一六五一号　二俣線鉄道の輸送強化に関する請願
第一六五七号　京都、米原両駅間鉄道電車化に関する請願
第一六六三号　小規模小、中学校児童、生徒の鉄道運賃団体割引に関する請願
第一六七六号　大糸線鉄道等全通促進に関する請願

一、内閣に送付するを要しないもの。

第一五八二号　海難救助態勢強化の立法措置に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和三十年七月二十八日
運輸委員長　加藤シヅエ
参議院議長河井彌八殿

〔第四十三号参照〕

審査報告書

地方道路税法案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月二十九日
大蔵委員長　青木　一男
参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

山本　米治　西川甚五郎
土田国太郎　平林　剛
杉山　昌作　岡崎　眞一
木内　四郎　松澤　兼人
藤野　繁雄　白井　勇
中川　幸平　片柳　眞吉
岡　三郎　最上　英子
天田　勝正

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は都道府県等に対して道路に関する費用に充てる財源を譲与するため、新たに揮発油に対して一㍑当り二千円の税率で地方道路税を課するとともに、揮発油税の税率を一㍑当り一万一千円に改めようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用

この法律施行のため、別に費用を要しないが、昭和三十年度地方道路税の税収見込額は七十二億七千五百万円である。

審査報告書

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月二十九日
大蔵委員長　青木　一男
参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

最上　英子　岡　三郎
片柳　眞吉　中川　幸平
白井　勇　藤野　繁雄
松澤　兼人　木内　四郎
岡崎　眞一　杉山　昌作
平林　剛　土田国太郎
西川甚五郎　天田　勝正
山本　米治

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は地方道路譲与税に関する制度の創設及び昭和三十年度のたばこ専売特別地方配布金に関する措置に伴い、これらに関する経理を交付税及び譲与税配付金特別会計において行うこととし、あわせて同年度における入場税収入の一割相当額の一般会計への繰入を停止する等の改正を行おうとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

運輸省設置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月二十九日

内閣委員長　新谷寅三郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

田畑　金光　野本　品吉
木島　虎蔵　井上　知治
松原　一彦　菊川　孝夫
植竹　春彦　中川　以良
宮田　重文　長島　銀蔵
加瀬　完　千葉　信
豊田　雅孝　松浦　清一

要領書

一、委員会の決定の理由

国際観光事業の重要性にかんがみ、観光行政を強力に遂行せしめるため、現在運輸省にある観光部を観光局に昇格させることは、妥当な措置と認めたが、各省、庁の行政機構に関して必要な改正を行う場合は、政府がその責任において措置を講ずべきであると考えるので別紙のような附帯決議を行つた。

二、費用

本法施行のため別に費用を要しない。

附帯決議

運輸省に観光局を設置する問題は、たとえ国際観光事業の重要性に鑑み、観光行政を強力に遂行せしめる為とはいえ、今後に於て、かかる際は、行政当局がその責任に於て行政組織全般の立場から、検討を加え考慮しなければならない問題であることは、言を俟たない。

従つて、かくの如き各省、庁の行政機構に関する改正については、政府は必要ある場合責任を以てその措置を進むべきものである。

右決議する。

審査報告書

国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月二十九日

内閣委員長　新谷寅三郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

野本　品吉　松原　一彦
木島　虎蔵　植竹　春彦
中川　以良　宮田　重文
長島　銀蔵　豊田　雅孝

要領書

一、委員会の決定の理由

国家公務員等退職手当暫定措置法によれば、国家公務員等が退職後失業している場合において、すでに支給を受けた退職手当の額が失業保険法に定める給付に相当する額に達していないときは、その差額を失業者の退職手当として支給することとなつているが、失業保険法の一部改正に伴い、失業者の退職手当について所要の改正を加え、あわせて規定の整備を図ることは、妥当な措置と認める。

二、費用

本法の施行によつて、別に費用を要しない。

審査報告書

医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月二十九日

社会労働委員長　小林　英三

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

加藤　武徳　竹中　勝男
藤田　進　長谷部ひろ
高良　とみ　横山　フク
相馬　助治　寺本　廣作
田村　文吉　有馬　英二
森田　義衛　谷口弥三郎
常岡　一郎　山下　義信
湯山　勇　榊原　亨
山本　經勝

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、医師又は歯科医師が例外的に処方せんを交付しなくてもよい場合を患者又はその看護者が処方せんの交付を必要としない旨を申し出た場合のほか、項目を列挙して限定することにしようとし、かつ、医師、歯科医師の調剤に関する規定に違反した場合の制裁として定められている刑事罰を一万円以下の罰金にしようというのであつて適当な措置と認める。

二、費用

この法律施行のため別に費用を要しない。

審査報告書（内閣委員会第一号）

一、議院の会議に付するを要するもの。

一、内閣に送付するを要するもの。

第八号　恩給改訂に関する請願
第一〇号　恩給不均衡是正に関する請願
第二三号　戦没者公務死範囲拡大に関する請願
第三四号　国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当支給に関する法律中一部改正に関する請願
第四〇号　恩給法中一部改正に関する請願
第四一号　恩給不均衡是正に関する請願
第四五号　恩給法等一部改正に関する請願
第五〇号　恩給改訂に関する請願
第五八号　恩給法中一部改正に関する請願
第五九号　傷病恩給増額に関する請願
第七〇号　恩給法等一部改正に関する請願
第七一号　恩給改訂に関する請願
第七八号　恩給法中一部改正に関する請願
第七九号　恩給不均衡是正に関する請願
第九三号　恩給法等一部改正に関する請願
第九八号　恩給不均衡是正に関する請願
第九九号　恩給改訂に関する請願
第一〇三号　傷病恩給適用範囲拡大に関する請願
第一〇四号　結核症障害者の恩給に関する請願
第一一一号　恩給法中一部改正に関する請願
第一一二号　恩給不均衡是正に関する請願
第一一九号　恩給改訂に関する請願
第一二〇号　恩給不均衡是正に関する請願
第一二一号　恩給法中一部改正に関する請願
第一二二号　同
第一二三号　恩給不均衡是正に関する請願
第一二六号　恩給改訂に関する請願
第一二七号　恩給法中一部改正に関する請願
第一三〇号　恩給不均衡是正に関する請願
第一三一号　恩給改訂に関する請願
第一三七号　同
第一四四号　恩給不均衡是正に関する請願
第一四五号　恩給法中一部改正に関する請願
第一四六号　同
第一四七号　恩給改訂に関する請願

第一五一号　同
第一五二号　同
第一五三号　同
第一六〇号　恩給法中一部改正に関する請願
第一六一号　恩給不均衡是正に関する請願
第一六二号　恩給改訂に関する請願
第一六三号　恩給不均衡是正に関する請願
第一六四号　恩給改訂に関する請願
第一六六号　恩給法中一部改正に関する請願
第一七〇号　同
第一七一号　同
第一七二号　恩給不均衡是正に関する請願
第一七四号　同
第一七九号　恩給法中一部改正に関する請願
第一八〇号　同
第一八三号　養護教諭の恩給に関する請願
第一九〇号　恩給不均衡是正に関する請願
第一九一号　恩給法中一部改正に関する請願
第一九二号　恩給改訂に関する請願
第一九五号　元樺太特定郵便局長の恩給に関する請願
第一九七号　恩給改訂に関する請願
第二〇〇号　恩給法中一部改正等に関する請願
第二〇一号　恩給法中一部改正に関する請願
第二〇二号　恩給不均衡是正に関する請願
第二二一号　東北地方の薪炭手当に関する請願
第二二三号　恩給改訂に関する請願
第二二四号　恩給不均衡是正に関する請願
第二二五号　恩給法中一部改正に関する請願
第二四二号　恩給改訂に関する請願
第二五二号　水産省設置に関する請願
第二五三号　恩給不均衡是正に関する請願
第二六二号　同
第二七〇号　恩給法中一部改正に関する請願
第二八一号　同
第二八三号　恩給不均衡是正に関する請願
第二九五号　恩給改訂に関する請願
第二九九号　養護教諭の恩給に関する請願
第三一四号　同
第三一七号　恩給改訂に関する請願
第三二一八号　同
第三二六号　恩給不均衡是正に関する請願
第三二七号　養護教諭の恩給に関する請願
第三四一号　恩給改訂に関する請願
第三四九号　恩給法中一部改正に関する請願
第三五七号　行政機関職員定員法中一部改正等に関する請願
第三六三号　恩給不均衡是正に関する請願
第三八一号　同
第三八二号　恩給法中一部改正に関する請願
第四〇〇号　恩給改訂に関する請願
第四一三号　恩給不均衡是正に関する請願
第四一四号　恩給法中一部改正に関する請願
第四二六号　恩給改訂に関する請願
第四二七号　国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律中一部改正に関する請願
第四四〇号　恩給改訂に関する請願
第四四九号　東北地方の薪炭手当に関する請願
第四六四号　恩給不均衡是正に関する請願
第四八二号　恩給法中一部改正に関する請願
第五一四号　恩給法中一部改正等に関する請願
第五一五号　国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律中一部改正に関する請願
第五二七号　山形県の薪炭手当に関する請願
第五二八号　青森県の薪炭手当に関する請願
第五四六号　行政機関職員定員法中一部改正に関する請願
第五五二号　岐阜県飛騨地方の薪炭手当に関する請願
第五七〇号　国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律中一部改正に関する請願
第五九五号　同
第六〇九号　恩給法中一部改正に関する請願
第六一二号　旧軍人未亡人老齢者等の恩給改訂に関する請願
第六三〇号　恩給改訂に関する請願
第六三七号　未帰還公務員の恩給に関する請願
第六四〇号　頭部重傷戦傷者の恩給に関する請願
第六六〇号　戦没者遺族の扶助料等に関する請願
第六六三号　気象通信従事者に特殊有技者手当支給の請願
第六八〇号　恩給改訂に関する請願
第七〇〇号　東北地方の薪炭手当に関する請願
第七一八号　養護教諭の恩給に関する請願
第七二三号　恩給法中一部改正に関する請願
第七二四号　恩給不均衡是正に関する請願
第七三〇号　旧軍人下級者の公務扶助料是正に関する請願
第七三一号　恩給不均衡是正に関する請願
第七四三号　福島県下郷町の寒冷地手当に関する請願
第七五〇号　行政機関職員定員法中一部改正に関する請願
第七六〇号　恩給不均衡是正に関する請願
第七八一号　同
第八四六号　恩給改訂に関する請願
第八七九号　戦争未亡人の扶助料に関する請願
第八八〇号　同
第九四六号　未帰還公務員の恩給に関する請願
第一〇九三号　恩給不均衡是正に関する請願
第一一二五号　恩給法中一部改正に関する請願
第一一二八号　未帰還公務員の恩給に関する請願
第一二一九号　同
第一二九四号　薪炭手当の法制化に関する請願
第一三〇〇号　未帰還公務員の恩給に関する請願
第一三一六号　国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律中一部改正に関する請願
第一四二〇号　養護教諭の恩給に関する請願
第一四三九号　未帰還公務員の恩給に関する請願
第一四四〇号　北富士演習場の騒音による山梨県中野中学校等の損失補償に関する請願
第一四四一号　北富士演習場中一部使用に関する請願
第一四四三号　米軍演習による製害農家等の損害補償の請願
第一五〇五号　山梨県梨ケ原開拓者に駐留軍演習地の一部を返還するの請願
第一五八三号　国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律中一部改正に関する請願
第一五九四号　恩給改訂に関する請願
第一五九六号　秋田県能代市の薪炭手当に関する請願
第一六二六号　養護教諭の恩給に関する請願
第一六三二号　東富士演習場地域農民の補償等に関する請願
第一六三六号　薪炭手当の法制化に関する請願

第一六四〇号　防災業務の一元化に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和三十年七月二十九日

内閣委員長　新谷寅三郎

参議院議長河井彌八殿

審査報告書（外務委員会第一号）

一、議院の会議に付するを要するもの。

一、内閣に送付するを要するもの。

第三〇七号　ソ連地域の抑留同胞救出に関する請願

第三三五号　ソ連外各地域の抑留同胞救出等に関する請願

第三三九号　同

第五〇三号　同

第五〇七号　ソ連、中共地域の抑留同胞救出等に関する請願

第五〇八号　ソ連地域の抑留同胞救出等に関する請願

第五八五号　原子戦争準備反対に関する請願

第六二八号　南方地域残留同胞の捜索に関する請願

第六二九号　中国人ふ虜殉難者の遺骨収集等促進に関する請願

第七一二号　千葉県木更津航空基地拡張反対に関する請願

第七六四号　横田飛行場整備のための土地追加買収反対に関する請願

第八一六号　兵庫県伊丹飛行場拡張反対に関する請願

第九六四号　沖縄の日本復帰促進に関する請願

第九八六号　韓国抑留漁船乗組員の送還に関する請願

第一三二八号　同

第一三二九号　東京都代々木地区駐留軍将兵宿舎に米軍将兵の入舎反対に関する請願

第一四三六号　長崎県島島海域の駐留軍演習地廃止に関する請願

第一四三七号　李承晩ライン撤廃等に関する請願

第一五一四号　兵庫県元陸軍演習地青野原の米空軍使用反対に関する請願

第一五一六号　東京都立川基地拡張反対に関する請願

第一五四四号　東南アジア諸国との善隣関係樹立に関する請願

第一六〇九号　ソ連抑留同胞の引揚促進に関する請願

第一六二三号　同

第一六九六号　長崎県島島海域の駐留軍演習地廃止に関する請願

第一六九七号　李承晩ライン撤廃等に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和三十年七月二十九日

外務委員長　石黒　忠篤

参議院議長河井彌八殿

審査報告書（大蔵委員会第二号）

一、議院の会議に付するを要するもの。

一、内閣に送付するを要するもの。

第一九号　旧軍港市における旧軍用財産の使用に関する請願

第一二五号　米国在住同胞所有の外貨債有効化に関する請願

第四五二号　中小企業に対する税制改正の請願

第四八八号　税理士法中一部改正に関する請願

第七〇三号　海外引揚老齢民間人の留置財産補償に関する請願

第八一三号　在外資産補償暫定措置に関する請願

第八一九号　大かん練乳用砂糖消費税免除に関する請願

第八七七号　在外資産補償に関する請願

第八九三号、第九三六号、第九六五号、第九六六号、第九六七号、第九六八号、第九六九号、第九七〇号、第九七一号、第九七二号、第九七三号、第九七四号、第一〇九七号、第一〇九八号、第一〇九九号、第一〇〇号、第一〇一号、第一〇二号、第一〇三号、同

第一〇四号、第一〇五号、第一〇六号、第一〇七号、第一〇八号、第一〇九号、第一一〇号、第一一一号、第一一二号、第一一三号、第一一四号、第一一五号、第一一六号、第一一七号、第一一八号、第一一九号、第一一二〇号、第一一二一号、第一一二二号、第一一二三号、第一一二四号、第一一二五号、第一一二六号、第一一二七号、第一一二八号、第一一二九号、第一一三〇号、第一一三一号、第一一三二号、第一一三三号、第一一三四号、第一一三五号、第一一三六号、第一一三七号、第一一三八号、第一一三九号、第一一一五三号、第一一五四号、第一一一七〇号、第一一一七一号、第一一一七二号、第一一一七三号、第一一一七四号、第一一一七五号、第一一一七六号、第一一一七七号、第一一一七八号、第一一一七九号、第一一一八〇号、第一一一八一号、第一一一八二号、第一一一八三号、第一一一八四号、第一一一八五号、第一一一八六号、第一一一八七号、第一一一八八号、第一一一八九号、第一一一九〇号、第一一一九一号、第一一一九二号、第一一一九三号、第一一一九四号、第一一一九五号、第一一一九六号、第一一一九七号、第一一一九八号、第一一一九九号、第一一二〇〇号、第一一二〇一号、第一一二〇二号、第一一二〇三号、第一一二〇四号、第一一二〇五号、第一一二〇六号、第一一二〇七号、第一一二〇八号、第一一二〇九号、第一一二一〇号、第一一二一一号、第一一二一二号、第一一二一三号、第一一二一四号、第一一二一五号、第一一二一六号、第一一二一七号、第一一二一八号、第一一二一九号、第一一二二〇号、第一一二二一号、第一一二二二号、第一一二二三号、第一一二二四号、第一一二二五号、第一一二二六号、第一一二二七号、第一一二二八号、第一一二二九号、第一一二三〇号、第一一二三一号、第一一二三二号、第一一二三三号、第一一二三四号、第一一二三五号、第一一二三六号、第一一二三七号、第一一二三八号、第一一二三九号、第一一二四〇号、第一一二四一号、第一一二四二号、第一一二四三号、第一一二四四号、第一一二四五号、第一一二四六号、第一一二四七号、第一一二四八号、第一一二四九号、第一一二五〇号、第一一二五一号、第一一二五二号、第一一二五三号、第一一二五四号、第一一二五五号、第一一二五六号、第一一二五七号、第一一二五八号、第一一二五九号、第一一二六〇号、第一一二六一号、第一一二六二号、第一一二六三号、第一一二六四号、第一一二六五号、第一一二六六号、第一一二六七号、第一一二六八号、第一一二六九号、第一一二七〇号、第一一二七一号、第一一二七二号、第一一二七三号、第一一二七四号、第一一二七五号、第一一二七六号、第一一二七七号、第一一二七八号、第一一二七九号、第一一二八〇号、第一一二八一号、第一一二八二号、第一一二八三号、第一一二八四号、第一一二八五号、第一一二八六号、第一一二八七号、第一一二八八号、第一一二八九号、第一一二九〇号、第一一二九一号、第一一二九二号、第一一二九三号、第一一二九四号、第一一二九五号、第一一二九六号、第一一二九七号、第一一二九八号、第一一二九九号、第一一三〇〇号、第一一三〇一号、第一一三〇二号、第一一三〇三号、第一一三〇四号、第一一三〇五号、第一一三〇六号、第一一三〇七号、第一一三〇八号、第一一三一〇号、第一一三一一号、第一一三一二号、第一一三一三号、第一一三一四号、第一一三一五号、第一一三一六号、第一一三一七号、第一一三一八号、第一一三一九号、第一一三二〇号、第一一三二一号、第一一三二二号、第一一三二三号、第一一三二四号、第一一三二五号、第一一三二六号、第一一三二七号、第一一三二八号、第一一三二九号、第一一三三〇号、第一一三三一号、第一一三三二号、第一一三三三号、第一一三三四号、第一一三三五号、第一一三三六号、第一一三三七号、第一一三三八号、第一一三三九号、第一一三四〇号、第一一三四一号、第一一三四二号、第一一三四三号、第一一三四四号、第一一三四五号、第一一三四六号、第一一三四七号、第一一三四八号、第一一三四九号、第一一三五〇号、第一一三五一号、第一一三五二号、第一一三五三号、第一一三五四号、第一一三五五号、第一一三五六号、第一一三五七号、第一一三五八号、第一一三五九号、第一一三六〇号、第一一三六一号、第一一三六二号、第一一三六三号、第一一三六四号、第一一三六五号、第一一三六六号、第一一三六七号、第一一三六八号、第一一三六九号、第一一三七〇号、第一一三七一号、第一一三七二号、第一一三七三号、第一一三七四号、第一一三七五号、第一一三七六号、第一一三七七号、第一一三七八号、第一一三七九号、第一一三八〇号、第一一三八一号、第一一三八二号、第一一三八三号、第一一三八四号、第一一三八五号、第一一三八六号、第一一三八七号、第一一三八八号、第一一三八九号、第一一三九〇号、第一一三九一号、第一一三九二号、第一一三九三号、第一一三九四号、第一一三九五号、第一一三九六号、第一一三九七号、第一一三九八号、第一一三九九号、第一一四〇〇号、第一一四〇一号、第一一四〇二号、第一一四〇三号、第一一四〇四号、第一一四〇五号、第一一四〇六号、第一一四〇七号、第一一四〇八号、第一一四〇九号、第一一四一〇号、第一一四一一号、第一一四一二号、第一一四一三号、第一一四一四号、第一一四一五号、第一一四一六号、第一一四一七号、第一一四一八号、第一一四一九号、第一一四二〇号、第一一四二一号、第一一四二二号、第一一四二三号、第一一四二四号、第一一四二五号、第一一四二六号、第一一四二七号、第一一四二八号、第一一四二九号、第一一四三〇号、第一一四三一号、第一一四三二号、第一一四三三号、第一一四三四号、第一一四三五号、第一一四三六号、第一一四三七号、第一一四三八号、第一一四三九号、第一一四四〇号、第一一四四一号、第一一四四二号、第一一四四三号、第一一四四四号、第一一四四五号、第一一四四六号、第一一四四七号、第一一四四八号、第一一四四九号、第一一四五〇号、第一一四五一号、第一一四五二号、第一一四五三号、第一一四五四号、第一一四五五号、第一一四五六号、第一一四五七号、第一一四五八号、第一一四五九号、第一一四六〇号、第一一四六一号、第一一四六二号、第一一四六三号、第一一四六四号、第一一四六五号、第一一四六六号、第一一四六七号、第一一四六八号、第一一四六九号、第一一四七〇号、第一一四七一号、第一一四七二号、第一一四七三号、第一一四七四号、第一一四七五号、第一一四七六号、第一一四七七号、第一一四七八号、第一一四七九号、第一一四八〇号、第一一四八一号、第一一四八二号、第一一四八三号、第一一四八四号、第一一四八五号、第一一四八六号、第一一四八七号、第一一四八八号、第一一四八九号、第一一四九〇号、第一一四九一号、第一一四九二号、第一一四九三号、第一一四九四号、第一一四九五号、第一一四九六号、第一一四九七号、第一一四九八号、第一一四九九号、第一一五〇〇号、第一一五〇一号、第一一五〇二号、第一一五〇三号、第一一五〇四号、第一一五〇五号、第一一五〇六号、第一一五〇七号、第一一五〇八号、第一一五〇九号、第一一五一〇号、第一一五一一号、第一一五一二号、第一一五一三号、第一一五一四号、第一一五一五号、第一一五一六号、第一一五一七号、第一一五一八号、第一一五一九号、第一一五二〇号、第一一五二一号、第一一五二二号、第一一五二三号、第一一五二四号、第一一五二五号、第一一五三一号、第一一五四五号、第一一五五一号、第一一五五九号、第一一五六〇号、第一一六一三号、第一一六三〇号、第一一六九五号、第一一七〇三号、第一一七〇九号　三級清酒設定反対に関する請願

第九〇六号　葉たばこ収納価格の適正化等に関する請願

第一〇八二号　運動用具の物品税撤廃に関する請願

第一二〇五号、第一四五三号、第一四五四号、第一四五五号、第一四五六号、第一四五七号、第一四五八号、第一四五九号、第一四六〇号、第一四九〇号、第一五二〇号、第一五二一号、第一五二八号、第一五二九号、第一五三六号、第一五三七号、第一五五〇号、第一五五三号、第一五六七号、第一五六八号、第一六一五号、第一六一六号、第一六二〇号、第一六六一号、第一六六六号、第一六八五号、第一六八六号、第一七一〇号、第一七二九号　二級清酒の酒税引下げに関する請願

第一二五三号　建築板金業の所得税軽減等に関する請願

第一二九一号　福島県に国立たばこ試験場設置の請願

第一六一一号　労働金庫に対する資金運用部資金の長期融資の請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和三十年七月二十九日

大蔵委員長　青木　一男

参議院議長河井彌八殿

審査報告書（地方行政委員会第二号）

一、議院の会議に付するを要するもの。

一、内閣に送付するを要するもの。

第二〇七号　大規模償却資産に対する固定資産税課税の暫定措置に関する請願
第二〇八号　同
第二〇九号　同
第二一〇号　同
第二一一号　同
第二一二号　同
第二一八号　同
第二二九号　同
第二三〇号　同
第二三五号　同
第二六一号　同
第二九四号　同
第三〇五号　同
第三三八号　木材引取税撤廃に関する請願
第三六二号　大規模償却資産に対する固定資産税課税の暫定措置に関する請願
第三六五号　倉庫業に対する固定資産税軽減の請願
第三六八号　木材引取税撤廃に関する請願
第三六九号　同
第三八三号　同
第三八七号　同
第三八八号　同
第三八九号　同
第四〇五号　同
第四〇六号　同
第四〇七号　同
第四〇九号　同
第四二八号　同
第四三二号　同
第四四四号　同
第四九四号　同
第四九九号　同
第五〇一号　同
第五八〇号　同
第六八五号　同
第七四八号　娯楽施設利用税の適正化等に関する請願
第七九八号　木材引取税撤廃に関する請願
第八六一号　地方鉄道、軌道業に対する固定資産税減免の請願
第八六二号　地方鉄道、軌道業に対する事業税の課税方法改正の請願
第八八四号　スケート場の娯楽施設利用税撤廃に関する請願
第八九八号　農業協同組合等の貨物自動車の自動車税免除に関する請願
第九四七号　木材引取税撤廃に関する請願
第一〇八三号　市民税所得割の基準税率すえ置に関する請願
第一二二五号　建築板金業の個人事業税撤廃に関する請願
第一四一三号　東京都府中市の財政措置に関する請願
第一五三二号　同
第一六五九号　入湯税等軽減に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和三十年七月二十九日

地方行政委員長　小笠原二三男

参議院議長河井彌八殿

審査報告書（社会労働委員会第一号）

一、議院の会議に付するを要するもの。

一、内閣に送付するを要するもの。

第一五号　上水道地整変動対策事業の継続施行に関する請願
第二二号　下水道国策樹立に関する請願
第二八号　上水道地整変動対策事業の継続施行に関する請願
第二九号　同
第三七号　同
第四二号　同
第四三号　日雇労働者の生活安定に関する請願
第五一号　児童福祉事業の危機打開に関する請願
第八五号　母子福祉総合法制定に関する請願
第一〇〇号　同
第一〇五号　戦傷病者戦没者遺族等援護法における船員の処遇改善の請願
第一〇六号　上水道地整変動対策事業の継続施行に関する請願
第一〇九号　下水道国策樹立に関する請願
第一一三号　母子福祉総合法制定に関する請願
第一五六号　東京都外地引揚者寮補修整備等促進に関する請願
第一六九号　濠北地域所在遺骨収集に関する請願
第一八六号　船員保険の医療給付国庫負担に関する請願
第一九八号　健康保険の保険率引上げ等反対に関する請願
第二一七号　市の社会福祉事務所に専任医師を常置する等の請願
第二一八号　市の社会福祉事務所経費等補助に関する請願
第二四八号　健康保険法による医療給付適用期間延長等の請願
第二六六号　ヒロポン害悪撲滅対策に関する請願
第二七七号　戦傷病者の完全医療給付等に関する請願
第二九一号　同
第二九七号　生活保護法の最低生活基準額引上げに関する請願
第三〇二号　東京都多摩村向ノ丘に結核療養所建設反対の請願
第三一五号　学徒戦争傷害者の援護補償に関する請願
第三二五号　戦没者遺族の処遇改善に関する請願
第三四〇号　未帰還者留守家族等の援護強化に関する請願
第三四四号　同
第三六一号　旧豊川海軍工しょうの動員学徒戦没者等遺家族援護に関する請願
第三七一号　高知県安芸市に水道敷設の請願
第四六二号　生活保護法の最低生活基準額引上げに関する請願
第四六八号　戦傷病者再発医療費全額国庫負担に関する請願
第五六〇号　戦傷病者戦没者遺族の処遇改善に関する請願
第五七九号　大分県国東半島を瀬戸内海国立公園に包含するの請願
第五九六号　母子福祉総合法制定等に関する請願
第六三五号　健康保険制度確立等に関する請願
第六四三号　瀬戸内海国立公園特別地域鷲羽山施設費国庫補助に関する請願
第六四四号　健康保険費増額等に関する請願
第六四六号　生活保護法の最低生活基準額引上げに関する請願
第六四七号　身体障害者の更生資金に関する請願
第六五二号　海外所在遺骨収集に関する請願
第六七八号　身体障害者の更生資金に関する請願
第六九八号　同和問題国策樹立に関する請願
第七二〇号　未帰還者留守家族等の援護強化に関する請願
第七六三号　身体障害者の更生資金に関する請願
第八〇七号　季節保育所開設費等国庫補助に関する請願
第八五七号　社会保険関係諸法規改正反対等に関する請願
第八七〇号　同
第八七一号　季節保育所開設費国庫補助復活に関する請願
第八七八号　生活保護法の最低生活基準額引上げ等に関する請願

第八八五号　社会保険関係諸法規改正反対等に関する請願
第九一六号　同和問題国策樹立に関する請願
第九二二号　未帰還者留守家族の援護等に関する請願
第九四八号　母子福祉総合法制定に関する請願
第九五九号　社会保険制度の確立に関する請願
第九九一号　戦没軍属遺族の処遇に関する請願
第九八二号　医師介輔制度の適用期間延長に関する請願
第九八三号　社会保険制度の確立に関する請願
第一〇八六号　保育所費用の徴収基準改正等に関する請願
第一一〇八号　韓国及び台湾出身戦犯者の生活保障に関する請願
第一一一〇号　社会保険制度の確立に関する請願
第一一四四号　宮崎県の簡易水道事業費国庫補助に関する請願
第一一四五号　宮崎県立宮崎病院整備費国庫補助に関する請願
第一一五六号　日雇労働者の失業保険金増額等に関する請願
第一一六六号　社会保険制度の確立に関する請願
第一一六七号　同
第一一六八号　同
第一二四五号　国立公園施設整備費国庫補助復活に関する請願
第一二四五号　社会保険制度の確立に関する請願
第一二五五号　同
第一二五六号　同
第一二五七号　同
第一二五八号　同
第一二五九号　同
第一二六〇号　同
第一二六一号　同
第一二六二号　同
第一二六三号　同
第一二六四号　同
第一二六五号　同
第一二六六号　同
第一二六七号　同
第一二六八号　同
第一二六九号　同
第一二七〇号　同
第一二七一号　同
第一二七二号　同
第一二七三号　同
第一二七四号　同
第一二七五号　同
第一二七六号　同
第一二七七号　同
第一二七八号　同
第一二七九号　同
第一二八〇号　同
第一二八一号　同
第一二八二号　同
第一三一〇号　同
第一三一一号　未帰還者留守家族等の援護強化に関する請願
第一三一二号　社会保険制度の確立に関する請願
第一三一七号　同
第一三一八号　同
第一三一九号　同
第一三二〇号　同
第一三二一号　同
第一三二二号　同
第一三二三号　同
第一三二四号　同
第一三二五号　同
第一三二六号　同
第一三二七号　同
第一三二八号　同
第一三二九号　同
第一三三〇号　同
第一三三一号　同
第一三三二号　同
第一三三九号　同
第一三三九六号　同
第一三三九七号　同
第一三三九八号　同
第一三九九号　同
第一四〇〇号　同
第一四〇一号　同
第一四〇二号　同
第一四〇三号　同
第一四〇四号　同
第一四〇五号　同
第一四〇六号　同
第一四〇七号　同
第一四一五号　同
第一四一六号　同
第一一四七号　同
第一四二六号　在華日本人遺骨の収集等に関する請願
第一四三三号　社会保険制度の確立に関する請願
第一四三四号　同
第一四三五号　同
第一四四四号　同
第一四四五号　同
第一四四九三号　同
第一四九四号　同
第一四九五号　同
第一四九六号　同
第一五〇〇号　埼玉県川口市国民健康保険組合直営川口市民病院新築反対に関する請願
第一五〇八号　社会保険制度の確立に関する請願
第一五一九号　同
第一五六三号　同
第一五六四号　同
第一五七五号　同
第一五七六号　同
第一五七七号　同
第一五七八号　同
第一五七九号　同
第一五八〇号　同
第一五八一号　同
第一五八七号　同
第一五八八号　母子福祉総合法制定等に関する請願
第一六〇六号　社会保険制度の確立に関する請願
第一六〇七号　四国電力株式会社の人権じゅうりん事件に関する請願
第一六〇八号　四国電力株式会社の不当労働行為事件に関する請願
第一六二八号　社会保険制度の確立に関する請願
第一六四八号　同
第一六五四号　同
第一六五六号　失業対策事業に関する請願
第一六六九号　宮崎県串間市に公共職業安定所設置の請願
第一六八一号　社会保険制度の確立に関する請願
第一六八八号　同
第一七〇〇号　同和問題国策樹立に関する請願
第一七〇五号　同
第一七二一号　社会保険制度の確立に関する請願
第一七二二号　同
第一七二三号　同
第一七二四号　同
第一七二五号　同

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和三十年七月二十九日

社会労働委員長　小林　英三

参議院議長河井彌八殿

審査報告書（商工委員会第一号）

一、議院の会議に付するを要するもの。

一、内閣に送付するを要するもの。

第四七号、第一一五号、第二三二号　只見川特定地域総合開発促進に関する請願

第四八号、第一一六号、第二三三号　只見川電力を電源地方に優先確保するの請願

第五五号　電気料金引下げに関する請願

第六五号、第二三四号　只見川電源開発工事促進等に関する請願

第一四一号　只見川電源開発工事促進に関する請願

第二一三号　中小企業金融機関の拡充等に関する請願

第二三六号　日中貿易協定に関する請願

第二六〇号　国土総合開発促進に関する請願

第三七二号　石油資源開発に関する請願
第六六一号　日中貿易促進に関する請願
第七一六号　北奥羽地域の総合開発促進に関する請願
第九四四号　中小企業振興対策に関する請願
第一五一五号、第一六九〇号　発明振興対策に関する請願
第一六三七号　日中貿易協定締結促進に関する請願
第一六四五号　国産麻製品使用に関する請願
第一六七三号　オリンピック等の派遣費充当のための特別自転車競技開催許可に関する請願
第一六七九号　総合開発事業等促進に関する請願

二、内閣に送付するを要しないもの。
第一五七二号　中小企業協同組合法中一部改正等に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和三十年七月二十九日
商工委員長　吉野　信次
参議院議長河井彌八殿

審査報告書
愛知用水公団法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月三十日
農林水産委員長　江田　三郎
参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
白波瀬米吉　重政　庸徳
田中　啓一　亀田　得治
菊田　七平　長谷山行毅
大矢半次郎　森　八三一
千田　正　東　隆
三浦　辰雄　溝口　三郎
棚橋　小虎　三橋八次郎
清澤　俊英　池田宇右衛門
鈴木　強平

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、木曽川水系の水資源を総合的に開発し、その利用の高度化を図り、食糧その他農産物の生産の増進と、農業経営の合理化に資するため、政府及び国際復興開発銀行から資金の融通を受けて、大規模なかんがい排水施設の新設及び管理、開田、開畑等の事業を行う機関として愛知用水公団を設立し、その組織、業務、財務及び会計等に関して必要な規定を設けようとするものであつて、国内資源の開発に役立ち、適当な措置と認め、別紙の附帯決議を附して可決した。

一、費用
本法施行のため、差当り昭和三十年度において事業資金（公団事務費を含む）総額三十二億二千四百万円を必要とし、国際復興開発銀行からの融資（輸入を必要とする建設機械及び開墾機械の資金）七億七千四百万円、米国の余剰農産物見返円資金二十四億五千万円を以てこれに充てることとなつている。

附帯決議
本法に関し政府は次の事項について遺憾なく措置すべきである。
一、米国余剰農産物の受入は慎重な検討を要するところであるが、真に已むを得ず之が受入をなす場合においては、その見返円資金は少くともその二分の一以上を国内農業関係に優先且つ重点的に支出すべきである。
二、本法に基く事業の実施に当つて、既に計画し、或いは予定されている国内農業開発事業及び食糧増産対策に必要な経費を削減する等、これ等の事業に苟しくも支障を来たすような事態を絶対に惹き起さないこと。
三、本法の事業による水没その他の被害者に対し、各権利者の納得を得て、個人については金銭補償と併せて移住適地の供与等、農業経営の維持に関しても遺憾なく措置するとともに、長野県西筑摩郡王滝村等においてみるように、村の相当部分を水没喪失する町村については、かかる町村が今後も存続発展できるよう各般の助成等特段の措置を講ずること。
四、国有林運輸施設の水没等については速やかに付替工事を完成し、運輸機能に遺憾ならしめるとともに、木曽地区の産業構造に変化を来たし、地元住民に不安を与えることのないよう充分に留意すること。
五、本事業によつて木曽川下流における既得水利権に悪影響を及ぼすことのないよう十分なる対策を講ずるとともに、木曽川の河床低下にもとづく既存用水の改修工事についても万全を期すること。
六、ダム、幹線水路の共同部分の費用の振分については発電及び水道の事業主体の受益度合を再検討し、農業の負担軽減について特段の考慮を払うこと。
七、愛知用水受益地区内の農民が本事業完成後公団に納付すべき負担金については農民の負担能力を勘案し適正なる額とすること。
八、余剰農産物資金融通特別会計及び愛知用水公団会計に余剰金を生じたときは、これを農業に優先的且つ効率的に使用するよう考慮すること。
九、牧尾橋ダムの構築については、苟しくも遺漏のないよう万全を期し、且つその集水区域内の治山治水については国及び電力会社其の他の関係者は之が実施に最善を尽すこと。
一〇、外国技術の受入については、必要最小限度に止め、国内技術の高度活用に努め、併せて機械器具類についてはできる限り国産品を購入使用すること。

審査報告書
農地開発機械公団法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月三十日
農林水産委員長　江田　三郎
参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名
白波瀬米吉　重政　庸徳
田中　啓一　亀田　得治
菊田　七平　長谷山行毅
大矢半次郎　森　八三一
千田　正　東　隆
三浦　辰雄　溝口　三郎
棚橋　小虎　三橋八次郎
清澤　俊英　池田宇右衛門
鈴木　強平

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は農地の造成及び改良の事業を効率的に行うため、国際復興開発銀行等から資金の融通を受け、農地の造成及び改良の事業に使用する高能率の機械等を保有してこれを国、地方公共団体その他これ等の事業を行う者に貸し付ける等その効果的な運用を行う目的を以つて農地開発機械公団を設立し、その組織、役員、業務、財務及び会計その他について必要な規定を設けたものであつて、農地の造成及び改良に役立ち適当な措置と認められ、別紙附帯決議を附して可決した。

二、費用
本法施行のため本年度八億一千五百万円を必要とし、国際復興開発銀行及び余剰農産物資金融通特別会計からの融資によつて充てることになつている。

附帯決議
本法に関し政府は次の事項について遺憾なく措置すべきである。
一、本法に基く事業の実施に当つては、既に計画され或いは予定されている国内農業開発事業及び食糧増産対策に必要な経費を削減する

等、これ等事業に苟しくも支障を来たすような事態を絶対に惹き起さないこと。

二、受益地区内の農民が本事業に関し公団に支払うべき金額は、農民の負担能力を勘案して、適正なる額に定めること。

三、外国技術の受入については、必要最少限度に止め、極力国内技術の活用に努め、併せて機械器具類についてはできる限り国産品を購入使用すること。

四、入植農家の営農の確立及び生活の安定のため資金の確保及び国の助成等に関し万全の措置を講ずること。

五、営農に当つては、穀作に偏することなく、草地を活用し、家畜の導入に努める等、綜合的方式を確立すること。

審査報告書

北海道における国有林野の風害木等の売払代金の納付に関する特別措置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月三十日

農林水産委員長　江田　三郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

白波瀬米吉　重政　庸徳
田中　啓一　亀田　得治
菊田　七平　森　八三一
溝口　三郎　棚橋　小虎
千田　正　池田宇右衛門
三橋八次郎　清澤　俊英
三浦　辰雄　東　隆
鈴木　強平

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、北海道の風害木等の処理を促進するため、その売払代金の延納の特例を拡大すると共に、買受機関の範囲を北海道の外内地を含め地方公共団体及び日本住宅公団に拡げようとするものであつて、風害木の処理を促進し適当な措置と認める。

二、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

審査報告書

昭和三十年六月及び七月の水害による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月三十日

農林水産委員長　江田　三郎

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

池田宇右衛門　三橋八次郎
東　隆　関根　久蔵
田中　啓一　白波瀬米吉
重政　庸徳　森　八三一
三浦　辰雄　溝口　三郎
長谷山行毅　菊田　七平
大矢半次郎　鈴木　強平
千田　正

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、本年六月及び七月に北海道及び東北地方において起つた水害によつて、所有している食糧を失い、或いは不作等のため飯用食糧に不足する被害農家に対して、その飯用食糧を確保するため、政府がその所有する米麦を特別価格で売り渡すことにしようとするものであつて、被害農家の再起に役立ち、適当な措置と認められる。

二、費用

本法施行のため、約二百五十万円の費用を必要とする見込であるといわれ、これが予算措置は今後に残されている。

審査報告書

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月三十日

社会労働委員長　小林　英三

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

竹中　勝男　湯山　勇
山本　經勝　長谷部ひろ
加藤　武徳　榊原　亨
常岡　一郎　山下　義信
横山　フク　有馬　英二

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、大学に就学し、又は医師法に規定する実地習練を受けている者の修学資金の貸付の限度額二千円を三千円に引き上げるとともに事業継続資金についても、他の母子福祉資金におけると同じく、その償還について据置期間を設けようというのであつて適当な措置であると認める。

二、費用

この法律施行のため別段の費用を要しない。

審査報告書

クリーニング業法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月三十日

社会労働委員長　小林　英三

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

竹中　勝男　湯山　勇
山本　經勝　長谷部ひろ
加藤　武徳　榊原　亨
常岡　一郎　山下　義信
横山　フク　有馬　英二

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、クリーニング業法の目的をより一層達成するため、ドライクリーニング営業たるとその他の洗たく業たるとを問わず、常時五人以上の従事者を使用するクリーニング所にクリーニング師一人以上を置くこととし、また公衆衛生上の措置を確保するための規定を整備しようとするのであつて適当の措置と認める。

二、費用

この法律施行のため別に費用を要しない。

審査報告書

弁護士法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月三十日

法務委員長　成瀬　幡治

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

宮城タマヨ　市川　房枝
一松　定吉　廣瀬　久忠
井上　清一　小林　亦治
岡田　宗司　中山　福藏

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、諸般の状況にかんがみ、外国の弁護士となる資格を有する者で最高裁判所の承認を受けたものが、弁護士法第三条に規定する事務等を行いうることとなつている現行弁護士法第七条を削除しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

二、費用

別に費用は要しない。

審査報告書

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署

名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月三十日

法務委員長　成瀬　幡治

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

中山　福蔵　岡田　宗司
小林　亦治　井上　清一
廣瀬　久忠　一松　定吉
市川　房枝　宮城タマヨ

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国内の経済事情の変動に応じて民事訴訟費用及び執行吏の手数料等を増額しようとするものであつて、適切な措置と認める。

二、費用

別に費用は要しない。

審査報告書

補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月三十日

大蔵委員長　青木　一男

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

岡崎　眞一　杉山　昌作
西川甚五郎　土田国太郎
岡　三郎　前田　久吉
片柳　眞吉　宮澤　喜一
木内　四郎　天田　勝正
中川　幸平　野溝　勝
最上　英子　青柳　秀夫
山本　米治　平林　剛
藤野　繁雄

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、補助金等の交付の不正な申請及び補助金等の不正な使用の防止その他補助金等に係る予算の執行の適正化を図るため、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本的事項を定めようとするものであつて、適当な措置と認める。

二、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

昭和三十年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月三十日

大蔵委員長　青木　一男

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

山本　米治　青柳　秀夫
最上　英子　中川　幸平
松澤　兼人　藤野　繁雄
宮澤　喜一　片柳　眞吉
岡　三郎　前田　久吉
平林　剛　杉山　昌作
岡崎　眞一　土田国太郎
西川甚五郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、昭和三十年産米穀についての予約買付制度の実施に伴つてその所要数量を確保することに資するため、事前売渡申込に基いて政府に対して米穀を売り渡した者について所得税を軽減しようとするものであつて適当な措置と認める。

二、費用

この法律施行のため、別に費用を要しない。

なお本措置により、昭和三十年度において約二十九億円の減収が見込まれるが、他方米価の引上げによる増収分約二十七億円が予想されるので、本年度の所得税収はおおむね確保し得る見込である。

審査報告書

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月三十日

大蔵委員長　青木　一男

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

山本　米治　岡崎　眞一
杉山　昌作　土田国太郎
平林　剛　岡　三郎
前田　久吉　片柳　眞吉
宮澤　喜一　藤野　繁雄
中川　幸平　最上　英子
青柳　秀夫　西川甚五郎
松澤　兼人

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、日本輸出入銀行の業務の円滑な運営を図るため資本金を百四十億円増加し三百五十億円としようとするものであつて適当な措置と認める。

二、費用

この法律施行のため、別に費用を要しないが、昭和三十年度特別会計予算中産業投資特別会計に日本輸出入銀行出資金百四十億円が計上されている。

審査報告書

昭和三十年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月三十日

地方行政委員長　小笠原二三男

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

中田　吉雄　鈴木　一
高橋進太郎　石村　幸作
伊能　芳雄　西郷吉之助
伊能繁次郎　小幡　治和
小林　武治　館　哲二
島村　軍次　森下　政一
小柳　牧衛　堀木　鎌三
秋山　長造　若木　勝蔵

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は本年六月及び七月―北海道、東北等の各地を襲つた大水害による歳入不足、災害対策の経費等に対する財源措置として起債の途を開こうとするものであつて妥当な措置と認める。

二、費用

被害の程度が未だ十分判明しないが、一応現在の起債の枠内でまかなわれる見込みである。

審査報告書

地方交付税法の一部を改正する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月三十日

地方行政委員長　小笠原二三男

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

小柳　牧衛　高橋進太郎
堀木　鎌三　石村　幸作
伊能　芳雄　西郷吉之助
伊能繁次郎　小幡　治和
小林　武治　館　哲二
島村　軍次　安井　謙

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、地方交付税制度運営の結果と地方財政の推移にかんがみ、地方交付税の算定の基礎に用いられる単位費用に所要の改訂を加え測定単位の数値及び基準税額の算定方法の合理化を図るとともに、昭和三十年度に限り、日本専売公社から交付税及び譲与税配付金特別会計へ納付される三十億円を、たばこ専売特別地方配付金として地方交付税の総額に加えて地方団体に交付する等のことを主た

る内容とするものであつて概ね妥当な改正と認める。

二、費用

地方交付税一、三八八億円及びたばこ専売特別地方配付金は本年度予算にみこまれている。

審査報告書

地方道路譲与税法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月三十日

地方行政委員長　小笠原二三男

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

中田　吉雄　高橋進太郎
石村　幸作　伊能　芳雄
西郷吉之助　小幡　治和
小林　武治　館　哲二
島村　軍次　安井　謙
森下　政一　若木　勝蔵
秋山　長造　堀木　鎌三
小柳　牧衛

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は道路に関する費用に充てるため、地方道路税の収入額を都道府県及び五大市に譲与することとするものであつて妥当な措置と認める。

二、費用

本法律施行のため別段の費用を要しない。

審査報告書

石炭鉱業合理化臨時措置法案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月三十日

商工委員長　吉野　信次

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

高橋　衛　松平　勇雄
石川　清一　小野　義夫
山川　良一　加藤　正人
上原　正吉　上林　忠次
深水　六郎　白川　一雄
苫米地義三　古池　信三
河野　謙三

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、一昨年来不況に悩むわが国石炭鉱業を合理化することによつて再建しようとするもので、あつて、総合燃料対策の一環として提案されたものである。法案の内容は㈠石炭鉱業の長期合理化について年度別の実施計画をたて、それに必要な資金を確保すること㈡立坑開発を中心として合理化を進めるとともに、坑口開設については許可制としたこと㈢特殊法人の石炭鉱業整備事業団を設立して、当該事業団に非能率炭鉱の買上等の業務を実施させること㈣標準価格制度を設定し、石炭採掘業者の販売価格が、これを大きく上廻るときは、政府が引下げの勧告をすること㈤炭況の悪化した場合は、生産数量と販売価格を制限する規定を設定したこと㈥通商産業省内に石炭鉱業審議会を設け、合理化計画、標準炭価の設定等、本法案実施のための重要事項についての諮問機関としたことであるが、本委員会としては、わが国石炭鉱業の安定と発展とを図り、国民経済の健全な発展のため概ね妥当な措置と認める。

二、費用

本法実施に要する費用は五年間に四八〇億円で、本年度予算分としては六〇億円を要する。

附帯決議

一、政府は、本法の施行にあたり、エネルギーの綜合需給見透しを確立し合理化推進の目標を明確ならしめること。

二、政府は、本法の実施により生ずる離職者に対し職業補導、就職斡旋等を行うとともに、特に所要の予算措置を講じて失業対策に遺憾なきを期すること。

三、政府は、本法実施に必要な資金の確保に努めるとともに、石炭企業の過大借入の現状の是正並びに租税負担の軽減等企業経理の改善につとめること。

四、政府は、都市ガス、火力発電、石炭化学の振興等石炭需要の喚起につとめるとともに、必要な資金の融通等適切な措置を講ずること。

五、政府は、炭鉱の買上にあたつては、租鉱権者の鉱業施設の売渡を円滑ならしめるよう斡旋指導を行うこと。

六、政府は、本法施行に伴い生ずる地元市町村の税収減および失業対策費等の増大に対し適当な措置を講ずること。

七、政府は、炭鉱の買収代金が関連産業の未払代金に対しても適正に支払われるよう指導すること。

八、政府は、炭鉱の整理にあたつては、買収した鉱区の鉱害の処理に遺憾なきを期すること。

審査報告書

重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月三十日

商工委員長　吉野　信次

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

古池　信三　苫米地義三
白川　一雄　深水　六郎
上林　忠次　上原　正吉
加藤　正人　山川　良一
小野　義夫　石川　清一
松平　勇雄　高橋　衛
河野　謙三

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は政府の総合エネルギー対策の一環として、最近急激に増加した重油の使用量を制限するため、通商産業大臣は、重油ボイラーの設置の制限、重油ボイラー以外の施設の改造並びに重油使用量の減少に関する指示等の措置を採る一方緊急な用途に供するための重油の確保をも図ろうとするもので殆んど輸入による重油と他の国内エネルギー資源との調整を図るとともに国際収支の改善にも寄与するもので適切な措置と認める。

二、費用

別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、重油ボイラー規制審議会の委員の選定にあたつては、広く燃料問題を中心とするエネルギー綜合対策に関する学識経験者を選び、もつて本審議会の運営に万全を期すべきである。

審査報告書

戦傷病者等の日本国有鉄道無賃乗車等に関する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月三十日

運輸委員長　加藤シツエ

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

高木　正夫　一松　政二
片岡　文重　重盛　壽治
内村　清次　川村　松助
井野　碩哉　仁田　竹一
三木與吉郎　小柳　牧衛
小酒井義男　大倉　精一
黒川　武雄　早川　慎一
平林　太一　入交　太蔵
岡田　信次

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、旧軍人軍属たる戦傷病者に対し日本国有鉄道に運賃を支払わずに乗車船することができるようにし、その運賃相当額は国がこれを負担しようとするも

ので、委員会は適切なる措置と認める。

二、費用

この法律の実施により昭和三十一年度において約三億円を要する。

審査報告書

日本学校給食会法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十年七月三十日

文教委員長　笹森　順造

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

佐藤清一郎　井村　徳二
矢嶋　三義　安部キミ子
荒木正三郎　高田なほ子
村尾　重雄　川口爲之助
大谷　瑩潤　堀　末治
雨森　常夫　白井　勇
吉田　萬次　加賀山之雄
高橋　道男

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、学校給食を適正確実に運営しその効果をもつとも能率的にするため、学校給食用物資の公正な全国的供給機関を法制化し、従来の財団法人日本学校給食会に代り特殊法人日本学校給食会を設立しようとするもので妥当な措置と認める。

なお別紙のような附帯決議を行つた。

二、費用

本法律の施行に伴い、事務費を補助するため約一千万円が支出されるが、すでに本年度予算に計上済みである。

附帯決議

学校給食を適正確実に運営するためには、本法制定を機に、当委員会かねての要望に即応すべく、特に次の三点につき適正な対策を講ずることが焦眉の急務である。

一、政府は学校給食法制定の趣旨及び目的に適合した運営を行うために、その指導体制を拡充強化するよう、速かに法的並びに予算的措置を講ずること。

二、学校給食に要する経費についての保護者負担は、法令の規定する範囲内に止めると共に、準要保護児童に対しても、政府は速かに適切な措置を講ずること。

三、政府は、学校給食の目的が国民生活の改善に寄与することにも鑑み、農林省はじめ関係各省間の連絡協調を密にし、その運営に遺漏なきを期すること。

審査報告書（通信委員会第二号）

一、議院の会議に付するを要するもの。

一、内閣に送付するを要するもの。

第一三三八号　長崎県若松村上荒川簡易郵便局を無集配特定郵便局に昇格するの請願

第一五六五号　石川県中島町、輪島市間に電信電話市外ケーブル架設の請願

第一六〇〇号　静岡県鈴川局等の電話を吉原電報電話局に統合するの請願

第一六〇一号　愛知県旭町の電話増設に関する請願

第一六〇二号　岡山県鴨方町中新田外四地区の二号便集配復活に関する請願

第一六〇三号　岡山県船穂町の電話増設に関する請願

第一六四七号　岡山県新見市の郵便局統合等に関する請願

第一七一六号　鹿児島県竹之浦簡易郵便局を無集配特定郵便局に昇格する等の請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和三十年七月三十日

通信委員長　滝井治三郎

参議院議長河井彌八殿

審査報告書（地方行政委員会第三号）

一、議院の会議に付するを要するもの。

一、内閣に送付するを要するもの。

第四四号　地方財政の危機打開に関する請願

第六四号　同

第八九号　同

第一一七号　同

第二一六号　市費支弁労務者に対する期末手当等の法制化に関する請願

第二二七号　地方財政の危機打開に関する請願

第二五一号　同

第二五四号　地方財政再建に関する請願

第二六三号　奄美群島復興計画費増額に関する請願

第二六四号　地方財政の危機打開に関する請願

第二六五号　地方財政再建に関する請願

第四九三号　岡山県矢掛町簡易水道事業起債に関する請願

第五五三号　地方財政の危機打開に関する請願

第七四七号　起債わく拡大に関する請願

第七五二号　東京都水道事業拡張工事費の起債等に関する請願

第八五四号　町村に対する起債許可最低基準引下げの請願

第八六六号　地方公共団体に財源附与の請願

第八八一号　奄美大島の復興促進に関する請願

第九二一号　工業用水道の起債等に関する請願

第九六二号　地方自治法第二百十三条改正に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和三十年七月三十日

地方行政委員長　小笠原二三男

参議院議長河井彌八殿

参議院会議録正誤

頁	段	行	誤	正
三三		一	「東磐井郡生田村」	「東磐井郡の内生田村」
六五		五	○第三十九号 終一 第三条第一項に	○第三十九号 終一 第三条第一項に ○第三条次
六七		五	二十七行の次に次の一行を加えるべきの誤 第百四十六条第三項中「第百五条第七項」を「第百五条第九項」に改める。	
七〇七		五	○第四十一号 終二 まだ	○第四十一号 終二 まず
七二三		一	第九項	附則第九項
七二三		一四—一五	対しては、	対しては
〃		四	「薪炭手当」	「薪炭手当、」
七二三		二〇	終九 かえられず	かえらず
			○第四十二号 終五 留意として	○第四十二号 終五 留意して
七九一		一七	第四項	第五項
七九九		一	政会	政令
八〇八		一	第四号	第四条
八三五		五	終九—八 同業	同様
八三六		二	委員会議録	委員会会議録
八四一		二—一六	諸君に	諸君は
八六七		五	物例	特例
			○第四十三号 終一 をありますか	○第四十三号 終一 ありますか
八七九		四	三、本件	本案
八八六		三	六 受け取る	受ける
〃		四	七 参議院提出	衆議院提出
八二一		一	八 保険及び郵便年金	保険及郵便年金
〃		三	終二 猶了	猶予
九三五		三		
九三五		一	五 転操	転換

定価一部十五円（郵送料共）
発行所　東京都新宿区市谷本村町一　大蔵省印刷局
電話九段(23)三一—三六〇〇